

平成23年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第3号）

平成23年9月21日（水）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊谷	祐子
3番	西岡	一成	4番	庄田	昭人
5番	森	治久	6番	棚橋	敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野	藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	土田	裕
11番	小寺	徹	12番	若井	千尋
13番	清水	治	14番	山田	隆義
15番	土屋	隆義	16番	小川	勝範
17番	藤橋	礼治	18番	若園	五朗
19番	星川	睦枝			

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	伊 藤 脩 祠
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	高 田 薫
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	都 市 整 備 部 長	福 富 保 文
調 整 監	岩 田 勝 之	環 境 水 道 部 長	弘 岡 敏
会 計 管 理 者	馬 淵 哲 男	教 育 次 長	林 鉄 雄
監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	田 宮 康 弘	書	記	清 水 千 尋
書	記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

議長（星川睦枝君） 日程第 1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） きょうは台風が来ておりますので、子供たち、朝、登校していきましてなんですが、暴風雨という警報が出ましたら、やはり教育関係の方は多分この席を退席されると思いますが、ひとつそこら辺のことを御了解願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（星川睦枝君） ただいまの松野藤四郎議員の御発言の中でありましたように、その時点で検討いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、新生クラブ、棚橋敏明君の発言を許します。

6 番（棚橋敏明君） おはようございます。

議席番号 6 番、新生クラブの棚橋敏明でございます。

今回は、会派代表質問ということで質問させていただきます。

このたびの質問は、防災対策について、2 番目としまして、公園・緑地等基本計画について、3 番目、ごみのリサイクルシステム構築について、この三つの点について質問させていただきます。

以後は、質問席より質問いたします。よろしく願いいたします。

きょうもそうなんです、せんだって来より台風が次から次へと参ります。特に、大きな津波とかあった震災以降、何か今度はこの台風なんかを見ていますと、非常に瑞穂市でも起こり得るような身近なことが非常に多うございます。例えば昨日のニュース、多治見市内の状況が映され、また名古屋守山区の状況が映されました。あの中に出てきたトラックとか車、ここら辺を走っておる看板の車が結構ありました。それと同時に、多治見市内の状況なんかを見ていますと、私たちの瑞穂市とそっくりな状態でございます。そういったこと、本当にここで目の当たりに来るんじゃないかなあと危惧する部分が多々あります。

それで、本日は、そういった瑞穂市民の安全確保のため、市の防災対策の見直しが必要になってきているんじゃないかなあとと思います。そのことについて、順次質問させてい

たきます。

まず1番目としまして、災害発生時の市長、議員、職員の対応・行動、これはどのようなマニュアルが策定されているのか、そちらの方を御報告くださいませ、お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

それでは、ただいまの御質問でございますけれども、災害の発生、または災害の発生するおそれがある場合には、市長以下職員は、職員災害時行動マニュアルというのができております。このマニュアルにつきましては水害編と地震編がありますが、その他の災害につきましては、これに準じて体制をしく予定でございます。市長にあっては、災害対策本部を設置した場合から、本部長として指揮をとっていただきます。

また、議員の皆様方には、対策本部を設置すべき時期には、議長さんに報告をし、また議員の皆様に参加していただくことになろうかと思っております。

また、その詳細のマニュアルにつきましては、議会事務局の方で案を作成されるということ聞いております。議員の皆様方には、地域の情報収集及び支援活動、被災者に対する助言及び相談、被災状況の掌握など災害対策本部への協力・助言並びに国・県への要望活動などお願いすることになろうかと思っております。

また、少しつけ加えさせていただきますが、自衛隊の要請でございますが、大規模な災害になりますと、県を通じて自衛隊の要請をお願いすることになろうかと思っております。先般の中小校区の防災訓練へも自衛隊の隊員の方が1人派遣されておられます。また、先日、岐阜の地方本部長さんが私どもへ来ておられます。私どもでは、各地の自衛隊の活動に感謝を申し上げると同時に、万一の際にはお願いすることをお願いしたところでございます。災害時には、きのうの名古屋でございませぬけれども、守山の陸上自衛隊の方にお世話になるかと思っております。また、11月のフェスタには、また参加をしていただくということも考えております。日ごろから情報の交換を密にして、自衛隊との連携も進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 柵橋敏明君。

6番（柵橋敏明君） よく昔の伊勢湾台風のときのアニメなんかを見ますと、アニメでも伊勢湾台風というのをつくってあるんですが、それなんかを見ていますと、職員がサンダルを履いていたりとかスリッパを履いているという情景がよく出てくるんですが、さすがに今瑞穂市の職員さんでそういった方は少なくはなってきたと思うんですが、いざ地震が起こって、ガラスが飛び散っているところをどうやっていくのかなあと思うような、やっぱりそういったことを考えますと、もっと市の職員の方々の服装とか、その臨機応変に動ける、このパワーアップとい

いますか、すうっと動けるような臨機応変なやっぱりそういったスキルをもっと育てるべきじゃないかなと思います。私、両方の庁舎、特に男性の方々の服装を見ていて、何かそのスキルが育っていないんじゃないかなとふっと思うときがあるんですが、いかがなものでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ありがとうございます。

一応、災害時の場合は、防災服とヘルメット、それから靴につきましては運動靴なり長靴ということで統一しております。今のような御指摘がございますので、再度確認をしておきたいと思えます。ありがとうございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） そういったもろもろのことも含み、また先ほどの防災の集中対策室、こちらの方はどこに設けられるのか、巢南とそれから穂積とあるわけです。それと同時に、一極集中で、市長が常時そこにいて、完璧なる指示が与えられるだけ情報収集が即時にできるような部屋が設けられるように準備がなされておるのか、まだまだ検討中なのか。私たちは議員になりましたときに、静岡の方に勉強に行ったんですが、あそこまでのものは確かに必要ないかもしれません。あそこは、やはり津波に対すること、それから東南海地震に対することを念頭に置いておりますから。ただ、私たちも油断は絶対できないと思えます。あそこまでのものは必要なくても、ある部屋において、長良川の流量これだけ、揖斐川の流量これだけ、それから市内の河川の流量これだけ、やはりそれぐらいのものが把握できるようなやっぱり集中の情報が集まる部屋があってしかるべきだと思うんですが、今後設けられる機会があるのかどうか、それから設ける計画があるのかどうか、また、今現在どうなっているのか、そこら辺をお答えくださいませ。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 市の災害対策本部は、この穂積庁舎の3階の大会議室を予定しております。巢南庁舎と牛牧北部防災コミュニティーセンターは現地の災害対策本部ということで、補助的な機能を考えております。万が一この穂積庁舎が使用できない場合については、これらの施設を代用して使うということで予定しておりますので、お願いしたいと思います。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） 今おっしゃられた中身のことがちょっとわからないんですが、場所はここでやりますよという程度のことしかわからないんですけども、現実的にそれだけで対策としているんな指示が出せるもんなんですか。ただ通信網があるから、いや、ここでいいんだ、

3階でこの部屋を改造するからと。その程度のこと、本当に果たしていいんでしょうか。例えば今回の奈良県の災害なんかを見ていると、すごいスピードが速いんですね。瞬く間に取り残されている、孤立になっちゃっている。それで、そのときにはもう何も機能しない。なぜ、その前に情報がつかめなかったのかなあと思う。果たして今おっしゃられた部長の説明の範囲の設備とかその程度のこといいのか。恐らくそれは洪水の、じわりじわりと本当に増水してきてあふれてくる水だけのことを考えとんさるだけやないかなあと思うんですが、いかがなものでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 災害も水害と地震とありますので、今準備が十分できるというのは水害だと思います。水害についても、昨日のようにもう1時間に何十ミリという状況になってまいりますと、本当に瞬く間ということでございます。

私どもの県とかいろんな情報の形態は、今、北側の庁舎の2階の総務課へいろんなデータ等が来るようになっております。3階につきましては、対策本部をきちんと設けて、そこへデータを送りがてら調整をするということで予定しておりますし、本部そのものには電話の回線などをきちんと、最低限のことは準備をしておりますけれども、いろんな情報につきましては、私どもの庁舎であれば総務課の方でございます。

それで、少し災害の対策のことを言いますと、今現在ですけれども、やはりきのうみたいに警報等が出てきますと、総務課関係、そして都市整備部の方ですね。都市整備部の方が、やっぱり排水機等がありますので、現実には先に動かれるという状況でございます。けさも報告が来ておりまして、それぞれの排水機場で待機をしておられるという情報を聞いております。私どもも、このごろ市町村ごとに警報等が出てまいりますので、職員においては、特に総務課の職員は、みんな自宅ですぐ雲の状況とかを見て、その状況で出勤をしてくると。それから、情報を点検して、また実際には職員を緊急出動させるということで、常に状況を把握しておる状況ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 確かに、昨日、市はこんなときにどのようになさるのかなあということも気になりましたもので、ほぼ11時ぐらいですかね、見に来ましたら、役所の総務のところはこうこうと電気がついておりました。ああ皆さん、本当に御苦労さんやなあ、ありがたいなあと私は思いました。

しかし、それも本当にありがたいですが、せんだっての関の市長選挙でも、イの一番に言われたことは、市長の役目は何か、また市の役目は何かといいましたら、市民の生命と財産を守るのが市長及び市職員の仕事ですと、このような話がございました。現実的には、このことを

おっしゃられた候補者の方は落選なさいましたけれども、本当にこのことに尽きると私は思っております。ですから、やはり今の対策室、もっともっと奥の深いものに僕はすべきじゃなからうかなと思いますので、もう一つやはりこれから部長の方で市長の方に御進言なさっていただいて、もっと充実した対策室がつかれるようにお考えいただきたいと思っております。

その次、私たちが思っていました穂積地区のコミュニティセンターなんですけれども、これが、どうしても本田と同じような市の直営的なものはできないんだよと、お金が要るからというお話を伺っていたんですけれども、ただし、これだけ災害が多くなりましたら、防災センターとしての機能、やはりこういったことから穂積地区の防災センターとして、コミュニティセンターを見直して考える必要性もあるんじゃないかなとは思ったりするんですが、その点はいかなるものでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 地域の避難所でございますけれども、小学校や中学校など公共施設を考えております。穂積校区には朝日大学があり、大学との避難時についての打ち合わせも予定をしております。

御質問がコミュニティセンターの建設ということであります。また、今までの経過につきましては、他の議員の方が質問しておられますので、そちらの方でまた御説明をさせていただくということで、ぜひお願いをしたいと私が思っておりますのは、穂積地区の自治会長さん、各種団体の方などを含めてオープンに話し合いを持っていただきまして、穂積地区の課題でございますので、十分に話し合ってください、またその状況もお知らせをいただきたいと思っております。

私は、こうして議会のたびにいろいろお話しすることの中で、やっぱり地域の中で公民館の方がいいよとか、場所についてもっといろんな御意見が出ておるようでございますし、そうした話し合いが少しずつ持っていておるといことは、ある意味ではありがたく思いますが、そうした皆様の御意見をいただきがてら計画を立て、また市民の皆様公表しがてら進める必要があるかと思っております。

当初あったころから比べますと、リーマンショックとか東北の大震災とか、国も地方も、そして個人の所得もかなり減ってきております。公共の施設にふさわしい土地ということもかなり限られてきていると思っております。この地区の課題としては、保育所をどうするんだ、集会施設、公園、下水道事業と大きな課題があろうかと思っております。この地域だけでなく、地域の特徴というのがありますので、地域の特徴を生かしつつ、バランスのとれたまちづくりというのは考えていく必要があるかと考えております。

また、今回の大災害で、自治会の連携とか校区の連携というのが再認識されています。瑞穂市では、校区でまとまって実施しているものの一部としては、本当に一部の校区で、運動とかお祭りにすぎませんけれども、ここはやっぱり災害ということも加味していただいて、校区の

中で話ができるような体制を整えていただきたいと思います。そうしたことが整えば、やはり必然的にどうした施設が必要なのか、今自分たちに足りないものは何かということも、結果が見えてくるような気がいたします。今、瑞穂市では自治会を中心に活動しておることが非常に多くありますけれども、自治会の防災訓練を初め、それはいいとして、やっぱり校区での話し合い、校区ごとの自治会連合会みたいな組織もあって、話し合いのできる場をつくっていくということも一つかと思っております。こうした校区のまとまりができることで、今課題になっていることが意外と多く解決するのではないかと考えております。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） それでは、今のとにかく校区での話し合い、校区でのまとまりということ的前提にしまして、いろいろまた防災センターということで、みんなが完全にそこに避難できるような施設をいずれかはつくっていただけるもんだということで、私たちも努力していきたいと思えます。

その次、それにも関連したことなんですが、地域防災組織ですね。ちょうど市長のセカンドステージのマニフェストにもございますように、自分たちの地域は自分たちで築く、この防災に対してもそういったことがこれから言えてくると思うんですね。なぜかといったら、高齢者が非常に多く、それで即座の避難が必要な場合というのは多々あるわけですね。例えば、前回の十津川の件でもこんなことがありますね。近所の御老人に危ないよということで地域ボランティアの方が声をかけに行った。それで、その方は助かったんだけど、その地域ボランティアの方が、声をかけに行った方が今度帰るときに災害に遭われてしまったと。けども、それでもその御老人が助かったことにおいては、やっぱり地域ボランティアの強さだし、そういった連絡の速さだと思うんですね。ですから、この地域防災組織、前回6月の議会のときにたしか森議員からも質問がございましたが、こういったこともどのように進めていかれるのか、ちょっと御報告をお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） この地域防災組織の関係でございますが、先般もテレビを見ておりますと、和歌山県のあたりでも、昨年、自主防災組織を市役所が主導でつくってあげたと。だから、今回は割方思ったより被害が少なかったというような御意見もあったようでございます。

私たちも、今現在では、4割近くの自治会しか多分訓練はなされておられません。ただ、ことしに入ってから、幾つかの自治会から組織づくりの相談に乗っております。8月号の4ページ目には、自主防災組織をつくらうということで特集を組ませていただいたところでございますし、ホームページにもそのマニュアルを掲載したところでございます。自治会長さんには、8月30日に防災の研修を受けてもらっているわけでございますけれども、自治会長さんだけが頑

張られても、これはできるものではございませんので、こうした広報とかホームページにも掲載をさせていただきました。やっぱり皆さんが御理解いただけないと、こうしたものはうまくいかないというふうに考えております。

また、組織の方でございますけれども、各自治会には幾つもの組とか班があると思います。各組とか班の中で、情報班、消火班、避難誘導班とか給水班など役割を決められれば、班の数の人数、またその倍数の方の班員で組織ができ上がり、また班長さんを定められれば、ほぼでき上がると思っております。今年度に限っては、先般、自治会長さん方にもお願いしたんですけども、実を言いますと、下水についての説明会をできれば校区ごとで2日か3日とってくださいよということをお願いしました。その際にも、私どもも同行して、最後にではありますけれども、自主防災組織の組織化についても少しお願いをしようと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） その地域のボランティアにいろいろ動いていただくということは、非常にありがたいことだと思うんですが、一つ私がちょっと疑問に思ったのが、せんだって、議会だよりの表紙に使わせてもらった消防の絵がありますね。あれのときに、専門の消防の道具は、ホースの先をちゃんと手で持てるようになっていきますね。ところが、地域に置いてあるホースの先っぽを見ましたら、手で持つところがないわけですね。だけど、私、せんだっての操法大会のときでも藤橋議員さんに教えてもらったら、すごく先っぽは危ないとか重量がかかるとかというわけですね。それで、地域が頑張れ頑張れと地域防災組織をつくらないかんという割には、何かそういったところで本当に地域の方の体を守っているのかなあと。あんたらは、ホースがこれだけだから、これでやりんさいよと言っているばかりじゃないかなあと思うんですが、どうしてそういったところに細かい心配りができていないのか、ちょっと私、不思議に思いますが、いかがなものでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 消火栓の筒先については、初期消火で、あまり力が加わらないということだろうと思っておりますけど、再度、その点も含めて見直しをしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） それじゃあ、地域防災組織は、どんどんこれからいろんなところへ広布しながら広げていくということで、地域のボランティアの方々を育てていくと。それがまた、次のまちづくりにも進んでいくことになると思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

その次、現在の排水機の機能と、それから状況ですね。これが現在11カ所でしたかね、あるのが、たしかそのような気がします。これは県の管理、それから市の管理いろいろな形があると思いますが、一応、現在の排水機の機能と状況、こちら御報告をお願いします。

議長（星川睦枝君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） おはようございます。

では、今ほどの御質問にお答えいたします。

まず市内の主要な排水機場についてお答えしたいと思います。花塚、別府、それと牛牧排水機場というのが主な排水機場になると思います。

まず花塚排水機場でございますが、穂積中部地区を五六川に排水するというものでございまして、流域内の排水につきましては五六に流下しておりますが、洪水時の五六川の水位上昇に伴いまして樋管が閉鎖されます。そこから、花塚排水機場のポンプを使いまして強制排水をしておるといった状況でございます。また、このポンプですが、昭和34年に設置されたものでございまして、毎秒2.4トン、これは1.2トンのポンプが2台ございます。これによりまして排水をしておりますが、近年では老朽化による部品交換などを行ってまいりました。

次に別府排水機場でございますが、別府地域から天王川へ排水するものでございまして、現況のポンプでございますが、花塚排水機場と同じく昭和34年に設置されたものでございます。毎秒1.37トン排水しております。これも花塚排水機場と同様に、近年では老朽化による補修などを行ってまいりました。

次に牛牧排水機場でございますが、現況のポンプにつきましては最も古いものでございまして、昭和32年に設置されたものでございます。毎秒3トン、これは1.5トンが2台ついております。これによって排水をしておりますが、近年では、他の排水機場と同じく、老朽化による補修などを行ってまいりました。

次に、現在の取り組みでございますが、花塚排水機場につきましては、平成23年度の当初予算に基づきまして改修工事を行うこととしております。既に、水槽の補修工事、それから水中ポンプ2基の更新、並びに付随する電気工事、建築工事に着手しております。平成24年度の出水期前には工事を完成したいと思っております。なお、排水能力につきましては、下流の河川の整備状況、それと雨量、強度などを算定しました結果、毎秒2.4トン毎秒2.7トンとして計画をしておりますし、現在、施工を行っております。

次に、別府排水機場でございますが、今年度の6月補正でお認めいただきました予算によりまして、事業計画策定と基本及び実施計画業務に着手しております。今後は、平成24年度の工事着手を目指しまして、河川管理者等との協議を進めてまいりたいと思っております。なお、排水能力でございますが、下流の河川状況など雨量、強度なども勘案しまして、既存と同様の1.37トンで計画しております。

次に、牛牧排水機場でございますが、これまでの一般質問でお答えしているところでございますけれども、国土交通省、並びに県土木と協議を重ねております。設置後50年以上が経過して機能の著しい低下が懸念されるところでありますけれども、花塚排水機場、別府排水機場と同様に、改修に向けた協議・検討を行っております。牛牧排水機場は、岐阜県が管理する起証田川から国土交通省管理の五六川に排水されます。排水先の五六川でございますが、犀川遊水地内にあり、犀川の排水機場の影響を大変大きく受けております。このため、犀川流域の内水排除と一体な整備をお願いするよう、今要望を行っておりますところでございます。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） 瑞穂市の河川というのは、これ全部がほとんどが一夜城のところへ最後行くわけですね。巢南を流れている川もそうですし、ほとんどすべてが一夜城のところへ集まります。それで、この排水機の配置も巢南と穂積ということで、大きく割りますと、呂久の部分に2台ありますが、それ以外、これは揖斐川の西側ということになりますが、それ以外、揖斐川より東側の中では、特に穂積地区に大半の排水機が寄ってきているのが現実でございます。

ですから、やはり排水機によって何とかかき出さなきゃならない、またかき出しているというのも現状あると思いますので、くれぐれも排水機のことを大事にしていきたいし、排水機にお金を使ってもらわなきゃいけないんじゃないかなと思います。

それともう一つ、今回、第1排水機が、これで取り壊しになると伺っておりますが、この後、公園とかもいろいろ計画されている中において、例えば第1の排水機場にあるいろんな機械ですね。そういったものをやはりこの輪中に育った方々に、輪中の中にできる公園、そういったところにモニュメントとして何かの機械を置いていただく。ポンプとか、そういったものを払い下げていただく。そうすると、その公園に集う御老人にとってみたら懐かしいものになりますし、子供さんたちにとってみたら、輪中という意味がわかるかと思いますので、これが払い下げになりまして、そういった機材が、モニュメントにするぐらいだったらいいよ、ただで差し上げるというようなことがありましたら、それぞれの輪中の中の公園に一つ置いていただければ、文化財でもありますし、それから輪中ということを認識していただく、特に水との闘いを長い長い間やってきた一番最初の者が恐らく第1排水機になろうかと思いますので、そこら辺粗末にせず、何か有効利用できることを骨折っていただきたいものと思います。

それでは、その次に移ります。

前回のときにも質問を何回かさせていただきましたアンダーパスですが、これは見事にやっただきまして、これにつきましては本当にありがたいと思っております。ただ、一部まだ何かわかりにくいところもございますが、でも、いずれこれは完璧にやっていただけるものと

思っておりますので、このことについてはその次のこととあわせてちょっと、簡単な御説明だけで結構でございますので、その次のこととあわせて御回答ください。

その次が、集落周辺水路の表示ですね、それから安全確保の状況ですね。要するところ、例えば、きのうの避難の勧告でもそうですね。もう夜になったら避難せんといってくださいと。見えへんから、どこが水路でどこが道路かわからへんと。特に、せんだって来も私は福富部長に何回もお願いしましたけれども、1メートル20ないであかんとか、あるけどここはあかんとか、よくいろいろ言われましたが、だけど、夜になったら全く見えへんというのも当然ですけど、昼でも見えませんよね。そういったところに、ここに溝ありとか、そういったことをアンダーパスと同様、何かの表示ができないかなと私は思いますが、特に子供たちが多い集落の中ですね。集落から避難するときに、もうそこではまったら終わりですよね。普通のところ、道路で60センチ冠水したとする。それなら、水路が1メートル20は最低でもあるわけです。そうしたらそれを足してみたら、だれがやったって計算わかりますよね。1メートル80あります。そんなんで死なんわけがない、逆に。ですから、そういったところで策が設けられへんとか、いろいろおっしゃられました、やはりそこら辺で安全確保をもっと真剣に考えざるを得ないと私は思うんですが、アンダーパスの御報告と同時に、ここら辺のところ御回答いただけるとありがたいと思いますが、お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） それでは、お答えいたします。

まず犀川排水機場の第1、第2の関係でございますが、現在、国交省さんと詰めておりました、現在の機器、不用なものについてはモニュメント等に寄附をいただくような話を今進めておりますので、御報告させていただきます。

次に、アンダーパスの方でございますが、御承知のように、これの発端となりましたのは昨年の豪雨でございます、それから県の方で組織されました7・15豪雨災害検証委員会の中で、まず県道路の方のアンダーパスについて冠水対策が取りまとめられたところでございます。その対策の一つとしまして、冠水時に誤ってアンダーパスに進入していただく車両に対して、水位が確認できることで冠水事故を未然に防ぐ。さらには、道路管理者に日ごろから冠水時の水の深さを認識していただき、危険を周知していただくことを目的にしまして、冠水ラインの整備を行ったところでございます。

先ほど市の方のお話もございましたが、現在の県の方の道路でございますけれども、県管理すべてでは21カ所が現在選定されておりました、瑞穂市内には2カ所ございます。北方・多度のJRアンダー、それから岐阜・巣南・大野線の樽見鉄道のアンダーとなっております。既に工事は完了しておりますが、北方・多度線につきましては、現場条件によりまして量水板のみとなっておりますのは皆さん御存じかと思えます。

それから、先ほど御発言がございました市道につきましては、ちょうど国道21号の穂積小学校の西でアンダーパスとなっておりますが、これにつきまして、冠水表示を8月末をめどに施工を行ったところでございます。

次に、集落周辺の水路の表示の件でございますが、現在、設置の計画は、申しわけないんですがございません。また、近隣市町の状況を確認しておりますけれども、こういった表示等を行っておる現状ではなかったということをもまず報告させていただきます。それで、近年の異常気象によるゲリラ豪雨、あるいは長雨で大量の降雨によりまして、突如水路があふれ、道路と水路の境が区別できないといった危険は、議員御指摘のとおりでございます。そのような状況になる前に、早急に状況を把握し、市民が安全に避難できる体制をとっていきたいと考えております。

また、そのような状況になった場合でも、日ごろから地域の現状把握、それと避難経路などを認識いただくほか、防災訓練など積極的に参加していただきたいと考えております。また、万一浸水の中、避難する事態となりました折には、ハザードマップにも書いてございますが、足元の状況を確認するため、つえなどの棒状のものを御利用いただきまして、歩行先の安全を確認しながら避難していただきたいと思っておりますので、何とぞ御理解のほど、よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 今の集落のところですね。これは本当に危険だと思うんです。美江寺の宿場からずうっと南へ下ってくるところの水路、それから私たちの穂積の中の水路ですね。それも集落の中の水路ほど危ないんですね。大きな水路にはフェンスされていますが、フェンスのないところは非常に危険な状態です。ですから、子供たちが、ふだんでもわかりやすいような何かそういった表示、ここには水路があったね、あそこにあるある。あそこに表示が立っておる。ここから右が危ないよとかって、本当に避難するときに言えるような、お互いがそうやって支え合えるような、そういった表示を考えてほしいと思います。そうじゃなかったら、本当に部長もなかなか夜寝られんと思うんですけど、こういう台風が来たときに。今では、本当に私は危険だと思います。部長も恐らくきのうの夜、あまり寝られなんだと私は思っておりますが、責任を感じてですね。

それでは、その次ですが、災害の種類別訓練の状況ですね。それともう一つ、時間がございませんので、引き続きエリアメール等、新しい災害広報の方法、何か見つけられたかどうか。それから防災無線ですね。例えばきのう、防災無線というのは広報がなりましたね。それは台風によって粗大ごみが云々ということの広報を流されました。だけど、ちょうどあのときにすごい雨だったですね。恐らくあれを聞き取れた方、この議場の中に何人もの方がおられますが、

ほとんど皆無じゃないかなあとと思います。それぐらい広報無線は、私はなかなか用をなさないんじゃないかなあとと思います。私も、てっきりあした小学校休みだよと言っておるのかなあと思いました、ところが調べてみたら、粗大ごみですわと言われますね。それも、役所に私は電話したんです。小学校はあした休校ですかと聞きましたら、いや、粗大ごみの連絡をさせてもらいましたと。それぐらい、ちょうどあのときはもうだっと降ってきました。でも、本当に今度雨が降っているときはあの程度は当たり前なんですよね。ですから、これは早急に考えなきゃならないと思うんです。それに対して、ですから、一応その確認のための電話、これを設けるとも、せんだって御返事をいただきました。それから、今後エリアメールのこと、それから被災者支援システム、これも進めると前回私は回答いただいたつもりです。そこら辺の進行状況と、その後の研究の状況、こんなものが新しく見つかったよということがありましたら、ひとつお知らせください。お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、災害の種類別訓練ということでございます。

ことしに入って、さきの8月28日には地震を想定した防災訓練と、そして6月26日は水防訓練を実施しました。このほかに、職員の非常参集訓練を近々予定しております。また、災害となりますと、これ以外に原子力事故とかテロなども想定をされるところでございますけれども、地震を想定した訓練の中にも水防工法とかごみ袋を利用した土のうづくりや、簡易水のうの紹介などと、いろいろまた工夫をして進めていきたいとも考えております。また、地域の防災訓練や家庭での話し合いの中にも、いろいろな災害、また規模をイメージしていただきまして、的確な判断や気づきを可能にするよう、訓練の仕方にも工夫していただくように心がけていきたいと思っております。そうしたことも、自治会長さん等を通じてお話を差し上げたいと思っておりますし、こうした有効な訓練としてはやはり図上訓練（DIG）とか、実際に町内を歩いていただいての防災マップとか、このあたりも自治会長さん、並びに防災リーダーの方を中心に御説明をしていきたいと思っております。

また、エリアメールでございますが、実を言いますと、このエリアメールというのはNTTドコモに限ったサービスになろうかと思っておりますけれども、NTTドコモのサービスの普及も全体の約46%ということで聞いておりますので、これについても一応進めたいと今準備をしております。

先ほど防災無線等のお話ございましたが、伝達手段にはそれぞれ欠点もございますので、今現在の段階としては、いろんな手段を使って皆さんにお知らせするということが必要だろうと思っておりますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 被災者支援システムは、その後いかがなもんですか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） これも試験的に導入をするということで、今進めておる最中がございますので、また御連絡をしたいと思います。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） それでは、ちょっと時間もございません。次の質問に移ります。

公園及び緑地等の基本計画についてということで、市長の方から、以前、公園・緑地等基本計画を出していただきました。それにつきまして、桜を植えていただきまして、すごくそういった盛り上がりが出ております。公園及び緑地ですね。桜もあと四、五年たったら、すごい桜になるんじゃないかなあというぐらい根づいておるところ、それから大きくなってきているところは育ってきております。そのことについて質問をさせていただきたいと思うんですが、まずその第1番として、今回の公園整備の選定の結果について、せんだって総括でも質問させていただきましたので、簡単で結構ですので、この選定の仕方についてだけ簡単に御説明くださいませ。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 公園の選定基準につきましては、前回配付させていただきましたとおり、選定結果が出てございます。

まず1点目としては、住宅系の土地利用の場所に位置して、人口密度、それから増加率、そういうもので選定をしております。2点目としましては、市の洪水と地震のハザードマップで、できるだけ被害が少ないと判断される場所を選定しております。3点目は、用地取得の難易度とか支障物件、それから用地費、工事費等の経済性の観点、こういうものから総合的に判断して優先順位を選定させていただいております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） この選定結果の表をいただきまして、7カ所がピックアップされていて、残りの5カ所はどうなるんでしょうか、そのことについてお答えをお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほどありましたように、公園・緑地等基本計画に基づきまして、街区公園をまず最初から整備したいというふうに考えておりますので、残りの箇所についても、順次、財政の状況等を考えながら整備をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） ということは、このまま候補で残していただいたとして、何年ぐらい先にはできそうですかね。そこら辺、お答えください。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ここにございますように、平成34年までに市の方は進めたいというふうに考えておりますので、その間には整備をしていきたいと思っておりますし、財政の問題もございますので、明確な年数についてはあれですが、市の計画はそういう計画を持っているということでございますので、よろしくお願いします。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 今、平成34年とおっしゃられましたが、実際問題、公園に対するニーズに新しいものが加わってきたわけですね。それは、公園としてのニーズ以外で、新しく防災公園という防災の機能があるかどうか。今まではバリアフリーの公園をつくれればよかったのかもしれないませんが、バリアフリーも兼ねた上で、防災で完全に機能する。あずまや一つとっても、あずまやがその防災の避難してきた人たちの基地の一番中心の事務局になるようなあずまやをつくりなさいというように、公園の重要性というものは、この一、二年で大きく変わったと思います。そのことに対してどのようにお考えなのか。従来と同じような公園なのか、やはり防災が物すごく大事だと。みんな、テントをここに立てなさいよと言えるような公園が必要。また、車もここにとめられたらいいかんですかと。まず、ここだったら多少高いですから大丈夫ですよ。ただし、これより高いところというのはこの近辺にはございませんのと言えるような公園が必要になってきていると思うんですが、いかがなものでしょうか。

そうなった場合に、平成34年というようなことを言っておっていいんでしょうか、こちら辺ははっきり明確にお答えくださいませ。住民の命を助けるのが公園です、今度は、お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） すみません。まず、ちょっと訂正させていただきます。

今、34年と申しました。37年でございます。よろしくお願いします。

それと、今言われましたように、防災の拠点とするには、一時避難場所として、あるいは防災活動の拠点となる公園・緑地、オープンスペースにつきましては、いわゆる街区公園ではなしに、近隣公園と言われる2ヘクタール規模の公園を指しております。比較的大きな防災組織を備えてバランスよく配置するように、公園・緑地基本計画の中にも近隣公園として位置づけをしております。面積も大きいですから、今現在、馬場公園とか南流、あと旧の巢南の方で言いますと、西のふれあい広場、それから南のふれあい広場とか中のふれあい広場、それから生

訂正発言あり

津のふれあい広場もございませうが、こういう大きな公園を指しております。特に旧の南の国道21号線以南については、そういう公園もございませう。今回出させていただいた中でも比較的面積の大きい公園が一つございませうが、こういうものについては、高いところにもございませう。それから穂南地区については、ちょっと面積が小さいんですが、こういう高いところにも公園のスペースは確保しております。こういうものについて、今回は2,500平米程度の街区公園を計上しておりますが、将来的には防災の拠点となるような公園についても、土地の確保ができれば、こういうものも順次整備していかないけないなあと考えておりますし、今の状況で2ヘクタール以上の公園用地の確保というのは地域上難しいと思っておりますし、将来的には、土地区画整理の中で用地の捻出ということも将来的には考える必要があるのではないかと考えております。

年度については、早急に進めたいと思っておりますが、財政ともリンクしてきますので、こういうことも考えながら順次整備を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） よく本当に部長、わかっていただけておると思うんです。だけど、平成37年はちょっといかにも。市長のマニフェストにもそういったことが書いてあるわけなんです。ですから、市長のお考えでもあるわけですから、公園という目的が本当に変わってきているということをもっと認識していただきまして、例えばこの市民センターの横の堤防のところに広いスペースがあるじゃないですか。桜を植えたときの説明会にした場所ですね。あそこなんかでも、本当に私は防災の基地として役に立ちそうなところだと思うんですよ。極端なことを言えば、昔だったら、ああいったところに水防倉庫をつくったようなもんですよ。だから、ああいったところを公園化して防災用の公園をつくる。それから、今回穂積地区で上がっている公園も当然ですね。

はっきり申し上げまして、旧穂積の中で、横堤防より南ですね、公園らしいところで。それじゃあ水害になったらどこへ逃げるんですか。昔と同じようにまた堤防へ逃げるんですか。どこへ逃げたらいいんですか。私はこれは不思議ではないんですよ。

私たちが水害のときは、2回とも堤防の上に車を持っていきました。最初はリヤカー、その次は車だったです。だけど、そこしかないんですよ。何とか公園をつくってくださいよ。だから、ややこしい公園の名前をつけるからダメなんですよ。もっとずばりと防災公園としてくれと。防災目的でやってくれば、みんなもっと賛成してくれますよ。本当にみんなの命を助けるんだと思って、市長、いかがですか。そこら辺、市長のお考えもお聞かせください。命を助けるんです。お願いします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 今、棚橋議員から、公園・緑地等基本計画につきまして、いろいろ御質問いただいております。ここに、答弁書がございますが、いろいろやっています。時間もございません。はっきり申し上げておきます。

今、要望が出ております公園は、ここ2年ぐらいですべて買収をさせていただく、そういう予定であります。部長の方が申しあげました近隣公園、それなりに大きいですね。公園を含めて話をしておりますので、そのことを御理解いただきたい。現在、いろいろ要望が出ておりますのは、ここ2年ぐらいですべて確保させていただく、そのことだけを申し上げておきます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） すみませんが、やはり防災のための公園ということで、本当に命を救う、それと同時に、先ほどモニュメントとして排水機の機械を寄附していいよという話もございましたので、輪中にみんな住んでいるんだという認識を何とかそこで植えつけられる。またそこで、そういった機械を見て、本当に子供たちが輪中の大切さ、堤防の大切さ、そういったことがわかるようにしていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それと、その次に移ります。

歴史ある街道ということで、中山道、これは以前、松並木にしてもらえるというお約束をいただいたんですが、その後なかなか進まない。それと同時に桜の街道、これが桜が育ってきました。ところが、桜の堤防に上がろうと思ったら、坂があらへん、橋があらへん。極端なことを申しますと、ここから南へずうっと行きましたら、桜がきれいになったねと堤防に上がろうとしますと、中原に1カ所、それからその次に国道を渡ってその南側に1カ所あります。それが堤防に上がれます。ところが、朝日大学の方に至った場合は、もう堤防に上がることはできません、集落からね。果たしてそれで桜をめぐることでできるんですかね。そういった使いやすい緑地帯といいますが、やはりみんながなじみやすいところ、そういった緑をもっとふやさなきゃいけないと思うんですよ。稲のあるときはいいですよ。稲がなくなったら本当に寂しいものです。ぜひともそういった、そんなに買収でお金を使わずにやれる緑地帯、これは私は必要だと思うんですが、なぜその堤防に上がる道とか、そういったことも設定されないのか、その桜のところですね。そういったこともちょっと含んで御説明くださいませ。お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 桜の方の堤防へ上がる通路につきましては、中川の水路整備に合わせまして、上へ登るところをつくりましたが、朝日大学のところについては、稲里の方ですが、あちらの方にはちょっとつくってございませんので、順次、そんなに費用がかかるもの

ではございませんので、県の許可も必要ですが、こういうものについては散策路にもなりますので、整備を進めていきたいと思っています。

それと、さきにありました中山道の関係ですが、当市の中には、江戸時代の五街道のうちの中山道があるのは御存じのとおりだと思いますが、昭和20年9月に瑞穂市の都市計画マスタープランにおいて、中山道の小簾紅園、それと犀川の自然と歴史を生かしたまちづくりを構想として、周辺地域との連携や呂久地区における景観施設の連携のもと、案内板とか休憩施設の充実を図るという計画を立てました。休憩施設とか案内板については既に整備をしております。

その中で、以前にもちょっとお話ししましたが、旧の今のクリーンセンターというか、処理場から南につきまして、旧中山道沿いの整備の計画を持っておりました。ここについては、松並木の復元という形で、企業の御協力のもと整備を考えました。ところが、地元の方へ話をしたところ、松並木の歩道を優先するというので、農作物の影響とか営農への障害、維持管理や何かの関係で、ちょっと地元の方も理解が得られない状況にありました。現在、休止の状態となっておりますが、今後とも地元との調整も協議をして、事業実施に向けて理解をいただくように努力をしていきたいというふうに思っております。ここが約680メートル程度の延長もございますので、松並木の復元ということは現在も継続して進めていきたいというふうには思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 本当に歴史ある街道ということで、何とか中山道の松並木を復活させていただきたいと思っておりますし、あとの桜の街道、こちらも使えるようにしなきゃ意味がないということで、早急にこれは活動を行ってみてください。何も朝日大学のところだけでなしに、その反対側でも同じことだと思います。やはり新堀川をつくっていただきまして、非常にあそこを散策する方が多くなってきております。そのためにも、あそこの水神さんの辺から上がれるような、何かもっと安全に上がれるようなことを考えていただければ、桜をめぐる方、またそこで何か一つ桜のときには行事をやってみようかということにもなっていくと思っておりますので、これも地道な活動かもしれません。目立つことじゃないかもしれませんが、一種のこれもインフラだと思いますので、緑地帯をつくり、そこにインフラの整備をするということで進めてほしいと思います。

それでは、これで意味ある回答を大分いただきましたので、最後に、ごみのリサイクルシステムの構築についてということで、せんだっての粗大ごみの有料化から始まりまして、美来の森の最終処分場を廃止し云々というところから、皆様方の関心がすごく高まってきております。もともとはペットボトルのお値段が変わったというところからもさらになんですが、市はどういったことを一体考えているんだろうという疑心暗鬼な部分と、それと市は一生懸命ごみを考

えてくれているんじゃないかなあというところと、この2通りのことが市民の間からいろいろ沸き起こってきておりますので、そういったことにつきまして、前回の6月議会に続きまして、再度部長の方から、その後の進行ぐあい等含んだ上で、御報告をお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） それでは、棚橋議員の御質問にお答えいたします。

棚橋議員からの質問は五つで質問を伺っておりますので、まずリサイクルセンターをつくり、どのようにシステム構築するのか、市民の方に広報すべきと思う状況はということに関しましては、リサイクルシステムの構築に係る広報の必要性につきましては、私どもも当然重要なことと認識しております。また、今議員の方からも言われたとおり、現段階では、6月議会でも答弁させていただきましたが、平成21年3月に策定いたしましたごみ処理基本計画に基づき、どんなシステム、どんな施設にしたらよいか検討を始めたばかりであります。

特に、8月1日の粗大ごみ有料化及び分別の徹底化を経て、現在、まず市民各位に制度の改変が浸透しつつあるところだと認識しております。なぜかと申しますと、この8月までに58の自治会で行った出前講座、それから減量推進員さんの地元での活動、それからさきの8月30日に自治会連合会の会長さん97名中72名が参加していただきまして、西濃環境整備組合の視察等をしていただき、西濃環境の仕組みを勉強していただきました。したがって、今まだ検討の緒についたばかりでありまして、例えばセンターの概要であるとか運営の方針など、具体的なものは残念ながらお示しすることはできません。あしからず御了承ください。

しかしながら、今、議員の方も申されておりますように、今年度の粗大ごみ有料化及び分別の徹底化について所要のデータ等を取得し、また美来の森の最終処分場の廃止や焼却炉の撤去などの事業を進めつつ、こういった施設がよいのかなど、平成25年度をめぐりまして、リサイクルセンター整備につきまして市民各位にも案をお示しできればと思っておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 時間がないもので急いでおりまして、すみません。

あそこに池がありました。あそここのところに山採石でずうっと埋め立てが始まっております。その池の中のごみというのは、片づけられてから埋めておられるのかどうなんでしょうか、端的にお答えください。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 南側の部分は最終処分場でございますので、ごみは下に埋まっております。その上に、林ができる覆土、50センチ以上の山土等をならしてするものでございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） それじゃあ、その下、恐らく10メートルぐらいあるかもしれませんが、以前、山田議員に教えてもらったときは、たしか深い深い池だったと聞いておりますので、ということは、埋まったままということは、将来そこから何か毒素とか、そういったものが出るんでしょうか。そういったことにお答えくださいませ。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） これまでも、最終処分場ですので、水質検査とかガスの検査は行っておりますし、廃止後も、去年の答弁等でも申し上げましたが、2年の水質検査とか、そういうのは廃止に伴うもので、調査はしていかなければならないと思っております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） 安全が確保されていけばよろしいんですけども、本当に安全が確保されているのかどうか。例えば、せんだっての福島の問題でもそうですね。放射能汚染水が地下水に流れていたんじゃないかなという疑念が生まれつつあります。そういったことがないように、再度しっかり進めていってほしいと思うんですが、そこら辺の正確に進めていける計画とか、そういったことはお持ちですか。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） この最終処分場は昭和56年からですので、今のところはそのようなデータが出た、私が合併から、課長のときからなんですけど、そのようなデータは出た記憶はございません。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） 缶、ペットボトルの捨てられたポイントはどのように変化しましたが、教えてください。簡単で結構です。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 変化は、使用の人数から申し上げますと、ポイントは3.8%下がったぐらいでございます。利用人数で申しますと1,666人がこの4月から8月までの結果でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） あと最後ですが、こういったものを大事にするという、もっとそういった心を育てなきゃいけないと思うんですが、教育長、学校教育としてどのように考えておられ

ますか、ごみを少なくするために、お願いします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） いろいろな総合的な学習の時間等で、そういった環境についての課題の学習を扱っておりますし、今般の子ども議会においても、そういった活動が各学校で行われているという状況でございます。

6番（棚橋敏明君） どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 続きまして、日本共産党瑞穂市議員団、小寺徹君の発言を許します。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党、小寺徹でございます。日本共産党の代表質問をさせていただきます。

質問事項につきましては、1点目は、子ども・子育て新システムは瑞穂市の保育所の運営・整備計画に今後どのような影響を及ぼすかという点でございます。それから、2点目は、シルバー人材センターの正常化についての2点について質問させていただきます。

質問は、質問席からさせていただきます。よろしくをお願いします。

今、政府は、子育て政策に対して大きな転換をしようとしております。それが子ども・子育て新システムであろうと考えております。このことをしっかりつかんで、今後瑞穂市の保育所の運営・整備をどうしていくかということを考えていかならんという点で、今の政府の考えであることがどのようなことかということ、この質問で検証させていただきたいと思っております。

昨年6月に子ども・子育て新システムの基本制度（案）の要綱が発表されました。そして、検討されて、今度の通常国会で法案を提出するというような方向で動きが進んでおります。きょうは、その中の保育所問題についてどのような検討がされ、方向が目指されておるかということについて質問をさせていただきます。

まず第1点目は、保育については、児童福祉法第24条によって、児童の保育に欠けるところがある場合においては、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならないということで、各市町村に保育の責任を明確に法律にしております。今回の新システムの中では、この辺をどう位置づけておるのか、どのように理解されてみえるのか、教育長の御見解をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 初めに、この子ども・子育て新システムは、議員御指摘のとおり6月25日に要綱が出まして、7月29日に少子化社会対策会議において、子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめについてが決定されました。その内容に沿って、議員の質問にお答えしたいと思います。なお、今回の決定は、あくまでも中間的な議論の取りまとめでありまして、細部に至る場合には、今後検討するといった記述が多数ありますので、その点あらかじめ確認させていただきます。

まず市町村における保育の責任ということにつきましては、この中間取りまとめには、市町村の役割、市町村の権限と責務ということについて、市町村は、新システムの実施主体としての役割を担い、国・都道府県等と連携し、自由度を持って地域の実情に応じた給付等を設計し、当該市町村の住民に新システムの給付等を提供・確保すると明記されております。また、地域での子供・子育てに係るニーズを把握した上で、計画的な提供体制を確保し、基盤整備を図る等の権限と責務を法律上位置づけるともありますので、市町村の保育実施責任をなくすものではないと考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今、教育長の解釈では、市町村が今までどおり保育の義務・責任を負っていくというふうに解釈をしておるということですが、私は解説版を読むところによりますと、このシステムになりますと、市町村の役割はその義務を外されて、保護者の責任などの状況で保育に必要なかどうかを認定すると、そういう認定作業だけに変更される懸念があるのではないかとこのことを指摘しております。ということは、今の介護保険みたいな制度で、介護に必要な認定を検討するというようなことになってしまうんじゃないかという懸念がありますので、ぜひひとつ今後このような市町村の責任をなくすような方向に行かないように、教育長についてもいろんなところで、また機会がありましたら発言をしていただきたいということをおもう次第でございます。

さらに、この問題点の2点目に懸念されますのは、今まで保育の質を支えてきたのは、国が一定の基準を持って、保育所の面積はこれだけ必要ですよ、何歳児のときには何人保育士が必要ですよと、そういう基準を決めてきましたけれども、その国の最低基準をなくしてしまって、各自治体の裁量でやれるようにする。このことが、地域主権だ、地域分権だという口実のもとにそうされてしまうんじゃないかという懸念がされますが、その辺はどう理解されているか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 中間取りまとめにおいては、国が定める基準と地域の実情に応じるための地方公共団体の裁量との関係ということについて、地域主権改革の観点を踏まえ、また実施主体である市町村及びそれを支援する都道府県と十分調整しながら、今後さらに検討を行うとあります。したがって、御指摘の保育の質を支えてきた国の最低基準が廃止になるのではないかとこの点については、今後しばらく議論の推移を見守る必要があると思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今後、議論の推移を見るということは、そういう懸念もあるというこ

とでございますので、この辺についても、そういう方向がねらいとしてあるということ、ぜひひとつ注意を喚起していきたいと思います。

それから、もう一つ問題としては、保育料の問題ですけれども、今後の保育料問題について今までは応能主義ということで、保護者の収入によって保育料を決めてきた。それが、今後は応益主義ということで、保育の時間、質によって保育料を決めると、そういう方向に変えるということが検討されているんじゃないかということをおもうんですが、その辺はどのような状況かお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 現在の保育所の保育料につきましては、所得税及び市町村民税の税額に応じて算定することを基本としております。午後5時から7時までの延長保育を希望される保護者の皆様には、生活保護世帯を除いて1,000円または5,000円の延長保育料をいただいております。したがって、厳密に申し上げますと、現在も応能負担だけではなくて、利用した保育時間の長さに応じた保育料を応益負担として組み合わせていただいているということになります。

また次に、この新システムの、仮称ですが、こども園給付が創設された場合ですが、市町村が客観的基準に基づき保育の必要性を認定する仕組みと、先ほども議員が指摘されましたが、あります。保育の必要量も、長時間利用か短時間利用の2区分程度に区分すると、認定書を交付するということも書かれております。これとあわせて保護者負担の区分を決定するとありますので、長時間利用と短時間利用で保護者負担に差があると予想されます。また、低所得者に対する補足給付とか徴収減免についての記述もあります。新システムとなった場合も、応能負担、応益負担の組み合わせであろうと、今認識しております。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 現行も、長時間保育で保育時間によって負担をしていただいておりますので、応益の負担があるということで、今もそうだとことを理解しております。とでございますが、その本体である保育の時間についても、それが取り入れられる懸念があるということがありますので、この辺についてもひとつ注意をしていく必要があるかと私は思います。

最後、4点目になりますが、現在の保育所設置については、都道府県による認可制度になっております。これを、今度指定制度に変えて、簡単に保育所を設置し、簡単に保育所を撤退することができるような、そういう方向になっていくということが懸念されますが、その辺はどう認識されておるか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今回の中間取りまとめについては、多様な保育事業の量的拡大ということで、指定制度の導入ということが記述されておりますが、この指定制度の導入については、基本的な考え方として、新システムにおいては質の確保のための客観的基準を満たすことを要件に、認可外施設も含めて参入を認めるとともに、株式会社、NPO等多様な事業主体の参入を認めるとあります。また、指定制の導入により保育の量的拡大を図るとともに、多様なメニューの中から、あらかじめ質が確保されている施設や事業であることを行政が確認し、指定された施設、または事業者の中から、利用者がニーズに応じた施設や事業を選択できる仕組みとするとあります。したがって、今回の中間取りまとめで、国は指定制度の導入について積極的に推進しようとする、そういう方針がうかがえます。

一方で、議員が御心配されております事業を撤退する場合ということですが、撤退規制等に関する記述もございます。継続的な運営が基本であるが、やむを得ず事業を撤退する場合には、指定辞退の事前届け出を行わせる。また、指定辞退については、法律で予告期間を設定するとともに、利用している児童が他の施設等で継続的に利用できるようにするための調整義務を施設事業者に課すとされております。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 設置に対して規制を緩和して、どんどん保育所運営に参入して、保育園の量を拡大というねらいでしょうけれども、しかし株式会社が参入すると保育に対するもうけ、利潤追求だけが大手を振ってまかり通っていくということも懸念をされるわけでございます。そういう点では、この辺のところは民間導入の方向に大きく促進されていくということが懸念をされるわけでございます。

以上のような点で、私が4点について問題ではないかということで指摘し、教育長の方からも、その辺の新システムの要綱をよく調査されて、今まで回答をいただいたわけですが、その中から見えてくるのは、国の施策は、保育所運営については民間の方向へハンドルを切りかえると、どんどん民間の方向へ持っていくという方向がうかがえるということを私は思うわけでございます。

そういう中で、現在もそれは既に進行しているという点で、大きい2点目の質問に入りますけれども、国が保育所の運営や施設整備について、国庫負担を大きく削減をしてきた経過がございます。2004年度からは保育所運営費、それから2006年からは施設整備費が国庫負担金から一般財源化をされたということでございます。一般財源化されたということは、ほとんど国からお金が来なくなったという理解ではないかと。先日も聞かれましたので、企画財政課長に国庫負担と一般財源がどう違うんだということを聞きましたら、国庫負担が全部なくなったと理解していいんじゃないかというようなことを言うておりましたので、そう私も理解しておるわ

けでございます。

それでお尋ねしますが、22年度の決算の保育所運営費はどれだけあったのか、もしこれが国庫負担があった時期に試算をすると、国の国庫負担金はどれだけ来るのか、それは運営費の何%ぐらいになるのか、そこを回答願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 平成22年度の瑞穂市の一般会計決算における公立保育所の通常運営経費（建設投資費とかを除きます）につきましては、9園で7億8,933万9,000円であります。

1園あたりに換算しますと8,770万4,000円、園児1人あたりにしますと年間約69万5,000円となります。議員御指摘のとおり、平成16年に公立保育所運営費を一般財源化。これは私どもは、一般財源化というのは交付税算入に切りかわったと理解しております。このため、国庫負担制度がなくなりましたが、仮の試算ということで、もしも現在あったとしたらという前提で試算しますと、国から22年度で7,611万8,000円、県から3,805万9,000円、合計で1億1,417万7,000円の負担金を得られていたものと推計できます。通常運営経費に対して、国・県の負担を単純に率にしますと、約14.5%になります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） もう一つ、お伺いします。

今度、整備費が削減をされました。これも牛牧第2保育所の増改築が行われまして、その費用が要ったわけですけど、それも国庫負担がなかったわけですね。これをどれだけの設備費がかかって、もし国庫負担があった場合は、どれだけ国庫負担が来て、その建築費の中の何%になるか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 牛牧第2保育所の増改築の費用ですが、平成20年度から22年度までの3年間で、総額4億5,389万8,850円の事業費を支出いたしております。内訳につきましては、用地取得費として1億794万3,800円、設計監理費が1,143万5,550円、建築工事費が3億3,451万9,500円であります。

議員御指摘の、仮に国庫負担があったとして試算すると、その額はという御質問ですが、これにつきましては、従前から補助率が何分の何とか何%という決めがあったわけではございません。保育の事情ですね、園児数があるとか待機児童があるとか、そういったいろんな事情、人口とか需要によってポイント制でその補助の額が変わってきたということで、言いかえますと、全体の枠の中での配分であって、その裁量は国・県にあったということで、何%という確定はございません。

そういったことから、試算をとということですが、試算は大変申しわけないんですが、できな

いということで御理解をいただきたいと思います。過去に、牛牧もそうですが、別府保育所も行いましたが、このときも建設の補助はなしということでございます。よろしく申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 運営費、建設費の国庫負担をなくして、地方自治体にそれだけ負担を大きく背負わせてくると。保育所の運営・整備について自治体が非常に財政的に負担が多くなると、そういうことが現状でも起こっておるわけでありませう。

先ほどの報告のように、試算をして、運営費の中では14.5%ぐらいあったのがなくなってしまったと。建設費は、そのときの状況によってちょっといろいろ変わるので、基準がはっきりせんので出せないということですが、以前はあったわけですね。そういうやつがなくなったという状況でございます。

なぜ国が公立保育所への運営費、施設費を削って、民間にはどんどん安心こども基金ということで出すのかということが、私は不思議でならんし、国の方針としては民営化育成、民営化推進の路線になっていくんじゃないかということで、今回の清流会が計画しているその中の計算でいきますと、建設費に当たっては、大体5億2,000万円ぐらいかかるんですね。それに当たって、国・県からは約2億900万円、瑞穂市は2億500万円ということで、ほぼ3分の1ぐらいの事業費を国、さらには3分の1を瑞穂市が出すと。それから事業者は大体その3分の1ぐらいというような形になって、民間への公的資金の導入がどんどんされるという状況でございます。さらに、運営費に当たっても、計画では、先ほど出された資料の中では、これからの清流会の保育園ができた場合に、国・県からの事業費も補助金として出していくということになっていくわけでございます。そういう今回の清流会の建設も、国の新システムの流れの中で予算的にも措置をし、さらに流れもそういうふうにシステムとしてつくっていくと、そういうことがあるのではないかとということでございます。

これが、今度の瑞穂市に来る清流保育所の関係としてどう見るべきかということをお聞きしたいと思っております。

今回、清流会の保育園が上牛牧に進出するという点について、その事業計画書には、「牛牧第1保育所の老朽化により、保育所整備計画があるとお聞きし」と書いてあります。これは、一般質問で市長が牛牧第1保育所が老朽化しておるといって、東海道線の北側に保育所を設置したいと考えているという答弁をされたことがございます。それを、清流会さんも、そういう答弁のあることを認識し、それにかかわって、私、民間が保育所の建設をしたいと。幸い安心こども基金があって、国からも出る、また市からも出していただけるということで事業計画を出したいということで来られたんだと思うわけでございます。さらに、これが来ることは、今まで市長が市議会で答弁をされて、瑞穂市としては保育所は民営化をしない、公設公営でいき

たいと、そういうことを答弁されておるわけでありませう。そういう中で、いろいろ委員会でも審査をいたしましたけれども、現在の牛牧第1保育所をどうしていくかということについては、現在調査中であると。建物の強度、どれぐらいもつか、そういうこともしっかり調査し、今後のあり方も検討したいということでございますので、このあり方が決まってから、今度清流会の受け入れをどうするかということを検討すべきであって、それが決まらないうちに、これを今回の予算で清流会の設置を認め、予算も出す、補助金も出すということを決めるというのは、順序が逆じゃないかと思うんですが、その辺についてどう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 私どもの保育所の中で、牛牧第1保育所、穂積保育所、本田の第1保育所など老朽化がしていることはかねてより議論され、近いうちに大規模な施設改修が必要であることは、皆さん御存じだと思います。こうした状況の中、6月の議会で保育所施設維持管理計画調査委託ということで、1,000万を補正させていただきました。今まさに瑞穂市としまして、計画を策定しようとしている状況でございます。

そうしたさなか、今回社会福祉法人清流会から、上牛牧で保育所の新設をしようとする事業計画をいただきました。これにつきましては、この安心こども基金が今年度の3月まで延長されたということで計画されるもので、私どもの計画ができ上がってからでは、もう既にその制度がなくなってしまうと。ぜひ今年度中にやりたいという意向があって計画が出てきたということでございます。それはそれとして、民間の参入として受け入れていきたいと考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） まだ牛牧第1保育所の整備計画は立っていないと。そこへ、今度清流会が同じ保育園の区内に建設をしたいということが来た。それを認めるということは、牛牧第1保育所の事業計画に大きな影響を与え、将来的には縮小か廃止かという方向になってしまうと思うんですね。そういう点では、瑞穂市の公営化を守っていくという方向が非常に、公営化を守っていくということは、先ほど言いましたように厳しい財政的な負担が来るということでもありますけれども、それを腹をくくって答弁されたんですから、それを守っていくためには、その方向をきちっと堅持し、方針を立てていかなければならぬと思うわけですね。そういう点で、整備計画もはっきりせんうちに認めるということは、保育所の公設公営の路線が崩れるということにならないかということをおは懸念をするわけでございます。

さらに、まだこれから本田とか穂積とかの保育園の整備をするところがあります。それも、この路線に行ってしまうんじゃないかということをお懸念するということから、総括質問でもあ

りますし、委員会でも、また一般質問でもしつこく質問をしておるわけでございます。

その点、市長、この辺は市長の一般質問での答弁とこの清流会の保育園の建設を許可するという点とは、どのように考えてみえるか、市長の答弁をお願いします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

今、瑞穂市は一応公設公営ということで進めさせていただいております。

そんな中で、過去にいろいろ整備していくに当たりまして、牛牧第1、位置的なことを考えますと、十九条の一番北から行きますと2.何キロある。こういうことを考えますと、やはり中間地点へ持ってくるのが一番適当ではないかということも考えられるわけでございまして、ところがこういうことをしますと、やっぱり地域感情、住民感情としまして、なかなか位置を変えろというのは、私は容易ではないということは、もう住民感情として感じておるところでございます。ですから、牛牧第1におきましては、今の位置を変えるつもりはしておりません。

そういう中におきましての民間進出でございまして、これは市民の選択肢が大きくふえるわけでございます。まさに今四百何十名の、市外の幼保へ通園している子供は現実的にまだあるわけでございます。そういう中にありましてのここへの民間進出、これはもう選択肢がふえるというところが、これも県が事業認可しましてでありますので、そういうのには市の規約に基づいて、やはりそれなりの支援はしなくてはいけない。こういう条例もございまして、それに基づいて、粛々と進めさせていただいたという状況でありますので、御理解をいただきますよう、よろしく願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今の市長の答弁で確認してきたいんですが、牛牧第1保育所は、そのまま整備計画の中では設置をして、施設改善という方向で残しておきたいと、そういう考えであるという答弁だったと思うんですが、それでよろしいでしょうか。よろしいですね。

そうしますと、これは民間が同じ区域に単独で来たということだけれども、しかしそういう基金という補助金があるもので、その制度を活用して民間が進出したと、そういう理解だということでございますね。

それで、その進出に当たって、総括質問でも行いましたけれども、この質問書の趣旨には載せませんでしたけれども、どこに建つのかわからんというのが、まだ公にどこだということは表明されておりません。総括質問では、総務常任委員会でよく審査して、どこかはっきりさせてくれよということを言いましたけど、そこら辺がまだどうなったかちょっと聞いておりませんので、この一般質問の中で、設置場所はどこで、丁目、番地、地権者がわかれば、ぜひこの一般質問の中で答弁をしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 計画書をいただいたときには、ここにも書いてございます、瑞穂市牛牧周辺ということで、別紙のとおりということで地図がありましたが、上牛牧の住宅地図がつけてあっただけで、どこという表示はありませんでした。

それで、場所についてですが、今の地番ということでしたが、実はここに保育園を建てるという話が、地権者にも話をしてございません。まだ全然話に行っておりませんので、地番を先にお知らせするという事は、まだ了解も得ているわけでもありませんし、お知らせしているわけでもない。交渉に行っているわけでもありませんので、発表できないということで、ただ場所につきましては上牛牧の公園の近くということで目星はつけてみえます。ただ、了解をいただいておりますので、その土地が買えるという保証もございません。そういったところで進めてみえる、公園の近く、上牛牧というところで御理解をいただきたいと思います。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） まだ地権者とも話ししていないということで、こういう場で発表できないということでございますが、そうしますと、土地の問題が話がつかないと、この事業はパアになることもあり得るということで理解していいのかどうか、お尋ねします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 清流会さんは、物すごく意欲を持ってみえますので、その当初予定している土地がもしだめであれば、またほかの土地を探されるということでございます。そして、上牛牧だけということではなしに、そこがだめであれば、実はこの計画が出る前に瑞穂市内、いろんな土地を不動産会社さんも入っていただいて調査をされておりますので、そういった第2、第3という案もあろうかと思えます。そういった場所へ変わるかもしれない。ただ、つくりたいという意欲はもちろん持ってみます。最終的に全然だめだったという場合には、議員言われるように、なくなるということもございます。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 以上、質問してきましたように、今政府が新しい子育てシステムをつくって、保育所については、私の理解では民営化の方向に促進をすると。各市町村、自治体はそう責任を負わんでもいいよと。どんどん民間に手放していけという方向が見えてくるわけでございます。そういう中で、瑞穂市の方針としては、公設公営化で行くということをぜひしっかりと腹に落として、これからも対処していただきたいと思うわけでございます。

何か先ほどの答弁で、市長は一応公設公営化というようなことで、どうもしっかりと腹におさまっておらんような答えだったけれども、いいですか、その辺は。公設保育所のこれからの

運営は、公設公営でいくという方針であるということは変わらないかどうか、お尋ねしたいと思います。もう一遍確認を。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の今のあれとしては変わりはないわけですが、一つだけ皆さんにお話を申し上げておきますが、先ほど来から議員いろいろ御質問いただいております中で、国の動き相当のあれもしていただいております。もうすべての市町村の動きとしましては、すべて民営化の方へ進んでおると。それも議会の方からそういう声も出ておるといことも御理解いただきますよう、そこら辺も踏まえましていろいろ議会としてのお考えをいただきたいと思いますが、いずれにしても、私は牛牧第1を民営化すると、こんなことは一遍も言っておりませんので、そのことだけは申し上げておきます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 2番目の質問に移ります。

シルバー人材センターの正常化についてでございます。

この問題については、西岡議員が3回にわたって一般質問をされております。そういう中で、瑞穂市から3月17日に、「瑞児高」というのは瑞穂市の児童高齢福祉課の通達600号ということで、社団法人 瑞穂市シルバー人材センターに、一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター運営にかかわる通知書ということで、通知書を出しております。また、それに基づいてシルバーセンターから回答も来ております。市としてどういう通知書を出して、シルバーセンターからどういう回答が来たか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、平成23年3月17日、瑞児高第600号で出しました内容についてお答えいたします。

まず内容の点としましては2点あります。私たちの求めた内容としましては、登記の見直しについてでございます。平成22年の中のことで見直しをどうされたか。それから、もう1点ですが、代表理事や理事長及び副理事長の位置づけの明確化と権限、機能の分担などについての是正でございます。

それで、回答がございました。回答は、平成23年7月11日付及び平成23年7月14日付の回答がございました。この2点ですね。2日に続けてございましたので、内容をチェックしましたところ、平成23年7月14日付の回答でございますけれども、これは私の方から出しました、先ほど23年3月17日付の写しが添付されていたものでございます。

回答についてお答えいたします。

まず登記の見直しについてということで、平成22年7月16日の第3回理事会の決議に基づい

て、代表理事2名を定款どおり3名にする登記がなされていない原因について、平成23年6月30日に岐阜地方法務局へ相談した結果、森理事が議事録に押印しないと登記できませんと言われました。以後の登記についても同様ということで、登記ができない状態で今日に至っておりますという回答がございます。

もう1点でございますけれども、センターの規模に見合った体制とする。2点目としては、運営の迅速化、効率化を図るために定款を変更し、代表者1名の体制としました。文を読ませていただきますと、通知文には、「平成23年4月の第7回の理事会において、代表理事2名を解任議決し、代表理事1名体制にて通常総会を終了しました。今後は、馬淵代表理事1名体制にて理事会の正常運営を図っていきたく存じます。そのため、新しい理事を入れ、体制強化することも考えています」と回答をいただいておりますので、よろしく申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今までの一般質問での質疑の中で、代表理事が3名いると、それで3名で登記してあると。だれが責任者かわからんという点で、これはおかしいんじゃないかという議論がされておりました。そういう中で、市から代表理事を1名にしてほしいということで文書で出し、その回答として、2名が解任されて代表者1名、馬淵重夫さんに決まったということですので、その辺は問題を解決したというふうに理解をしいのか、まだ問題があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 市の方から、代表理事3名になっておりますから、代表理事1名にしてくださいという通知はしておりません。

その中で、正常化しているかということでございますけれども、3月の西岡議員の答弁の中で、市長も申し上げておりますけれども、登記の話をしております。その中で瑞穂市としましては、一般社団法人等において、法律がございまして、その一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第303条において、一般社団法人等において、第301条第2項各号または前条第2項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、2週間以内にその主たる事務所の所在において変更の登記をしなければならないと規定されております。

そこで私の方ですが、通知をいただいておりますので、平成23年9月1日と、それから9月14日に岐阜地方法務局に出向きまして、登記の確認をしました。その内容を見ますと、昨年の6月のときの内容と変わっていないということでございましたけれども、やはり今まで前の副市長も答弁させていただいておりますけれども、一般社団法人として正常に、適正に事業が行われておれば、こういった法に基づいたものも登記がなされなければならないと考えておりますので、今のところ、正常化ということは私の方としてはなされていないと考えられます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 登記に3名の代表理事が登記されておると。それを1名にして代表者をはっきりさせよということではないかと思うんですね。そういう点では、理事会では2名の代表理事を解任して1名に絞ったということを決めておると。それで、登記の手続もとろうとしたけれども、解任した1人の理事がいかんといって判こを押さんということで、なかなか登記が進まんというのが経過ではないかと思うんですね。

それでは、その人に押させることが正常化であるということで、なぜその人が押さんのかと。会社でも、役員会議で社長解任の決議をして、そうすると社長は更迭される。しかし、社長が、わしは判こ押さんといって頑張っておったら、そのままいくのかどうかと。そんなことは社会的に通らんわけですね。この場合も、理事会でそういうことが決定されれば、そのとおりにやらなあかんのを固持して判こを押さんというのは、社会的に通らん話だと思うんですね。そのことをはっきりさせて事を進めていくというのが正常化を進める道じゃないかと私は理解をするんですが、その辺はどう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） この件に関しましては、前の副市長が理事会に出ております。そのときも、この一般社団法人の正常化について意見を述べさせていただいておるとは思いますけれども、その中で、市も関与するということも大事でございますけれども、このシルバー人材センターにおいて正常化を、とにかくここでお話し合いのもとで正常化をしていただくということが一番大事ではないかと考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 市としては、正常化をするというのは、どういう何を解決したらいいのかということをやっとははっきりさせて指導していかなあかんと思うんですね。それは、要するに代表理事が3名おると、それは責任がはっきりせんで1名にして、そのように登記をしてほしいということを言って、その方向に進めてもらったら正常化として認定して、補助金を出すのかどうか、その辺は市の考え方はどうなんですか。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 昨年の総会の後に、理事会を何回か開催していらっしゃいますけれども、登記に関してしなければならぬ事項があると思いますけれども、まず登記をしていただく。先ほど何回も述べておりますけれども、きちっと適正に事業が営んでおられれば、そういった事務的な手続も行っていただけるものと考えております。

補助金に対しては、市の方としては一貫しておりますけれども、先ほど述べました法律に基

づきまして変更の登記がなされまして、確認ができて正常化されると判断しておれば、速やかに補助金の方を交付したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） シルバー人材センターの役員を決めるというのは、理事会の責任であって、理事会が自主的に決めるもので、瑞穂市からだれを理事長ということは指名できないし、理事会の問題ですね。その点では、代表理事も3人になったり2人になったり1人になったりということで、ずうっとこの1年変遷をしながら、私の知るところではことしの4月28日に馬淵重夫さん一人に絞って正常化し、それに基づいて代表者を決めようということで理事会で一致したと。そういう方向で登記の手続も進めようとしたけれども、その代表理事の中の1名が判こを押さんもんで、その登記が進まないというのが現時点だということを私は理解をしておるんですね。そういう点では、その判こを押さなんだらいつまでもこのまま続くのか、私ちょっと法律的なルールはわかりませんが、これはどうなんですか。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほどから何回も答弁させていただいておりますけれど、登記をしていただくことが条件でございますので、お願いします。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） そうなると、一部の役員のごねが通ってしまうことになってしまわないかという私は認識しておるんですが、それでは二百数十人の会員が非常に迷惑されて、市の補助金も出ないと。市の仕事の委託契約もできないというような状況になっておるといふシルバー人材さんは不幸な状況になっておりますので、その原因をしっかりと究明して、その原因を取り除くということで、早急に対処しながら正常化し、委託契約を結んで補助金も出すという方向に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで会派代表、小寺徹君の質問を終わります。

ここで御報告をさせていただきます。

台風15号に関する状況を、10時25分現在、暴風雨警報が発令されました。学校におきましては一斉下校の指示、幼稚園におかれましてはお迎えの時間に早く帰る方、また連絡がとれない保護者は預かり、保育所におかれましては、公立はお迎えの連絡をお願いしております。清流も同じです。お迎えができない児童は保育。給食センターにおかれましては、穂中以外は配送済み、保育所はお迎えにより給食となっております。以上でございます。

ここで暫時休憩を11時15分までということで、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

議長（星川睦枝君） それでは再開いたします。

会派代表、公明党、若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

12番（若井千尋君） 議席番号12番、公明党の若井千尋です。

星川議長より発言の許可をいただきましたので、公明党の会派代表としての質問をさせていただきます。

先ほどお話もありました、現在、台風15号が県下直撃で、ここも警報が出たということでございますが、皆さんも心配のところでございます。緊張を持ってやっていきたいというふうに思っております。

最初に、さきの台風12号によって紀伊半島を中心に多くの方が被災され、亡くなられた方にお悔やみを申し上げ、また今なお土砂ダム等で少しの放水量でも避難を余儀なくされる方にお見舞いを申し上げます。また、本年3月11日の東日本大震災の発生から半年余りたったところでございますが、そちらも本当にまだまだ復旧・復興もほぼ遠いような状況で、私も8月には瑞穂市の社協さんが主催のボランティアと一緒に参加させていただきました。やはり一緒に自分が向こうに行ってボランティアに参加させていただいて、多くを学ばせていただいたように感じております。

そんな中で、今回私は、6月の議会にも質問させていただいた項目の中で、地域の防災ということに対して何点かお伺いしました。要するに、先ほど朝一で棚橋議員のお話もありましたけれども、避難勧告の発令方法であるとか、また自治会等の防災訓練、市民の防災に対する意識の高揚方法、また避難場所の問題点等々お伺いしたわけですが、基本的には前向きに考えていくという答弁をいただきました。

ただ、それから3ヵ月間が過ぎて、今お話ししたように、この台風の時期、非常に我が市も危険をいっぱい持っておるということで、やはり前向きに検討するという部分だけで本当に終わっていていいのかということ、今回、その6月に質問した部分の御答弁を踏まえまして、いつまでに、どのような形で、だれが責任を持って行っていくかということをお聞きしていきたいと思っております。

さらには、環境、また教育の観点より、学校の校庭なんかの芝生の推進についてと、最後にエコキャップ回収運動の推進についての質問をさせていただきます。

以下は質問席よりさせていただきます。

最初に、6月議会で質問させていただきました、今も避難警報が出ておるということですが、本当に昨日からの台風15号の影響で、この地域、今、台風がもう直撃するということ

ですけれども、本当に今は、棚橋議員の方からもありましたように、ずうっと皆さんがおっしゃるように、だれもが感じておられるように、最近の特に台風に関するゲリラ豪雨というのは全く予想がつかないという状況でございます。

そんな中で、まず避難勧告という方法を御質問させていただいたんですけれども、その手段として、市は防災行政無線、防災ラジオ、またFMわっちなどで情報を流すというふうに答弁いただいております。ただ、6月の議会のときにもそうですし、御回答の中に、実際その行政防災無線というのは非常に聞こえにくい箇所があると。また聞こえにくい点もあると。そのことを踏まえ、それから3ヵ月間たちましたけれども、どのような経過で、改善点、まただれが責任を持ってこのことを見直しされておるのかをまずはお聞きします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、6月のときに御答弁をさせていただいたことについては省略をさせていただきますして、また6月号の広報紙にもその旨は載せてございます。また、9月号には自主避難所の状況、そしてアンダーパス等も広報に載せてございますけれども、やはり4月号からずうっと9月号まで見ていただきますと、市民の皆さんが、本当に自分の命が大事だなということで、市民の皆さんにも協力をしていただこうということで広報はつくってきたつもりでございます。いま一度また御理解をいただきたいと思います。

そして、自主防災組織については、自治会長さんにはお話をしているわけでございますけれども、市民の方にも理解をしていただきたい。そういうことで、先ほども申し上げたように、私もも出かけて説明会をしたいと考えております。そして、自主防災組織の組織化をぜひ急ぎたいと思っております。これは私だけが焦っておってもいかんですけれども、12月のまた自治会長会議には、自主防災組織を何とかことしと来年でお願いできないかと。来年の時点でできていないところは、できる限り何とかお願いしようと考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 4点ほど分けてお聞きしようと思ったんですけど、今部長に一遍に答弁いただきましたので、一つずつちょっと確認をしていきたいんですけれども、この避難勧告で、先ほど言った防災行政無線が聞こえにくい、このことに対してどういうふうに取り組んでいけるかというのがちょっと今聞き取りにくかったのでまた後で確認をしたいと思っておりますけれども、現実、そのほかに防災ラジオとかFMわっちという手段が、先ほど御答弁もありましたけど、いろんな手段、使える手段は全部使ってアナウンスをしたいということでしたけれども、現在、防災ラジオの保有者は市でどれぐらいあるのか。また、FMわっちというのはどれぐらい市民に浸透しておるのか。要するにテレビで言えば視聴率なんですけれども、ラジオで

言うところの聴取率はどれぐらいだとつかんでおられるかお聞きします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 確かに防災無線も、雨の場合、風雨の場合、なかなか難しい部分があります。地震の際には有効かと思えますけれども、これも一つのいいところも悪いところもあります。先ほどのメールの件もそうでございますけれども、そうしたものを複数使うしかないかなと思っております。そしてホームページにも緊急時については流そうということも計画をしておりますし、確かにFMわっちの聴取率がどれぐらいあるかと、これもちょっと気にかけて広報等をする必要があろうかと思えますし、それらについてまた秘書広報課とも調整をしたいと思っております。今御指摘の件につきましては、再度改めて工夫を凝らしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 多分これをやりとりしているとまた6月と同じことになるかなというふうに思いますのでまとめて後で伺いますが、避難勧告とか、今ここでは避難指示、もっと大変な避難指示という形で流れましたけれども、私もきのう、棚橋議員じゃないんですけども、いろいろラジオ、防災無線、耳を傾けておりましたけど、本当に情報が入らない。何度か隣の犀川に足を運んだんですけども、要するに、市としてはいろんな手段を使って避難勧告等の部分をアナウンスすると言っておられるんですけども、実際、受け手の市民の方にそのラジオもどれぐらい普及されておるのかもわからない。FMわっちの聴取率もわからない。それで防災行政無線は聞こえない。

これが現状で、6月にも伺いましたし、当然何度も前から議員のほかの方も御心配をされておる点だと思いますけれども、これが3ヵ月間という経緯の中でどう取り組んでこられたかということをお聞きしたいということをお聞きしたいと、これをまず御理解していただきたいと思っておりますが、その点で、早瀬部長の答弁の中で、ちょっと議事録を見させていただくと、今は防災行政無線も聞いていただくように努力していただきたいという御答弁があったかと思っておりますけれども、これは本当に、今の状況であれば心配しておる人は当然聞く態勢で聞くんですけど、それが聞こえないという話の中ですから、私、一つの提案として、避難勧告とか避難指示ということであれば、これはそうなおるかわからないんですけども、サイレンでまず明確にするという、声が聞き取れなければ種類別にサイレンを流す方法がどうかというふうに思います。

これは一々やっているとおちょっと時間的に大変ですので、もう一つは、これも出ているかもしれないし、私も十分勉強不足なんですけれども、この前、議員の勉強会でお邪魔した飯田市、長野県の飯田市の場合は、防災行政無線の内容をフリーダイヤルで聞き直すことができる

というシステム、これはそこに限ったことではないんですけれども、各自治体で取り組んでおられるところがあるというふうに調べてきました。

ちょっとだけ確認のために御紹介をしたいというふうに思います。「『こちらはこうほうい
いだです』なんて聞いたことがありませんか」と。これは飯田市のホームページですけれども、
「放送の内容がわからなかったときは、フリーダイヤルで聞くことができます。飯田市には、
市内に防災行政無線が設置してあります。放送では、火災、地震・風水害等の非常事態に関す
るもの、また人命・その他特に緊急かつ重要なことに関することなどをお知らせします。『放
送の内容がわからなかった』『よく聞こえなかった』、そんなときにはフリーダイヤルへ。放
送内容を改めて聞くことができます」というホームページがありましたし、いろいろ調べてい
ると各行政で取り組んでいるところがありますけど、これは瑞穂市で今取り組んでおられるの
か、また今後この方法を採用されるおつもりがあるかお聞きします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今のサービスにつきましても、幾つかのところではやっておられます
ので、一度その内容を検討するというところで考えていきたいとします。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 何回も同じことになりますけれども、この「いつか」という部分がき
ょうの前半の最終的なテーマになりますので、またお答え、できればと思います。

それで、今言った、システムのこととかいろいろなることはあるかと思えますけれども、やは
り単純に考えて、防災無線があるわけですから、今できることですぐにできること、またお金
がかからないことなんかを考えると、ちょっと今お答えいただけなかったんですけど、避難勧
告の際はサイレンで知らせるといのはどうかなというふうに思います。避難勧告の場合はこ
んな感じとか、また避難指示の場合はこんな感じということで考えられたらと思いますけど、
私、瑞穂市に住んで16年ぐらいになりますけれども、避難勧告という経験が当然ないもんです
から、既にこのマニュアル等があればお聞きしたいと思えますけれども、まずはサイレンで知
らせるという方法に関してはどのようにお考えかお聞きします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私も実を言いますと、この役所に入ってから一度も多分避難勧告等
は、今ここにおける執行部はどなたもないと思っておりますけれども、基本的には防災無線の中
にサイレンというのがありますので、それらの広報の方法、そのあたりも再度確認をしておき
たいと思えます。サイレンの全部設定がございますので、火災のとき、いろんな場合を含めて
ありますので、再度そのあたりを確認し、またそのあたりも周知をしないと皆さんがびっくり
されます。

基本的には、きのうの名古屋の状況を見てみますと、一時に一気に雨が降りまして一部の事務所が水がついてしまったと。それが多分119番へ行って、そのあたりで大変だということになって一気に短時間の間に避難勧告までいってしまったと思いますけれども、現実これからのゲリラ豪雨はそういう事態も想定されることだと思いますので、ただ、きのう庄内川の堤防の話がございましたけれども、揖斐川とか長良川につきましてはかなり9・12のとき以後また補強されておるといってお話を聞いてございます。雨の状況によっては高い場所へ避難をしていたら何とかなると思っておりますけれども、そうしたことも常日ごろから地域の皆さんにも御理解をしていただかないと、私どもが一方的なことをやってもそれが伝わらないということが出てきますので、ぜひそこらも含めまして、実を言いますと、後ほど言おうかと思っておりましたが、今、自主防災組織の中には自治会長さんの下にできたら自主防災リーダーをつくってくださいよというお話がしてございます。このあたりも、やっぱり自治会長さんだけに頼っておってはいけませんので、防災リーダーの方をぜひ推薦していただいて、年に1度はそういう研修会もしっかりしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、さきに御答弁いただきました、すべて関連してくることだと思います。今の、市の方がこうアナウンスしている、市民の方はそれをどうとらえておるかということの、その本当に肝心なところであり、また重要なことかなというふうに感じるわけですが、サイレンなんか周知徹底をされることが一番であります。要するに、先ほどから言っておるように、6月以降この9月まで、台風の時期にという話から質問を進めさせていただいておりますけれども、この間にやっぱり何も手が打てなければ、これは名古屋、本当にもうすぐそばの状態なんですよね。多分、私も長良川の決壊のときというのは高校生でございました。要するに長良川の流域の方にすごい台風というか、雨雲がたまって大水が出たと。今回は木曽川の方が多いのかなと感じますし、本当にわずかな位置によって非常に下流の地域が変わってくるということを感じると、当たり前ですけど、待たなしの状況でございますので、くどいようですけど、いつまでにという計画をしっかり立てていただかないと絵にかいたもちに終わるのではないかなというふうに思います。

それで、今の話にありました、防災訓練のあり方についてももう一度お聞きしますけれども、これは本当に御答弁をいただくたびに、ある意味、余りにも地域依存型というか、市はこういうふうにしていきますけれども、あとは自治会でお願いしますという答弁しかお聞きできないような気がしてならないわけでありまして。市として、6月議会でも、防災訓練のあり方について基本的な市の防災姿勢というのが示されたのかどうなのか。また、示されたおつもりでも、やはり周知徹底されていかないということも踏まえながら、自治会のリーダーというのは地域に

よって単年でやっぱりかわられるところが多いというふうに聞いております。今、総務部長のお話がありましたけど、自治会長さんだけを集めてお話しされても、次の年にはもう自治会長さんがかわっておられるとか、それを受けられて地域で防災リーダーを検討されて周知徹底されていかれる、当然ごもっともな部分だと思いますけれども、やはり地域におろす前に、一つは市としての防災に関する基本的な方針とか、訓練の内容の基本方針とか、そういったものがしっかり明確になった上で、それをしっかり指導していくということが大事ではないかなというふうに思います。こういう基本的な計画とか指導に対して、自治会に指導する内容の部分のことを実施される時期はいつごろでお考えなのか、また責任者はどなたなのかをお伺いします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 防災訓練でございますけれども、防災訓練は実を言いますと、皆さんの目にはなかなかはっきり理解されない部分が多少あるかと思っておりますけれども、ある議員さんのときにお話はしてあるかと思っておりますが、基本的には消防署中心のところから消防団中心、そして自治会中心というふうに、順番に少しずつ変えようとしてきております。というのは、なかなかやっぱり地域の状況がそのようにできていない。校区でやりますと自治会中心でいいじゃないかというお話もたくさんありますけれども、この災害でそのあたりも、校区の防災訓練も必要だと、自分たちで動くことも必要だと、少しずつ課題、中身を実を言いますと担当の方では変えてきております。

ただ、そのことが十分御理解をいただけない部分もあるかと思えますし、わかりにくいところがあるかと思っておりますけれども、ほぼ、我々が少しずつ、私はこれで2年目でございますが、去年とことしとまた違います。そのあたりも皆さんに理解が少しずつできてきておると思っておりますけれども、先般も防災訓練、ただただいつもバケツでやっておるだけだとか、消火栓でやっておるだけだという話でございましたので、私どもとしてはぜひ防災訓練のメニューをきちんと提示したいというふうに考えております。そして防災訓練のあり方、趣旨ということもきちんとしていきたい。そして、自治会長さんも7割の方が毎年かわっていかれる。そして多分、組織についても、先ほど私が、基本的にこうやって考えてもらえばいいよと。ですので、できるだけわかりやすく単純にしていかないと、次から次にリーダーはかわっていかれますので、リーダーの方がかわられるということを大前提にして、地域の皆さんにわかりやすくおろしていきたいと思っております。

言われる意味は、もう時間がないんだよと。そんなことを言っておってはいかんぞということをよく言われますけれども、地域の皆さんがやっぱりついてこれなくては、本当に残念なことですけれども、自治会長さん一人が一生懸命、一人で奮闘してみえるというのが各自治会の実態だと思いますので、そういうことのないようにということで、確かに広報は小さくて読みにくかったかもわからんですけれども、4月号からずうっと見ていただきますと多分一つの流

れができて広報はさせていただいておると思いますので、ただ、広報をどんだけ読んでおるかということをよく言われますけれども、私は年寄りの方はほとんどの方が広報を読んでみえると思います。ただ、字が小さいという苦情はあるかもわかりませんが、そのあたりはきちんとして読んでもらえて、意外とよくできているよと言っただけの方もありますので、それは一つ一つですので、ぜひ皆様方も前向きに防災訓練のあり方、そして自治会でぜひそうした組織をつくるんだよと、難しいことを考えずにとりあえずやってみよまいかと、そのくらいの意気込みでぜひ進めていっていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 早瀬部長も当然現状はしっかりつかんでおられると思います。おっしゃるように、市民の方の全体のレベルアップをすることがいかに大切であるかということと、またそのためには本当にどうするのかと。例えば6月にもお伺いしました災害図上訓練DIGというのは必要だというふうに認識されておられましたし、また自治会長会でもこういうのを取り組まれたと。それで今おっしゃるように、先ほどから言っておるように、自治会長さんは訓練を受けられて認識をされるけれども、単年度ごとでかわっていかれる。さらには、地域で防災のリーダー的な存在の方がおられれば、また浸透もしていくと。同じことを聞いて同じような答弁を伺っておるわけですが、そしてまた私ども議員の立場としては、そんなのんきなことを言っておたらいかんよというふうに繰り返しておるだけなものですから、これは本当に総務部だけの問題だけは当然ないわけですから、市の執行部、また議員も含めて、現実はどう取り組んでいくかということを実際に議論する会議と言ったらおかしいんですけども、どこかでしっかり手を打たないと、同じことを繰り返しておるだけで3ヵ月が過ぎ、またあつという間に1年が過ぎてしまうのではないかなというふうに感じるわけでございます。

ですから、これも同じように、どの部署が、だれが責任を持ってというふうに聞こうと思っ

ているんですけども、当たり前ですけど、大事なことというのは一部の地域のところだけがレベルアップをされても、意味がないわけではないんですけども、先ほどからお話ししておるように、市全体として、この小さなまちと言ったら失礼ですけども、面積的にそんなに広くないまちであるがゆえに、もっと知恵を出せば取り組めるような気がします。

いずれにしても、先ほども出ましたように避難所の問題等も含めて、いろんな形で、コミュニティセンターだとか、公民館だとか、集会所だとか、呼び名はいろいろあるかと思いますが、いろんなところが災害時に避難場所として提供されるわけですが、先ほどから言っておるように、ハードな部分とソフトな部分も両方兼ね合いながら、実際災害になったときに避難所の確保とか食料の確保、トイレはどうなんだとか、それから万が一のときにお医者さんの手配はどうなのかとか、この心配事というのは尽きないと思うんです、項目ごとにお

いては。

そういう部分では、当然配付されておるハザードマップの必要性も不可欠なところでありますけれども、もっと徹底した災害時におけるマニュアルというか、行動とか、先ほどもありましたけど、市長初め執行部の方、また議員もそういう災害時のときには地域住民の皆さんのために先頭を切って動かなければいけないという話もありました。当然のことですけれども、いずれにしても、棚橋議員がおっしゃるように、だれがどう動いてどのようにしていくかということが、これは理想論ではありますけれども、徹底されたものが全くないような気がします。そういった部分についてのマニュアル的な資料が必要かと思えますけど、どのようにお考えかお聞きします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今御指摘の部分もまた今後検討せないかんですけれども、一つお願いをしたいことは、自主防災訓練を実施してみえる内容を見てみますと、このごろ幾つか非常にすばらしい防災訓練をやっておられます。それも自治会ごとではございますけれども、本当に私どもの防災訓練を超えるぐらい、全部自分たちで企画して立案をし、炊き出しも、ある意味では楽しみがてら炊き出しまで訓練をやっておられます。そうした情報が、実を言いますと、自分の自治会のことだけ皆さん考えておられますのでなかなか渡らないんですけれども、今度、来年は本田校区ということでお願いがしてございますけれども、多分もう少し地域の、自分の自治会だけでなく、周囲はどうだろうという、それだけの視点でもっともっとよくなってくるだろうと思えます。

それぞれの危機管理を皆さん持っておられますので、幾つかの防災訓練をのぞいてみますと、それぞれ校区の中にこれはすばらしい自治会だなというのが大体一つか二つございます。やはりいろんな話し合いの中に、おまはんのところはこうやってやっておるんかね、うちもこうやってやってみようかというのが絶対出てきますので、そうしたことがすぐわかるような自治会長さんとか防災リーダーさんばかりでございますので、あとは市民の人が一緒になってやるまいかと、それだけだと思っております。そのあたりも含めて、私どもとしてはできる限り地域へ出かける場合には一緒に出かけたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 総務部長にいただいたみたいに、本当にいいところは市なんか比べ物にならんぐらい徹底的にやっておられます。私もお話を伺うと、すばらしいなど。防災訓練がすばらしいという表現も変なんですけれども、やはり先ほど言った、一定の地域だけがレベルアップするのは好ましくないと言うのはおかしいんですけれども、逆に、そういうところに取り組まれない地域には、変な言い方ですけども、交流防災訓練みたいな形で、瑞穂市といえ

ども地域によって状況は違うと思いますが、やはり先進的に走られておる自治会のお話を見たり聞いたりされることというのは非常に勉強になるかと思ひますし、以前もコミュニティのことで質問させていただきましたけれども、やはり各自治会の上というか、大きなくりでは校区別ということが、今、毎年、校区別で防災訓練、ことしは私の地元の中小校区でありましたけれども、どっちかといったら緊張感というのは全く、自分自身も含めてですけど、本当に申しわけない話でいかなと思ひながら、そういうことも含めると、やはり今おっしゃった、校区別とはいへども他地域の方がやはりどんどん参加していただいて、やっぱり市全体で取り組んでおるといふような防災訓練を開催していかねばいけないと思ひましたし、きのうのような、本当に水が心配だと思ひて改めてハザードマップを見ますと、私の住んでいるところでは中小学校しか避難所がないと。旧巢南地域では8カ所プラス巢南庁舎と巢南分署、穂積地域では10カ所プラス本庁舎と瑞穂消防署、それぐらいの状態しかないという、避難所がですね、洪水の場合。これで本当に市全体の避難ができるのかと。きのう名古屋市では一時100万人が避難勧告でした。全然ぴんとこないんですけども、いずれにしても、改めてあのハザードマップを見ると、本当にこれで大丈夫なのかなと思ひざるを得んのが現状だと思ひます。

ですけれども、先ほど言ったハードの部分、拠点とかいうことも本当に大切なんですけども、やはり私は6月からずっと市民の皆さんの意識の高揚、高めていくことに対してやっぱりもう少し知恵を出していかねばいけないのではないかなということ、これはいつかつかという話になるかと思ひますけど、本当にこれは、最後に部長、この項目に関してもう一度明確に、ここの部分を取り組む部署、またいつまでにいろんな項目を取り組まれるかをお聞きいたします。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 私の方から、前、総務を担当しておった関係もありますので、お答えをさせていただきますと思ひます。

市として何ら計画がないかという、そういうわけじゃないんですね。現実的に国民保護法に基づく国民保護条例とか、それから防災計画に基づくそういった計画もあります。それから職員用のマニュアルもあるわけですね。ただ、それは役所の中の対応で終わっちゃっておるわけですね。それを市民の方に周知するという、先ほど来総務部長が申していますように、市民周知の手段として地域に防災組織をつくってくださいということをお願いしておるわけですね。

その中で、先般も自治会の研修会がありまして、栗田さんという防災に明るいNPOをやってみえる人を講師にお招きしましてお話をさせていただいたんですが、とにかく今の現状では、地震でも水害でもそうですが、3日間は自分の自助で生きてください、そしてお隣の人を助け

てくださいということを書いてみえたんですね。行政は当てになりませんとはっきり言われたんです。現実にそうなんですわ。ですから市の方は、市がつくっている防災計画とか防災マニュアルはあるんですけども、それを機能させる以前に、とにかく地元の方で皆さんが手を携えて、お隣の人を助けたり、あるいは弱者を安全な場所にとということで、それをお願いしたいがために防災組織をつくってください、つくってくださいということを書いておるわけですね。自治会長さんがかわられます。かわられますけれども、それがかわったから終わるというんじゃないで、その地域の遺産として残っていくような活動をしてくださいということをお願いしておるわけなんですわ。

ですから、何も総務部長はそれだけにこだわっているわけじゃないんですね。だから、情報の手段についても多チャンネル化ということで、FMわっちとか、それから防災無線とか、あとホームページとか、いろんなことを考えておるわけですが、その防災無線も、先ほど来おっしゃられるように、雨がだーっと降る場合は聞こえません。聞こえませんので、ラジオを1,500円で実費ですけどお分けしております。それも8月に追加で出しておりますが、それも相当出ているというふう聞いておりますので、意識も大分高まってきているなど。今、議員さんも御承知のように、3月11日以降の地震、あるいは台風12号の関係で非常に高まっているんですね。この高まっている意識を途切れないように継続してやっていきたいというのが市の思いで、防災組織を早く、立ち上げていないところについては、四十何%ぐらいしかまだできていませんので、つくるように鋭意努力したいということでございます。

それから、ハザードマップがございませうように、水害編と地震編があるわけですが、地震の場合は液状化とかいろいろ心配な面もありますけれども、洪水編を見ていただければ、あれは国が出しているデータをもとにしていますけれども、瑞穂市の全域はほとんど冠水すると言っていいですね。しかも場所によっては5メートルというような高さになります。ということは、最近、デジタル番組でDボタンを押していただくとDボタンにも出ますけれども、洪水のときは無理して逃げないでくださいと。むしろ高いところへ移ってくださいと、そういった表示も出ています。ですから、ハザードマップを見ていただければわかりますように、完全にどっぴりつかる地域は、とにかくお隣の高いアパートとか、そういうところへ緊急避難していただきたいということで、ある程度水が引けば今の公共施設が避難所として機能していくと思いますけれども、とりあえず身を守るためには、自分お一人ひとりが私はどこに逃げたらいいか、そういうことを考えてもらう必要があると思います。手前みそになりますけど、きのう、うちの母は一人で住んでおりますので、あした台風が来たらとにかく2階へ逃げると。2階へ逃げて水がつかったら仕方がないなという話をしたんですが、とにかく高齢者については少しでも高いところに逃げる、もしそういうお隣の人がいなければ近くのアパートに逃げるというのが先決問題だと思います。

ですから、そういったことを市民の方に直接語りかけたいがために防災組織をつくってくださいという、一つ返事のように言っておりますが、趣旨はそういう意味でありますので、もしそれがいわゆる組織としてももう少し足りないということであれば、それこそプロジェクトでもつくって市民に周知する場を徹底的に研究しながらやっていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 本当に副市長がおっしゃるとおりだと思います。やはり市の方が取り組んでいただいておりますことを市民の方がやっぱり先ほどから言っておるようにどう受けとめていくかということの、ここの接点がやっぱりちょっとまだ機能していないのかなということの問題点がたくさん見えてきておると思いますが、先ほど言った交流の防災訓練じゃないんですけど、やっぱりいいところの自治会の、見本と言ったらおかしいんですけど、部分を本当に徹底的にお手本にされるような、そういう交流の場があったらいいかなというふうに思います。

いずれにしても、災害というのは当然いつ来るかわからないですし、今はもう、これは行政、市だけのことじゃなくて、想定外のことを想定して考えていくということが当たり前ようになってくるわけです。先ほどの排水機場のお話を伺っていると、これは当然国のマニュアルとか基本の中でつくっていくしかないんですけども、それは3・11の津波のときでも、本当に国交省が世界に誇る防波堤というんですか、10メートルの何キロとかいって、あれだってこっぴみじんになるような状況でございます。だれしもが想像しない災害が起こることに関しては、お金がかかるわけでございますけれども、やはり瑞穂市として一番取り組まなければいけないのは市民の方の意識の高揚というふうに感じますので、しっかり行政と市民と連携をとりながら取り組んでいかなければいけないというふうに改めて感じました。また、市だけにもちろん要望するだけではなくて、自分たちでもできるところからやっていかなければいけないというふうに、今回はそれで終わります。

続きまして、防災のことはおきまして、芝生化の推進についてお聞きしたいと思いますけれども、御存じのように昨年、生津小学校と西小学校で、各関係者の御理解、御協力のもと、芝生を植えることができました。

先日行われた第9回瑞穂市子ども議会の中にありました、校庭の芝生化によって、学校生活を送る僕たちだけではなく、地域の方々にもいいことがありました。それは、風が吹くとグラウンドから舞っていた砂が地域の方に飛び込んでいくことや、目に砂が入ることが減ったことです。このように、地域にとっても校庭が芝生化されることでよかったことがあるのです。ほかの学校でも芝生化を進めてみてはどうでしょうかという質問でございました。

教育委員会の林次長に伺います。生津、西小学校以外の校庭の芝生化の御計画はありますか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 芝生化につきましては、子ども議会にもありました、自分たちの体験から、寝転がっても気持ちがいい、あるいははげがをしなくなった、先ほどの砂ぼこりがたなくなつたという体験から、やってよかったという意見をいただいております。

他校への計画ということですが、教育委員会としましては、生津小学校、西小学校に続いて他の学校でも実施したい、できることならすべての学校で実施したいと考えております。しかしながら、この事業につきましては学校や保護者の協力がなければ成り立ちません。実施していない小学校においては、少年野球で利用するので芝生化は困る、中学校においては、当然ですが、クラブ活動で支障があるという理由によって進んでいないというのが現状でございます。決して事業費とか、あるいは水道代という問題ではありません。教育委員会としましては各学校の意見を尊重して進めたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

そこで、今後の計画ということですが、現在計画しておりますのは、保育所において行いたい。ほづみ幼稚園の園庭が芝生化されております。こういった緑の園庭を目指して保育所においても進めていきたいと考えております。ただ、学校と同様に、園とか保護者の方の協力が必要です。御理解を得られた保育所より順次進めたい、できれば来年度は3園やりたいと考えております。そして全保育所に広めていきたいと考えておるところでございます。よろしく御願ひいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） この問題をお聞きしたというのは、執行部の方からというんですか、行政の方から学校にお願いされるのか、また学校とか、またPTAの方から依頼があったところを計画していくのかということがわからなかったものですからお聞きしようと思いましたが、今次長のお話の中で、各学校、地域によってはいろいろ状況があるということで、ただ単純に、もちろんすべてがいいなんてことは考えておりません。生津小学校なんかを通ると、本当にあそこは以前から小学校の教育というか、はだしで運動されるということをお聞きして、それがたまたま芝生の上で活動されておる姿を見ると、私は単純にいいことかなというふうに思いながら、ほかのことも聞いていきたいなというふうに思いましたし、先ほど棚橋議員のお話もありましたけど、桜の話がございましたけど、私は瑞穂市が市民憲章でもうたっておる「豊かな水と緑あふれる美しいまちをつくります」というところからいつも質問しておるんですけども、本当にここ自体がどこに緑があるんだろうということを思えてなんのです。

当然芝生がすべてとはもちろん思っておりませんが、やはりみんなで知恵を出し合っ、て、子供たちが望むエコな環境ということ、さらには地球温暖化をとめていく一助になればという部分で自然、さらにその自然との交わりの中で教育施設があれば非常にすばらしいことだ

なというふうに思いましたものですから、お聞きをさせていただきました。校庭だけに限らず、今後も公園の計画も市ではあると思いますけれども、これは先回質問したときに、次長のお話であれば、例えば経費が非常にかかったということをお聞きしました。当然、今お話があったように、決して経費だけのことではないというふうにおっしゃいましたし、水道代がという話があったものですから、水道代なら井戸を掘ったらどうですかということも聞きました。そういうこともありましたけど、これは今そういう御答弁じゃなかったものですから、またそういった問題が出てくればそのことをお聞きしたいというふうに思います。

いずれにしても、私たちの住む瑞穂市というのは、特にこの時期、台風が来ておると非常に水が心配だというふうに思いますし、過去のこのまちの教訓から非常に水というのはある意味ちょっと大変な状況のイメージが強いんですけど、例えばお隣の大垣市は水の都、水都という形で言うておりますし、この瑞穂市も決して水ということに対しては、当然水は暮らしに関しては必要不可欠なものでございますし、そういった部分では、ある意味、水というものを、芝生、緑と水という部分に関してはもう少し、文書でうたうだけではなくて、市として水のまちを売り込むというか、そういったことに観点をとらえてもいいのではないかなというふうになんかちょっと思った次第でございます。

いずれにしても、芝生が先ほど言ったようにすべてとは思いませんけれども、このまちの「水と緑あふれる」という部分に関しては、当然私たち今住んでおる住民からもこの市民憲章のもとに必要とされることですがけれども、近隣の市町にも瑞穂市というのはこういうまちでということで高らかにうたっておるわけでございますし、当たり前ですけども、将来のこのまちの住民さんのためにまちを形成していかなければいけないと思っておりますけれども、そのことも含めて、このまちで緑ということをお考えたときには、公園とか校庭に芝生があればいいなというふうに感じたのでお聞きしております。

今回は聞きませんが、市長のセカンドステージの中にも緑のカーテン事業ということが実施されるということをお聞きしておりますけれども、この緑のカーテン、また今言った公園、校庭の芝生ということも実績のある瑞穂市でございますので、ぜひとも他市町に見本となるような、環境問題の先進地であるようなイメージから、ぜひ途切れることなくというか、規模はいろいろあるかと思っておりますけれども、やはり瑞穂市として環境問題に対して取り組んでいるという姿勢を持ち続けていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。ぜひ保育園の芝生化を楽しみにして、要するにまたそれがどんどんお子さんの意見の中で私たちはこんなによかったよという声もしっかり反映して取り組んでいければというふうに思います。

最後の質問に移りますけれども、これも8月の子ども議会の中で議員決議案として提出された、エコキャップを集める活動について決議案がありました。

これは皆さん御承知のとおりだと思いますけれども、現在、本当にエコキャップ回収の運動が世界じゅうに広まっています。こればかりじゃないと思いますけれども、エコキャップ800個で1個のワクチンができるというか、使えるというか、そのワクチン1本で世界じゅうの本当に困っている貧困層の子供1人の命を救うことができるということを聞いておりますし、そういった部分で、私も知り合いの方から去年、一年半ぐらい前ですか、その話を聞きまして、何とかペットボトルのキャップを集めたいから協力してもらえんやろうかということで取り組んでおりますけれども、実は今回、子ども議会で1人の方が議決案を出されて、5人か6人の方が私の学校もやっています、やっていますという形で、これは皆さん聞かれたとおりだと思いますけれども、私の知り合いの方と一緒にやらせていただいて今回質問させていただく部分で、数字だけなんですけれども、どれぐらいの効果というか、実績があったのかなということをお聞きしましたら、どれぐらいの方が携わっておられるかはわからないんですけれども、わずか一年半でざっと14万5,800個ぐらい集まって、これは従量計算なんですけれども、それで単純に800個で割ると183人分のワクチンが購入できた形になる。

これは本当にボランティア団体の方が取り組まれた部分ですけれども、私はこの数字をきくお聞きしまして非常に正直言って感動しました。全然意識がなくてごみとして捨ててしまうようなペットボトルのキャップが、形上、NPO法人を通じてそういう形になっていくと、それが事実なんでしょうけれども、なっていくとしたら、やはり単純にそういうことに取り組ませていただいて、活動させていただいておる途中なんですけれども、よかったと思いますし、各小学校のお子さんの御意見も、私のところも取り組んでおる、また、前はやっていただけ、今回また取り組みたいですとかというようなお話がありました。これをどういうふうにお伝えしていいのかわからないんですけれども、こういう活動を単純に市として協力しながら取り組むお考えはあるかどうかお聞きします。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 私ごとでございますけれども、昨年度、穂積小学校の生徒たちが多くのペットボトルとか空き缶を集めたお金で瑞穂市社会福祉協議会にシルバーカーを贈呈する式に出席させていただきました。そのときに、本当に今でも印象深いものでございますけれども、子供たちが学校で本当に福祉を学んでいるというか、自分で身につけている。それから手話なども見せていただきまして、この手話を自然に覚えていらっしゃるということで感動しました。そういうボランティア活動を通して知らないうちに学校で福祉の心が学んでいるということを目の当たりにしまして、贈呈式で見た子供たちの目が本当にキラキラとして輝いておりまして、私はとても本当に感動的であったということが印象でございます。

この学校にお聞きしましたところ、この取り組みというのは15年ほど前から行われているということです。この中で、平成20年ごろからだったと思いますけれども、ペットボトルのキャ

ップも回収するようになったということです。この穂積小学校だけではなくて、エコキャップの回収というのは、市内の小・中学校10校ございますけれども、もう7校が実施しております、この前の子ども議会のこともありましたかと思えますけれども、残り3校においても今年度じゅうに実施されるとお聞きしました。それから、この市内の朝日大学においても実施しているとお聞きしております。このことは、だれでもボランティアとして、小さな子供でも気軽に参加できて、それが自分たちと同世代の子供たちの命を救えるということを知っていただけるきっかけとなって、ボランティアの心を小さいうちから養っていけるものと考えております。

この運動は、もう一つ、リサイクルと発展途上の国のワクチン寄附を同時にできて人々の心をつかんでいるかとも思います。世界では、今、ワクチン不足が原因で毎年多くの子供たちが命を落としておりますけれども、幸い日本では小さいころから予防接種というのもございまして、皆さんもちろん御存じだと思いますけど、ポリオやはしか、それから結核、百日ぜき、ジフテリア、破傷風の6大感染症を初め、さまざまな感染症から守られているというふうに思います。ワクチンさえあればこれらの子供たちも救えるということで、先ほど人数、一つの団体から百何人のワクチンが需給できたということで、それはとても素晴らしいことだと思っております。

この運動というのは、福祉のまち、今、瑞穂市で福祉のまち、福祉のまちと言っておりますけれども、一部分になると思えますが、この事業というのはやっぱり継続をして、それから市民に根づくことも重要であると考えております。この子ども議会で私たちもこういった運動に対して意識をつけられたと思えます。これからいろいろな事業があるときに、瑞穂市の学校でもこういった根強い活動をしているということをお知らせしていきたいと考えております。それから、この活動についてだけではございませんけれども、瑞穂市の社会福祉協議会においても、社協だよりとか、瑞穂市内の福祉協力校の連絡会というのがございまして、その中とか、また個人からの問い合わせもあるそうです。そこで回収先とか、そういう情報提供をされているということでございます。

この取り組みとしてですけれども、福祉のまちというのは、やはりエコキャップだけではなく、いつも市長が言っておりますけれども、あいさつをするなど、そういったことも大事である。一人ひとりが自分は何ができるかということも考えていただきまして、このワクチンの寄附だけではなくて、高齢者とか障がいのある方を初め、すべての人が個人として尊重されて、自立して、あらゆる分野の活動に参加できる機会を得られることによって幸せで生きがいのある暮らしを送れることができると思っておりますので、御理解をよろしく願います。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 福祉部長の方の御答弁で、本当に素晴らしいことがなされておるんだなということを改めて知りました。まだまだこの瑞穂、自称「福祉のまち」ということを宣言

しておっても、知らない方が多い。こういう活動をやっておられることもまだまだ周知徹底されておらんような気がしますし、またこれはエコキャップに限らず、当然空き缶とか牛乳パックだとか、プルトップだとか、いろんな形であろうかと思えますけれども、本当に市民の全体が小さなことから、今御答弁いただいたように、小さなことでもみんなが取り組んでいけばこんな大きな形になるというような、そういうところのきめ細かなことができる瑞穂市であるということをもっともっと力を入れながら広報していきたいなど。また、もっともっと広く多くの市民の方にお知らせしていただきたいというふうに思います。

最後に市長に伺いたいんですけれども、ことし市長は瑞穂市を平和都市宣言という形で宣言され、またオイスカの活動では岐阜県支部の副支部長を歴任されておられるというふうに伺ったんですけど、私は、大変申しわけないんですけど、勉強不足でオイスカの活動自体がうまく説明できませんけれども、福祉のまち瑞穂ということでこのエコキャップの回収とかそういった部分であれば、いつもおっしゃるように、市民協働参画のお考えのもと、本当に先ほど言った、市民の方が広く小さなことからできるという活動からすれば、市長が今言っておる福祉のまち瑞穂ということを先頭切って高らかに宣言されて取り組まれたらどうかなというふうに思いますけれども、御答弁いただきたいとします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

今、若井議員からエコキャップにつきまして、特にこのことにおきましてはさきの少年議会でも議会の決議案として決められました。私もこのことは詳しいことははっきり知らなかったわけで、すばらしいことであるなということをつくづく感じたところでございます。

実は、さっきのオイスカの関係でアメリカへ行きました。そのときに、セーブ、守るですね、セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナル、こういったNGOの団体がございます。これは非政府組織で、子供を守るインターナショナル、こういう組織のところも実は行って来たわけでございます。これは、世界いろんな国にいろんな子供が生まれておりますが、どこに生まれようが、子供すべてが幸せになる権利がある。そういう子供たちを、後進国とかいろんな国、アフリカあたりには本当に成長途中で亡くなる子がたくさんおります。こういった子供もすべて幸せになる権利がある。そういうのを救おうという活動をしておる、国連でも認められておるNGOがあります。そこへも行ってつくづく思ったわけでございますが、この少年議会のエコキャップの話聞きまして、本当にすばらしいことを決議してもらったなど。

議員からありましたように、福祉のまちとして、こういったことをやっぱり市民でまだ知らない人がたくさんございます。年間、ペットボトルの回収機だけでも何百万本という回収をしております。あの回収しておるキャップはどうなっておるかというところでございます。ああいった回収機にも、このキャップは必ず別にここへ出して下さいよと、これにはこういう

800個で1人のワクチンが賄えるんですよということも書きながら、広報等も通じまして大いにPRしていきたいな、そのことを指示してまいりたい、このように思っておるところでございます。いろいろいい御質問いただきましたことにはお礼を申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 市長も御存じなかったということだったものですから、市長が御存じなければ市民の方も大分御存じない方もおられるかというふうに思います。またしっかり、今、広報等でこういう活動、瑞穂市の本当に宝のお子さんが先頭を切って取り組んでおられるような活動だということも市民の方にもっと広報していただけるというお約束をいただきましたので、小さなことでありますけど、みんなで取り組んでいく、本当に福祉のまち瑞穂ということをどんどんどんどん力をつけていきたいなというふうに思います。

最後に、本年、この瑞穂市にも6月には待望の犀川統合排水機場、また新堀川放水路が完成して、本当に地域住民の方にはそういう部分では非常に安心をされておるところかと思えます。

きょう、防災のこととか芝のこと、またエコキャップのことを通じてお聞きしたいのは、ハードな部分というのは本当に必要なことは当然必要なんですけども、そのソフト面、要するに地域住民の皆さんの、すべてがですけども、今のエコキャップもそうですし、防災もそうですけど、意識がしっかり高揚していくということが市民協働参画の部分では大きいことだと思いますし、まち全体が底上げのレベルアップをしていけるのがこのソフトの部分だと思います。それをやはり、先ほどから言っておるように、しっかりみんなで知恵を出しながら取り組んでいくことが必要かと思しますので、お互いと言ったらおこがましいけど、行政に関しては本当にさらにそういうところでは強いリーダーシップを発揮していただくようお願いして、公明党の会派代表としての質問を終わります。以上です。

議長（星川睦枝君） これで、会派代表、公明党、若井千尋君の質問を終わります。

午後は13時30分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後0時16分

再開 午後1時29分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、会派代表の一般質問を始めさせていただきます。

民主党瑞穂会、広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 民主党瑞穂会、議席ナンバー9番、広瀬捨男でございます。

ただいまから会派代表質問をさせていただきます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき、第1点、ひとり暮らしの高齢者への給食サービスの拡充について、2点目として小学校名の名称について、第3点目、名古屋紡績誘致の代替地について、以上3点について質問をさせていただきます。

以下、質問席へ移らせていただきますので、よろしくお願いします。

まず初めに、ひとり暮らしの高齢者への給食サービスについてお尋ねをいたします。

瑞穂市社会福祉協議会による75歳以上のひとり暮らしの給食サービスが、当市はボランティアさん及び民生児童委員さんの方々の御協力により、7月、8月の暑いときを除き、毎月2回をお世話になっておるわけでございます。皆さんも御存じのように、料理もボランティアさんなど心のこもった手づくり料理で、そしてできたものを民生委員さん、あるいはボランティアさんの方々に配食をしていただいております。さらに、配食の折に健康状態の確認、孤独感の解消等々により、病気の予防、健康保持にも役立っております。利用者からも大変感謝をされているようでございます。

しかし、近隣の本巢市、北方町、岐阜市、大垣市等々を尋ねてみますと、いずれも65歳以上のひとり暮らしが配食希望者の対象であるようでございます。例えば市の給食センター等を活用しながら65歳に年齢を引き下げることはいかないか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、ひとり暮らしの高齢者への配食サービスでございますけれども、23年度の岐阜県下の高齢者の配食サービスの実施状況について瑞穂市社会福祉協議会が調査をしました。その中で、自治体が社会福祉協議会や民間業者に委託しているところもありますが、社会福祉協議会みずからそういうサービスを行っているところもございましたけれども、ほとんどのところがこういった配食サービスを行っているところでもございました。対象年齢についてですが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者としているまちは24ございました。75歳のひとり暮らしと限定しているまちは3実施機関でございました。この中でも11市町がほとんど毎日配食サービスを行っているのが現状でもございました。

瑞穂市においては、先ほど議員もお話がありましたけれども、75歳以上のひとり暮らしを対象にした配食サービスでございますけど、ほほえみ弁当といまして、月2回、7月、8月を除いたことで200円ということで実施しておりますけれども、21年度においては116人、それから22年度においては115人の方が利用していらっしゃいます。これは目的としまして、日常生活が困難に感じたり、体調に変化を感じる一つの区切りが75歳以上であると考えられまして、またその見守りの必要性が高くなると判断されました中で、75歳という区切りをしていらっしゃいます。目的の第一は見守りでございます。その中で配食をして、配食の折に声をかけたり、健康状態の確認をしていただいたり、話し相手になっていただいたりして、病気とかいろいろな生活の相談に一役買っていたりしている次第でございます。

この事業は、先ほど先生もお話をされましたけれども、やはり多くのボランティアの方、それから民生委員さん、これは巢南の方と旧穂積地区と、調理は両方ともボランティアの方ですけれども、配食は穂積の方は民生児童委員さん、それから巢南の方はボランティアとして行っているというのが現状でございます。

またこのほかにも、市として、介護予防の地域支援事業として、これは65歳以上でございますけれども、調理に困っている方を対象に、昼と夕方2食の配食サービスを日曜以外の毎日、配食ボランティアによって実施しております。この配食サービスは、これはちょっとまた社協とは目的が違いまして、老後の生活を豊かにし、高齢者の食事力を高めて、健康増進に寄与する食生活の向上に役立つよう食の自立を目指すものでございます。その中で、生活の改善とか筋力、体力の向上とか、閉じこもり予防を兼ねております。食べていただいて元気にとということで、社会福祉法人で御希望の方にお弁当を配っている事業です。

また、ここは先ほどの社会福祉協議会と違ってございまして、食事の形態が違っております。普通食とか特別食、特別食の中には、刻みとか、やわらかくムース状にしたりとか、ミキサー食なども使っておりまして、糖尿病食とか腎臓病食、低カロリー食で、個人負担で行っていただいております。この配食サービスを実施する中に、緊急な情報とか状態についてはやはり介護予防の方につなげるということで、私の方、この事業としては介護予防につながるのではないかと考えておりますけれども、やはり利用人数が、周知のこともあるかもしれませんが、44人ということで伸び悩んでおります。この中で原因も、価格も先ほどの200円とは違いましてちょっと高いものでございますけれども、こういうことについても検証していかなきゃいけないと考えております。

先ほどの75歳の件でございますけれども、社会福祉協議会におきましては、年齢を引き下げられないかという話もしました。その中で、やはり回答いただいている部分としましては、先ほど述べましたけれども、ボランティアの方をお願いをしていると。それから調理場の問題もでございます。65歳に引き下げることになると調理場もやはりあそこでは狭くなっていくということで、先ほど述べました社会福祉協議会の75歳にしている趣旨を御理解いただきまして、今のところは瑞穂市としてもこの状態をお願いできないかと考えておりますので、よろしく願います。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

介護の方はどこの市町もですけど、例えば合併前に郡内を調べたことがあるんですけど、その当時、たしか巢南町さんは70歳で2回だったと思いますけど、穂積町は途中からなったんですが、それまでは75歳で1回ということ、あとの町村は大体65歳が多かったんですが、今もそ

んなような傾向ですが、私が思いますのに、このごろ年が若くてもいろんな方が見えて、私の方へはそういう経緯もありましてもう少し年齢を下げてもらうようお願いしたらどうだというようなこともありましたんですが、先ほど福祉部長も言われたんですが、確かに介護だけでなく医療費等の軽減にもなると思うんです。やはり料金についてはここは200円ですから安い方だと思いますし、そしてまた今お話しされたように調理場ということは手狭とかいろんな面があると思いますので、私はちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、言ったつもりですけど、やはり一部給食センターを使わせていただくとか、そんなふうで、75歳というところは私の調べた範囲では本当に少ないと思いますし、そういう点では医療費も節減になると思うんです。

やっぱり予防と兼ねて、できるだけ早急にそういう検討をしつつ、今の状況では部長が言われるように無理だと思いますので、足りない分をどういうふうに賄っていくかということだと思いますので、その辺を前向きに検討していただきたいと思うんですが、今の部長の言葉だとなかなか厳しいみたいなんですけれども、例えば65歳から75歳未満の人のやはり健康状態なんかを把握してみると、ぜひやっていただきたいんですが、訪問してそうやっているような指導をすることによって病気にかからなかったりとか、いろんなことがあると思いますので、一度その検討をするために65歳以上の人の調査等もしていただけたらありがたいと思うんです。

それでは次へ行きます。

第2点目として、小学校の名称についてお尋ねをいたします。

市立中小学校の門前で、見知らぬ方から、この学校は中小一貫校ですかと尋ねられたことがあるとお聞きしたことがあります。また、明治時代の学校創立以来、歴史を積み重ねてまいられました川崎、船木、鷺田の懐かしい小学校の名称に復帰を切望されている市民も大分見えると伺っております。その方に言わせると、旧穂積地区は昔から懐かしい校名が堅持されて、まことにうらやましい限りだというお話も承っております。先輩に承るところによりますと、たしか川崎、船木、鷺田村が合併して巢南村になったとき、お互いに小学校の名称に従来の村名は避けて、西、中、南小学校となったようにお聞きをしているわけでございます。

皆さんも御存じのように、今回の合併で、一時期、北方町、巢南町、穂積町の3町の合併協議で、北方町にも南小学校があり、検討されたようでございますが、幸か不幸か合併にならなかったもんですから現状のままだということでございますが、市の方の考え方についてお尋ねをいたします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 旧巢南地区の小学校につきましては、昭和29年の船木村、川崎村、鷺田村の3村合併以来、西小学校、中小学校、南小学校の校名で現在に至っております。このときに校名をどうするかということで協議をされましたが、旧何々村という地域根性をなくす

ために、中、西、南というふうに命名されたと聞いております。

議員の御質問の中にもありましたが、北方町を含めた3町の合併の協議の中で、南小学校が北方町にもございましたので校名変更、そういったことを協議しておりましたが、その後、北方町が合併から離脱をされました。そのことにより、合併のすり合わせの中で現在の校名そのままということを決断いたしました。

なお、3町で協議をしている最中ですが、三つの小学校のPTA、保護者の代表の方に対して説明会とか意見聴取を行いました。全員が旧村名にするのは反対でした。理由につきましては、旧村名の船木、川崎、鷺田の地名が現在巢南地域においては存在しないんです。旧穂積町の小学校の場合は、現在もある地名が学校名になっておりますので問題はないと思います。少数意見でしたが、もし校名を変更するならば、現在の地名、美江寺小学校、居倉小学校、古橋小学校という意見も確かにございました。いずれにしても、父兄が現在の西、中、南小学校の卒業生ということで、校名に愛着もあるということで、反対の意見が圧倒的だったということがございます。そうしたことから、教育委員会といたしましても、現在は、現在の校名のままで、変更するという考えはございません。以上、答弁とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） ちょっと私が聞き落としたかしらん、今教育次長がアンケートと言われたか、いつごろやられたんでしょうか、その校名についてのあれは。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 平成14年の合併のすり合わせをしている最中に、アンケートでじゃなくて、保護者、PTAの代表に寄っていただいて意見聴取を行ったということがございます。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

確かに今、29年ですか、それから出られた人が多くなっていると思いますが、私が老人クラブなんかへ行ってみるとそうじゃなくて、この前やらせてもらったのも、老人大学とかそういうところで一緒になりますと非常に、堀市長さんにもお話ししたよというようなことを言われる方が二、三見えまして、何とかならないかなということ言われたと思うんですよ。その辺のところ、多少年齢層によって大分差があると思うんです。その辺のところ、今になってからということですけども、ちょっと町名は忘れたんですけども、ちょっとした雑誌なんですけど、アメリカが、日米、第2次世界大戦のときには本当に、お互いに戦争をやっておるんですからいいことは残っていないんですけども、それでも、捕虜ではないけど、現地における日本人、2世も含めてだと思いますが、固まったところの地名を変えなかった。日本人が大勢

おってつくったところの地名は、いろんなことで弾圧は受けたけれども、地名は変わらなかったということが本に載っていたことがあります、確かに地名とは懐かしいもので、今度できるならという、今の教育次長の話もございましたんですが、やはりそういう人があるということで、アンケートというとなかなかなんでしょうけれども、その辺のところを教育委員会としては今のところ考えていないということでしょうか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 昭和29年ですから五十六、七年経過してあるということで、小学校卒業を12歳ですと69歳、70歳近い方が最後の卒業生だと思います。ですから、それ以後に卒業された方は、やっぱり自分の卒業した母校ということで名前にも愛着があると思います。そういった意見を現に説明会で聞いておりましたので、私どもとしては今またそれについてアンケートなりするということは考えてはおりません。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 市長はどうなんですか。市長に直接直訴したという方も二、三お聞きしたんですが、なかなか厳しい話ではあると思いますが、考え方をお願いします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 瑞穂市の場合、各小学校がそれぞれの地名を使っておまして、ただ、旧巢南の3小学校は中、西、南というふうでそれぞれの学校名をしておるわけでございます。そんな中におきまして、それぞれの地域の旧の「昭和の合併」のときの小学校名にしたらというお話でございます。

実は私も過般、ちょうど1ヵ月ほど前にある方の、選挙管理委員を長くやっていただきました、旧巢南から。その方のお葬式に行きました。そのお兄さんが東京の方にお住まいでございまして、私の手元の方に、出させてもらったけれども、こういうふうで小学校、旧の巢南の方だけであれで、あとは全部小学校、旧の地名、村の名前が残っていると。こういうあれで、ぜひともならんかというような、やっぱり私の方へも来ております。そんなところから、実は私も今の西小学校でなく川崎小学校を卒業しておまして、自分ではそういう気持ちも多少あるわけでございますが、先ほど教育次長の方からお答えをさせていただいたと思いますが、この瑞穂市に合併しますときに、小学校名におきましては、学校、またPTA等々もいろいろ意見も集約したようでございます。そういう中で決められたという経緯もございまして、今、旧巢南の方の自治会長も相当新しい人にかわっておまして、できれば一遍、どんな意向であるか、そのぐらいのことは一遍当たってみたいなと思っております。次長の方から申し上げたような形になるかと思っておりますが、せっかくこういった一般質問が出ましたので、一度そういう意向も伺ってみたい、このように思っております。以上です。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） どうもありがとうございました。一回何らかの方でちょっとやっていただきたいと思います。

次に 3 点目に移ります。

名古屋紡績誘致の代替地についてお尋ねをいたします。

皆さん御存じのように、戦後、穂積町の工場誘致の第 1 号として、昭和 30 年 12 月 28 日、岐阜県経済部長、穂積町議会議長の立ち会いで、穂積町（以下「甲」）、名古屋紡績（以下「乙」）として契約がされておるわけでございます。

大きな条項だけちょっと読み上げたいと思います。第 1 条、乙は、甲の地内に工場を設置する別紙計画書による工場のうち、四万鍾は昭和 31 年 12 月 31 日までに完成する。第 2 条第 1 項、甲は、乙の工場を設置するに必要な敷地 3 万坪を乙に無料で提供する。第 2 条 5 項、昭和 31 年 12 月 31 日までに四万鍾の工場を完成せざるとき及び契約の日から 20 年以内に工場閉鎖またはこれに準ずるときは、甲の提供した敷地は無償で甲に返還する。第 3 条、甲は乙に対し、町民税、固定資産税の合計額に対する納税義務が生じた相当額を、3 年以内に納付合計額を補助金として乙に交付する。第 4 条、乙の必要とする引き込み電力工事は、乙の負担とする。その費用の 4 分の 1（300 万円を超えない額）を甲が補助金として乙に交付する等々の趣旨で、町及び町民の発展を期することで契約をされました。

それに伴いまして、昭和 31 年 1 月 6 日、穂積町議会第 1 回臨時会において名古屋紡績工場誘致について議決がされました。この一部なんです、工場用地買収関係の議決事項第 2 項で、換地の問題については、工場敷地に提供された面積の 5 割は町において無償交付を保障、その他換地希望者は町において極力あっせんの労をとるということでございます。

そしてまた、穂積町の治水の本が自分史 1 号によって発刊されておりますが、昭和 31 年春、名古屋紡績工場誘致が決定され、旧長良川堤防の土砂を工場用地の造成に運ぶことにし、県土木に申請をされたようです。それに対し県土木は、標高 10.2 メートルの高さに丁張りを打って、それ以上の上の土を取るよう指示がされたようでございます。しかし、穂積町としては、工場用地の面積等々もありまして、工場の地盤高を 8.2 メートルに設定をされまして、請負社である大成建設が堤防を根こそぎ取ったような形になったわけでございます。当時の県土木も時々見には来るんですが、地元の松野県会議員がちょうどそのとき議長でもあったので、やはりあまり強いとも言えずに見逃しておったというのが実態のようでございます。

それで、名古屋紡績工場の土取りは、前野橋から、JR の鉄橋のすぐ南に天王川にかかっているのが前野橋ですが、そこから今の 21 号の交差点、大垣の方へおりたところの第 1 番目の信号ですが、稲荷神社までの間が行われて、長良川堤防の土砂はほとんど平地というか、8.2 メ

一メートルくらいに取って工場ができたわけです。その後、名古屋紡敷地の代替地が旧長良川堤敷を換地されましたが、昭和36年6月の集中豪雨で稲荷神社以北は、天王川の増水で別府の勝速神社鳥居前と穂積地内の稲荷神社の北側で水が漏れ出して、地元の人が必要に土のうを積み、たしか長良川、別府の方の、私は見ておりましたら勝速神社のところは自衛隊も一部手伝ってくれたようでございますが、それもやむなく切れちゃったもので、別府地内及び穂積地内へ水が流れ込んだわけでございます。

名古屋紡績の敷地の提供者に渡された代替地に、災害復旧応急対策工事として仮堤防が増築施工をされました。名古屋紡績工場堤内地区に踏み入れて水害から守るため、県河川課は災害復旧工事で天王川沿いのコンクリート壁による特殊な堤防を構築して、天王川の請堤とされたわけでございます。そこで仮堤防は不要となり、ようやく旧長良川堤防跡地が国から町へ払い下げを受けることになり、役場第3会議室において当時の松野友町長及び担当課長等の出席のもとで工場用地提供者に対し、勝速神社から岐大バイパスまでの道路を現在仮渡ししたように通っているけど、本当に2メートル拡幅しないと自動車を通れないよというようなことで、それと同時にその理由の一つとして上げられましたのが、町が堤防跡地を国から払い下げを受ける場合、道路用地は無償で移管されると。協力が得られなく、払い下げの後、道路を拡幅すると、町としては国へ払い下げ代金を支払い、さらに道路の拡幅の用地代金を地権者に支払うことになるので、ぜひ協力方の強い要請が会議の中でされたわけでございます。そして松野町長は、道路拡幅の面積の用地代金は、余剰地等も一部発生するような予定だから道路の拡幅は清算をするということで道路の拡幅が了承されたわけでございますが、道路拡幅の用地代金は、一部の県道穂積駅停車場線沿いで町道の払い下げを受けたときには2メートル分の清算がされておるように、15年3月に提出した資料を見てもらえばわかると思います。

また、昭和45年12月議会定例会で第5号財産の無償譲渡について議決をされております。そのときはもう道路が広くなった状態ではかられておるもんですから、道路分はもらっていない、いや、払っているということで、私はもう十何回も議員になってから、あるいは前の前任者も数回質問をされているやに伺っております。その後、そのことがなかなかやっていただけないということで、その地権者が連署で、昭和57年10月18日付関係者の連署による道路拡幅用地代金清算の陳情書が出されておるわけでございます。

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男議員に申し上げます。質問等について簡潔に御質問のほどお願いしたいと思います。

9番（広瀬捨男君） わかりました。

それで、平成15年3月議会定例会で、匿名になっておりますが、Aさん、これは百条委員会にもかかっております。しかし、B・Cさんについては全く新しいことが判明し、昭和45年12月議会定例会の議第5号財産の無償についての議決は正しいとされておりましたが、B・Cさ

んについては、既に議決面積があるにもかかわらず、平成元年9月、旧町道払い下げの不動産売買書に道路拡幅分として無償分がついておるようでございます。それでそのとき、旧町の議会の最後だと思いますが、15年3月の議会定例会で質問して、執行部は、今も勝速神社からずっと全体の測量を入れておりますので、そのあたりを整理してから、きちんとした形で問題をどういうふうに解決したらいいかということで御相談申し上げたいと思いますので、きょうはひとつそういうことで御理解を願いたいと思いますとの回答でした。その後の経過についてお尋ねをしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私たちもかなり昔のことですのでよくわからない部分が最初があったんですけども、今御説明がありましたように、今現在の長良川の本堤、これはどうも昭和20年代ぐらいだと思います。そして旧の長良川堤というのは、今御説明がありましたように、前野橋から勝速神社を通過して穂積大橋のもと、そして観音院まで至るところが旧の長良川堤と私たちは聞いております。今の本堤ができたことによって、天王川の堤防という感じに旧の長良川堤がなくなったというふうに考えております。

そして、昭和31年に名古屋紡績が造成され始めたわけですが、それ以前に穂積小学校が造成されており、穂積小学校や名古屋紡績の造成にはこの堤防の土が使われたということです。これも今言われたように自分史の中で出てくるわけです。そして、36年には集中豪雨があったと。その集中豪雨のときは被害が大変であったということと、そして天王川沿いに現在コンクリート壁があるようですが、あれが特殊堤というものらしいんですけども、あの特殊堤をつくることによって、タリとか向野という地域が一応堤内ということになって、宅地に変わっていったというような感じだろうと思います。これも本を読むところですので、多分そんなようなところでよろしいかと思えます。その御説明があったかと思えます。

そして、昭和31年に議会の議決があつて、名古屋紡績に提供した人については、本来ですと1反の土地を提供すれば1反の代替地が欲しいと。当時ですので土地は非常に貴重なものでございまして、今のようにお金でということじゃなくて、土地がどうしても欲しいと。でも、名古屋紡績にかなりの面積を費やしますので、何とか半分は皆さんに土地でお渡ししますよと。要は、無償譲渡ということを書いておりますが、基本的には交換ですね。半分は土地でお渡しして、あとについては、できる限り土地でお渡ししたいんですけども、努力はしますが、金銭でお願いしますよということだろうと思います。

そして昭和45年に、その土地を渡すところは、一応無償譲渡という言葉が使っておりますが、この無償譲渡というのは交換の一部というふうに解釈すればいいかと思えますけれども、これをお渡しするということで議決がとられております。ただ、この間に、先ほどありましたように、土を取り過ぎたということ、そして集中豪雨があったということ、それで、当然堤防の土

を取り過ぎておりますので低くなっています。そのかわりもとは広いですので、その分をどうも替え地で渡すよということがなされたようでございます。それらも含めて多分45年の12月の議会では無償譲渡がなされておると。

御質問にはちょっとなかったんですけれども、基本的にはこの議決の部分の土地は、ほぼどなたもお渡しができています。これは再度うちの方も確認せないかんですけれども、これは前の答弁でもお話ししてありますが、できておると。それで、Aさんについては実を言いますと5割より少し少ないという部分がありますが、これについてはどのような対処をしてあるのかはちょっとまだわかりません。そしてBさんとかCさんには、先ほど代替地のという話が、名古屋紡績の代替地だよと、無償譲渡の分だし、道路の足りない分だよというお話だろうと思います。

ただ、これにつきましても、私どもはB・Cさんがどうかは別にしまして、先ほど出てきました土地が一部渡してあるよという穂積校区の部分でございますが、実を言いますと、穂積駅からずうっと穂積大橋の交差点まで、あれを停車場線と言うんですね。あれは県道なんですけれども、これを整備しておって、その残り地が少しあったのが渡してあるというものですから、こちらから行きますと、駅をずうっと下って、そして穂積大橋の前へ行くときの西側が少し土地があって、それがお渡しをしてあるということです。基本的には、この辺は堤防とか水路がありましたので、堤防と水路を道路幅にして、少し残地が残ったということでございます。どうもそのBさんとかCさんに渡した土地の一部については、いろいろ調べておりますと、この穂積駅前線の一部の方の代替地とか、穂積地区の土地改良の一部の清算という話も聞いています。BさんとCさんが確かにそのとおりかどうかは、ちょっとまだ今確認ができておりません。

そして、今言われたように、15年の3月に現地の調査をしてということで答弁はしておるわけですが、基本的には名古屋紡績さんの敷地の境界については、ほぼこれは確定ができております。タリ地内の地籍調査については現在進行中ということになるかと思えます。それで、勝速さんの東側の道路とその間の土地については、まだきちんとした境界が出されていないというのが現実でございます。基本的には現地でお渡しができておるとというのが基本的な認識ではありますけれども、そのあたりもきちんとしなくちゃならないということでございます。

ですので、今現在としては、今言われた物件について一つ一つ確認をしている最中でございますが、2メートルの幅を土取りをした後、それを渡したということの書類が出てこないかということで今探しておるわけですが、当時は多分それぞれの道路ごとにつづりがございまして、そのあたりも含めて今探しておる最中ということで御理解をいただきたいと思えます。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 観点が大分違うと思うんですよ。実は、もとのことを言わなかったけど、本当は換地、換地という言葉は、やはり名古屋紡績が来るということで、堤防、やればいいなということだったんですが、名古屋紡績が先ほど読み上げましたように無償に近いもんですから、やはりもっと多くしたいということで、それで半分に実を言うと地権者に議決されちゃったというようなことが事実ですけど、それはさておきまして、今ちょっと換地のことについて言われましたのでお話しするんですけど、もともとはそういうことで換地という名前が出たんですけれども、まあそれは済んだことですよ。それはいいわけですけども、いずれにしても、平成元年の契約書がB・Cさんだけに絞ってもなぜないかということです。それを見ればよくわかるんです。

そして、B・Cさんでも調べようと思えば調べられる方法はあったでしょう、この間も言いましたけど。その辺のところをきちんとやらずに、違っているんじゃないだろうか、なかろうかというような話を、これは何回私はやらせてもらっておるかかわからんです。松野町長さんも15年3月のときに出した資料については、わかりましたとは言われなくても、きちんとはかって相談しますと。これ、そのときは議会だよりも載せてもらったところだったんですけれども、要旨にこういうことが書いてあるんですよ。長くなるので簡単ですが、現在、勝速神社のところから代替地としてお渡しした土地について面積の過不足がないか測量し、確認事務を進めていると。新たな関係書類も先ほど提示していただいたので、早速関連を調査し、土地処理問題協議会にも相談し、合理的、客観的に判断し、解決に向けて進めていく所存であるので、議員の協力をお願いし、問題解決に努力したいと考えていますというのが、これが議会だよりの執行部の回答なんです。松野さんが、あれだけかたい立派な人が新資料でわかったという意味を言ってみえるわけですよ。

それについて、私はそのときに、まだ合併まで2ヵ月かそこらあるから何とかしてくださいということも言いました。しかし、やはりどういうふうか、閉鎖登記簿をとってもらえば、一部この間とりかけてみえると思うんですが、土地のことだから必ず残っているわけです。それで、名古屋紡績に提供した土地は幾らということは法務局がみんな、瑞穂市の場合は無料でとれるわけです。我々だと閉鎖登記簿は倍出さないかんですね、現在。そんなことができないなんてことは私は考えられないと思うんです。そういう点では、ぜひきちんと調べてもらえば、この前も担当者にあることについて調べておいてくれと言ったら二、三日で来たでしょう。それより筆は多いけれど、無料でとれるんですから、役所の無料というのも今いろいろ検討されておるようですけども、今のところなら無償でとれるんだから、ぜひきちんと精査をしてもらいたいと思います。そうしないと本当に信頼をなくしちゃうと思うんです。何回私があれしても、この間もある人が二、三人で見えて、あんだ、やれなかったら毎回やらないかんわとい

って、そんなことはできませんので、ぜひ根本的なところできちんと、役所へ行けばきちんとしたものが残っておるわけですよ。

そしてまた、先ほど言いましたように、平成元年のその無償はみんなついておると思う。あれも13軒あると思います。そこを分筆しておるからよくわかるわけですよ。13人のやつで一人もない、関連ですから。B・Cさんについてはないというのもおかしい、片方は載っているんですから。それは規定からいっても永久保存なんですよ、財産ですから。財産とか議決関係はみんな永久保存なんですよ。その辺について考え方をお願いします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） まずもって、契約書等については当然言われるように永久保存だと思しますので、どこかにとは思う部分もあります。ただ、ずうっと私どもも土地処理をやってきましたと、随分以前の場合は、特に穂積の場合は、まあ、そのころはそうであったと思いますけれども、実を言いますと契約書はなくて、土地の承諾書とか、金銭関係は支払い伝票と。もっと言いますと、地区の重要な方が皆さんやっておられます。この名古屋紡績につきましても、それぞれ班がございまして、何人かの代表の方にお配りをしてみえて、途中まではきちんとした、半分の面積でそれぞれ区割りをしてお金も支払ってみえると思われまして。ただ、これは災害があったということと車社会に変わったということで、その2メートルの、多分それは間違いのないと思いますけれども、道路の拡幅という格好になったと思いますけれども、そのあたりが、名古屋紡績と一つの事業ではあるんですけれども、多分道路改良ということがあるんだと思しますので、そのあたりも今資料を何とかないか考えておるわけです。

そして、BとCさんについても、BとCさんがどうこうでなくて、すべての方がそうでなく、穂積の土地改良区の中の清算とか代替地でもらってみえる方もあるということで、これは事実をつかんでおりますので、ただ、ちょっとまだBとCさんについては十分確認をしなければならぬ部分はあるということをお願いしたいと思っております。

そして、前回、15年の3月以降から何もできていないんじゃないかということと言われる部分がありますが、実を言いますとこれは名古屋紡績さんにも御協力をいただいて、名古屋紡績さんが本当に御協力をいただいた部分がありますけれども、そして一部の地権者の御理解も得て、名古屋紡績さんの敷地そのものはきちんと境界ができたということでございます。確かに皆さんから言いますと大変遅いということと言われるかも知れませんが、よくよく考えてみますと、県から払い下げを受けた、その県から払い下げを受けた部分の一部分を宅地造成しておるという、なかなか複雑な部分がございますので、そうした土地が要はタリ地内と道路との境にあるということでございますので、それらの境界についても十分な調査をせずしてはなかなか御回答ができないというのは事実でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 先ほどの閉鎖登記簿のことについてどんなような考え方が、肝心なことです。今の回答はそんなに進んでいません。閉鎖登記簿でどうしてやるとか、それはきちんと出ますから。そんな枝葉のことはどちらでもいいんです。閉鎖登記簿をきちんと整理して考えましょうとか、そういうことについてきちんとした回答をください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今言えるのは一番当初のときのことでございまして、今、書類の一部を見ておりますと、最初に提供された土地、そしてその2分の1ということで一覧表ができておるようございまして、それで途中までは作付の費用も計算がなされておるような感じを受けております。それ以後が、先ほどの水害ではございませんけれども、水害と、そして泥を取り過ぎて拡幅をするということではないかと思っておりますので、実を言いますと31年、もしこれが普通であればもっと早い時期ですね、45年でなくてもっと早い時期にきちんとできておるんでしょけど、多分36年に水害があったので、それをきちんと整理するということが道路を拡幅するということが手間取ったんだらうと思っておりますが、その結果が45年の議決ということになったというふうに考えております。ですので、このあたりの書類がまるっきりないということもないと思っておりますので、一回、水道事務所の方に文書庫がありますので、一度確認をし、やはり皆様方にきちんと御説明ができて進める必要があるかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 本当に私から言わせれば、先ほどの15年3月のB・Cさんについては公的文書だと思うんです。契約書と登記書をそろえておるんですからね。それは市からもらったことは間違いないんですから。無償がそれぞれついておるんですから。Cさんについては全部無償でしょう、あれ。その辺も金額からしたら大きなもんですよ。ただし、Cさんについてはもう1筆、勝速神社のところにありますから、両方の道路拡幅分だと思います。そしてまたB・Cさんも、私らはそのときにそう言ったら2メートルの拡幅分をいただいたんだといって現実に言っているわけですよ。その辺のところを信頼して、もう少し前向きに検討していただきたいと思うんです。

ちなみに、この間言ってみえたAさんについての、一時的に仮堤防をつくるときの借地のことですね。敷地料かなんか、あれを一応もらっていますね、町の方から。そのときの金額とよく合ったと確認しましたね、部長自体が。それだけでも確認できるわけです。そして、Aさんについては完全に大分足らんわけです。そういうところを、例えばAさんのところはわかっているんで、何番地は何メートルあるか、2メートル、ああ、いい線いっておるなとか、そうい

う現実的なことをぜひ検討して、どうなっているよとか、それからあの辺は、松野さんのときからだけど、15年3月でも、ずうっとはかっておりますとって、一遍も教えてもらったことはないんです、議員に相談すると言われたけれども。どこが広いのか狭いのか。

ただし、議決された面積は遅いので、仮堤防を崩して国の方から払い下げ、県が知らんけど、説明のときは国だと言われたんで、払い下げを受けたときに、もう既に2メートル引いたものを測量して、そのころは市の職員が測量してみえるんです。数値も上がっています。松井さんとか書記がみんなやっているんです。自分で直営で払っているわけです。そういうのはみんな持っていますから、その時点のやつを議決しておるんですから議決面積はほとんど一緒です。あのずうっと何筆か、30筆か40筆あるかしらん、全部ほとんど一緒です。そういう点、よくそういうチェックもしてもらっておると思いますけど、余りにもわからない、わからないということで、何でこんなふうになるのか私はちょっと考えられないと思うんですけれども、以上です。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 今、名古屋紡の誘致に関連しまして、また天王川の改修、また堤防の廃止、こういう関係に絡みましての問題について御質問をいただいております。議員の皆さんにおかれましては、ほとんどわからないあれではないかと思っております。いずれにしましても、半世紀以上前の問題を今御指摘いただいておりますところでございます。私が引き継ぎをしますとき、こういう問題は一切聞いておりません、はっきり申して。ところが、こういった問題、当事者でもございます。そういったことから御質問をいただいております。

今、一生懸命、総務の方も、もう担当しておりました職員は一人もおりません、はっきり申し上げまして。そういう中で、なぜこんな問題をもっと以前に集中してやっておかれなかったかということをつくづく思っておりますところでございます。また、この問題だけでなく、幾つも過去の問題が実はあります。3,500平米も何十年間も課税がしていない、こういう土地もある。本当にびっくりするような課題がございますが、何が何でも私が、これで2期目を担当させていただきます。この期間には必ずこの問題をきれいに片づけたい。本当に職員も一生懸命になってできる限りの努力をしている。本来でございましたら、こういう問題はなしで、瑞穂市として次の段階を踏まなくてはいけないところでございますが、過去の整理をしなくては、そうしてから新しいことに取り組んでいかななくてはいけない。こうした実態があることを議会の皆さん、ひとつ御承知おきをいただきたいと。いずれにしましても、私の任期中にはこういう問題も何が何でも解決をして、きれいにして次にバトンタッチしたい、このように思っておりますところでございます。よろしくお願い申し上げます、答弁といたします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 市長、ありがとうございました。

ちなみに、そのときの連署の内容をちょっと読ませていただきたいと思います。昭和57年10月18日に出された連署なんです。陳情書、名古屋紡績株式会社敷地の買収に対する約束として、所有面積の2分の1を旧長良川堤防跡地を渡すことにて売却いたし、仮渡しとして部落ごとに敷地の2分の1を渡されましたが、その後、36年の大洪水、幾多の災難に遭い、敷地に対する上作料も町当局より支払いを受けましたが、その後、交通事情の変化により道路の拡幅の計画がなされ、町が国より道路として払い下げを受ければ無償にて受けられ、協力を願われました。協議の結果、全員が賛成をいたし、2メートルの拡幅ができ、現在に至っております。当時の説明によりますと、道路の敷地料は余剰地等の処分により後日お支払いするとのことであり、現在に至っております。当時の担当者は現産業課長でありました。なお、その後、本測量がなされ、登記の手續等は現建設課長によって行われました。その後、議会の一般質問にてお答弁がされております。このたび、町当局の御苦勞により、別府・穂積線都市計画道路がなされ、その余剰地も相当の面積になることと思いますゆえ、ぜひともこの時期に敷地料をお支払いいただきますよう連署をもってお願い申し上げます。注として、勝速神社東より岐大バイパスに至る間。穂積町長殿。昭和57年10月18日という陳情書の内容で、これにはほとんどの人が、勝速神社の上からずうっと、道路の広がったところやで勝速神社の東くらいだと思うが、そこから今の21号まではみんな連署で出しているんですが、悲しいかなそのころの印刷が、出した人、まとめた人自体がコピーがしていない、受付がとってなくて役所の方にもないということで、その原書の手書きだけが残っておるわけです。

以上です。もう時間がちょうど来ましたのでやめさせていただきますが、極力、市長も言われたんですけど、前向きに、前向きという言葉ではきょうだれかはいかんという話ですけど、これは本当に閉鎖登記簿をとってやれば、そんなに遠い道のりじゃないと思います。ほとんどの人が合うと思いますので、よろしく願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 民主党瑞穂会、広瀬捨男君の会派代表質問を終わります。

続きまして、改革、西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、シルバー人材センターに対する調査について、それから脱たばこ社会に向けて、3点目が社会福祉法人清流会からの保育所新設の申請について一般質問を行いたいと思います。

以下、質問席から行いますので、よろしく願いいたします。

1点目のシルバー人材センターに対する調査についてであります。

地方自治法第221条第2項に規定する予算の執行に関する長の調査権等に基づき、シルバー

人材センターに報告を求めても、特定の代表理事の引き回しにより、虚偽の議事録や虚偽の事実経過を捏造して市に報告をしたり、定款無視の理事会運営が常態となっているなど、常軌を逸した行為に対して、私は600万円の住民の血税を補助している市はこれを絶対に看過してはいけないとの立場から、平成22年9月議会、同年12月議会、本年3月議会の一般質問で具体的証拠を明らかにして執行部の見解をただしてきたところであります。

これに対し、本年の3月議会で宇野部長は次のとおり答弁をされております。「正していただかない場合、先ほど議員がお話しされましたように、補助金のことも考えなければいけませんし、また契約として、平成23年度予算もシルバー人材センターになるかちょっとわかりませんが、またそういう契約が発生すると思います。そういうことも考えていかなきゃいけないと思いますので、よろしく申し上げます」と答弁され、堀市長も「どこが間違っておるか」と申しますと、最高の決定機関でございます通常総会におきまして議決されましたことを法務局に登記がされております。それにあわせてやっていただければ何にも問題がないわけでございます。このことを、その最高の決定機関でございます、5月20日に決められました。そして登記されました。これに基づいて運営がされれば何の問題もないことでございます。はっきり言いまして、今まで事務方に任せておりましたが、ここまで来ますとそんなことも言っておれません。まさに虚偽のこういった返答、回答等もいたしております。これではとても市として補助金を出すわけにもいきませんし、また施設も無償で貸与いたしております。そういうこともできません、はっきり申しまして。ですから、早急に5月20日の通常総会でされました、そして登記されておりますから、これに基づいて適正な運営をされるように、それでいただければよろしゅうございますが、そうでなければ市としては補助金を出せませんし、施設の貸与もできない、そのことを申し上げて指導してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます」、以上が堀市長の答弁であります。具体的かつ客観的証拠に基づいたまことに適切な判断であり、方針定義であります。また公正・公平の観念に照らしても正しい決断であります。

そこで執行部にお尋ねをするわけでありまして、小寺議員の質問に対して経緯は報告をされておりますので、その報告を前提にしながら御質問させていただきたいと思っております。

小寺議員も申されておりましたけれども、なぜ登記に判を押さないんだと、社会的に通らないのではないかというふうに一般の方は思われると思うんですね。ところが、私が3月議会で申し上げましたことを思い出していただきたいと思っております。どういうことを申し上げたか。

一つは、7月16日の議事録ですね。この議事録は森亀治郎代表理事が議長をやったことになっておる。ところが、本人は、そんなことをやった覚えはないと。議長をやる前に別のI代表理事が発言をし始めて、まことな議論にはならなかったということなんですね。ところが、それは隣の事務所の司法書士さんにI理事が頼まれた議事録ですね。もう一つ、市に出した議事

録もありましたね。市に出した議事録はTさんが議長をやったことになっております。しかし、このTさんというのは代表理事じゃないんです。定款からいくと、理事会の議長は代表理事がやる、代表理事の互選でやる、こういう規定になっておるんですね。ですから、両方二つとも見てみたところで、まずもって事実と反した虚偽記載であるし、定款違反の議事録であるということなんです。

ところが、7月28日の理事会で、先ほど話が出ております瑞児高第600号に関して、市長に面談し、その回答及び陳情の結果が理事会で報告をされております。それを見ましても、「理事会が決定した事項を森さんが議事録に押印しないから登記できない。森さんの言うことだけ聞いてお話しされているが、組織の中では理事会が重きをなしています」、こういうことを言っておるんですね。じゃあ、重きを置いているのであるならば、きちんと定款に基づいた適正な運営をやりなさい。それが全くできていない。なぜ自分たちが補助金を出してもらえないか、凍結されたか、本来はそのことを反省しなきゃいけない。なぜ出してもらえなかったのかと。ところが、全然、もう何を言おうと全然ずれちゃっている。私に言わせれば全く常軌を逸しています。

これはI理事とかいう問題だけでなく、理事全体にも問題があると思っています。自分たちが定款を隅から隅まできちんと読んだか。一般社団法人及び財団法人の法律をちゃんと大事なところだけでも読んだか。ちゃんと書いている、その運営の仕方が。それが、ええわ、ええわで、今までやってきたからそれで通るんだと。そういうやり方が問題なんです。これは別にシルバーだけじゃないですよ。そういうことをやっている組織があるとすれば、そういう組織は破滅に決まっています。物差しがちゃんと、基準がないんですから。物差しがないということは、必ずその組織のだれか力のある人、声の大きい人、腕力の強い人の力によって引っ張られていきます。それは民主主義じゃないんです。本当にお互いに、いろんな力の差はあっても、経験の差はあっても、先ほど市長がいいことを言ったんですね、オイスカのこと。どこに生まれようとも子供には幸せになる権利がある。本当に民主主義の僕は本質を言われたと思うんですね。だから、組織においてもやっぱり民主主義的運営というのは命であります。

ですから、まず部長にお聞きしますけれども、なぜ押そうとしないのか。先ほど言いましたけど、答弁は、登記を踏まえて対応しますと。だから、それを踏まえれば、補助金はそれを認めないんだったら出しませんというのが当然の結果なんですよ。けれども、もう一回確認しますけど、なぜ押さないか。押さないというのは事実なんですよ。だから、なぜ押さないかというところに執行部も目を向けていかないと、先ほどの小寺さんの言葉で言えば、正しい解決ができないんです。みそもくそも一緒の話になっちゃうんです。げなげな話を聞いて、こうやげなという話になる。それじゃあだめなんです。事実を具体的につかんで、それが法や、あるいは定款にのっとったものであるかどうか、そこをしっかりと見据えるということなんです。ど

うですか、宇野部長。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） どうして議事録に判こを押さないかということでございますけれども、それについては、どうしてですかと口頭でお話をしたことはございませんし、書面でそういうことを求めたことはございませんけれども、先ほど小寺議員のときにお話を申し上げましたけれど、シルバー人材センターのお答えとして、7月11日及び7月14日の文書の中で、先ほど述べましたけれど、平成22年7月16日の第3回理事会の決議に基づいて代表理事2名を定款どおり3名とする登記がなされていない原因について、平成23年6月30日に岐阜地方法務局へ相談した結果、森理事が議事録に押印しないと登記できませんと言われましたということで、私の方、中の事情のことはお聞きしませんでしたけれども、どうして押印をしないかという、署名捺印ですけれども、しないかということは、その詳しいことは聞いておりません。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 適正な指導を行うためには、やはり一面的でなくて多面的に相手から話を聞いて判断を行うことが、より情勢を間違わずに把握することになると思うんですね。結論だけ言えばいいというもんじゃないんです。それは先ほど申し上げました。虚偽の文書なんですよ。出るところへ出たら絶対通用しません。定款もあまり読んでいない、一般社団法人の法律も読んでいない、今までやってきたとおりやっておればそれでいいというような運営のところでは通用すると思います。それじゃだめなんだ。だから指導の中身が大事になってくるんです。

そうすると、先ほどのシルバーの報告の中でありますけれども、それも一般社団法人及び一般財団法人に関する法律によれば、第342条というのがあるんですよ。それでどういうことを書いておるかということ、過料に処すべき行為、理事たちがこういうことをやったらこういう処分を受けますよということが書いてある。この342条では、次のいずれかに該当する場合には100万円以下の過料に処する。100万円以下の過料ですよ。後でたばこをやりますけど、たばこのポイ捨てをやって2,000円とか3万円ということを考えたら、100万円以下の過料に処ですよ。その中を見ましましょうか。ずうっと1から22まであるんですけど、6番、官庁または社員総会もしくは評議委員会に対し、虚偽の陳述を行い、または事実を隠ぺいしたときと。市役所は官庁じゃないですか。虚偽の陳述を行った、該当するんですよ、6にね。さらに7は、定款、社員名簿、議事録、議事録も入っているんです。議事録、虚偽の記載もしくは記録したときというやつが入っております。100万円以下の過料に処すということなんです。

だから、執行部においても、そういう法律ではどういうことをしたときにどうなるかという

ことを前もって精査した上で、相手の話のみならず、物証ですね。げなげな話、我々もげなげな話じゃなくて必ず裏をとりますからね。裏をとって、裏のとれないことは言わない。裏のとれることを一つ一つ積み上げて形をつくっていく。そうすると目鼻が見えてくる。レンズが絞れてくる。そういうプロセスなんです。真実を解明していくプロセスというのは、そういう方法論でやっていかないと、特に相手はお互い人間同士ですから感情もありますし、間違いを起こすことがやっぱり多くなってきます。ですから、今申し上げましたけれども、こういう法律もあるんです。

そうすると、これで事を構えようとする、実際問題、先ほど申し上げた7月16日の議事録とか、そういうものを証拠として具体的に対応していかなくちゃいけなくなる。今それをすぐやれとかいうことは言いませんけど、そういう構えで、そういうことも含めて頭に入れて対応しなくちゃだめだということ。そうでなければ、やっぱり相手は、何を言っても何にもならんやと、何をやってもいいんやと。そうは世の中はいかんぞということを目に物見せないとわからん人もおるんです、はっきり言って。目に物見せないとわからん人もおる。私はわからん人だと思っているから、だからそういう正攻法の方法で詰めていかなければならんというふうに思っております。

それで、正常化に向けてという話も小寺さんがなされていましたがけれども、実際問題、部長も聞き及んでおるかとも思いますけれども、7月28日の理事会、この理事会のときには、いわゆる代表理事に総会で選ばれたというMさんが今までの登記上の森代表理事・理事長に対して、真ん中の席へ座ってくださいと、どうぞ座ってくださいということで、具体的に代表理事であり理事長であるということを一任しますということで提議をされて、それを皆さんで確認した。ただ、I代表理事は、あるいは従業員まで大反対だった。おかしいでしょう。従業員、事務員は業務命令に従う。そのための就業規則があるわけです。理事会で理事でもないのに勝手に手を挙げて発言する。それははっきり言ってむちゃくちゃです、そんなことは。ルールがないんですね。

だから実態はそういうことで、それで8月31日にまた理事会をやりましたね。やって、そのときにも、森代表理事・理事長、真ん中の席へということで、真ん中の席に着いて「私はきょうは、7月28日に皆さんから代表理事・理事長をやってくれと言われましたので、きょうは議長をやらせていただきます。よろしいですね、Mさん」「ああ、結構です」「Tさん、いいですね」「はい、どうぞ」とね。ただ、物すごく怒る人がおるわけ。「おまえなんか解任されておる、そんな席に着く資格があるか」と。それでまた持ち出す。「不正をやっておる、十数万」と、こうやるでしょう。しかし、それは監査報告、要するにことし開いた総会であるというその総会の監査報告ですよ。報告で、御自分も参加されておる中で、問題がない、いずれも適正に処理されていることを確認しましたという監査報告が出ておるんです。にもかかわらず、

そういうことを言われる。何か噴飯物の文書が、私も見せてもらいましたけれども、西岡はでたらめです。そばっかり議会でしゃべっておるというふうに言われますけれども、うそはしゃべっていない。ちゃんと法律と定款を調べて、そして彼らが出してきた文書そのものを分析してしゃべっているわけですから、勝手に自分の思いだけでしゃべっているわけでは全くない。客観的に事実を比較検討しながら、何が真実かということをはっきりと明らかにしてきたわけですね。それで、今申し上げましたけれども、そういう状態です。

それで、理事長にきょうの質問をするために事情聴取させてもらったんですけども、Mさんは、代表理事、それから理事もやめるといふ辞任届を森亀治郎理事長あてに自筆で書いてきのう出されています。それが一番直近の状況です。これが一つ一つの経過を経ながら、一緒にいた事務員もけんかをしてやめました。ずうっと一緒に頑張ってきた事務員です。その方もやめました。つまり、だんだんだんだんとまともな話が、それはまともだなということを理解する人たちがふえてきているということだと思ふんですね。だから、それが余計気に食わんから、余計現象としては理事会は荒れるといひますか、そういう状況になるということですね。それはだから正常化していく過程だと思ひます。

だから、そのMさんにI代表理事は、解散して立て直すのはおれしかおらんとおられておるんですね。ということになると、結局、俗に言われておるけど、両方ともやめればおさまるんじゃないかと、けんか両成敗でね。けれども、そうならないんです。解散して立て直したら、自分はまたやるわけでしょう。そうじゃなくて、やっぱり何が正しくて何が間違っておるかということをはっきりさせる、その上で再建するという道筋を正攻法でやっぱりやっけていかないと、結局、今度は二つできて、そうすると今度はそれを一つ認可しなきゃいけないということ、今度は認可争いになるとか、それで県はそれを普通にやるでしょう。だから、そういうことになっていって余計混乱がまた増幅をするだけですから、だから今やっけておることを一つ一つ確認をしていく。

だから執行部の方は、今私は簡単に申し上げましたけれども、そこにやっぱり目を向けてやっけていくことがシルバーの再建の方向になるんじゃないかと。ただ、そのことと、あと懸案になっているのは施設管理公社と公共サービスとの関連の問題です。これの整理をあわせて考えたいと、ほかの市町村はそういうやっがないから一本でやるとかとなりますけれども、なかなかそのところがならない。ですから、このところはやっぱり首長の政治的な決断も含めてやっけていただきたいというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、西岡議員さんがおっしゃられるとおり、やはりシルバーというところは人格を持った団体であるということをはっきり認識すべきであるということを感じておるところでございます。それで、先ほど宇野福祉部長が答弁させていただきましたように、3月

以降からの調査・経緯については先ほど来のことですが、実際組織として、こういった言い方がどうかかわからないんですが、成熟していないという実感を持っております。本来でありますれば、やはり一般社団法人という人格を有している組織でありますので、その組織内である程度自浄能力を持つべきだというふうな感じを受けております。

それで、私も副市長になった段階で、今御指摘されたIさんとかMさんと直接にお会いする機会を設けまして、この解決に対して何らか御尽力できないかというお話も長時間させていただきました。その中で、やはり人間関係のあつれきというようなものがございまして、なかなかそれが難しいと。あと関連するほかの理事さんからもいろいろ御意見を聴取しまして、何とか市が仲介的な立場に立って解決できないかというお話もさせていただいたんですが、先ほど来お話に出ていますように、判こを押す押さんという問題があります。その背景には、どうも人間関係のそういった平行線のみならず、やはり刑事とか民事とか、そういった問題もあるみたいな発言をされております。そうなりますと、なお一層市として関与しづらいと。

ただ、やはり先ほど来おっしゃってみえますように、一般社団法人という場合、230名ほどの社員が総会を開いて役員を選んだ、そして選ばれた理事が理事会という会議を開催し、それなりの代表権者を選んでおります。そういった経緯を踏まえれば、やはり最終的にはその社員相互の御意思にゆだねざるを得ないなということでございます。それに関して明確な方向づけがなされない限り、市としては補助金については当然お支払いもできませんし、そういった解決がなされれば、いわゆるシルバー人材センターも一面公的な側面を持っております。そもそもを言いますれば、高齢者等の雇用の安定等に関する法律という法に守られた組織であって、なおかつその法に則すれば、1市において1団体だけ認められるというような恩恵も受けた組織なんですね。その組織が一般社団法人格を有しておることでございますので、なお一層、やはり法律的な手続によって存在することをみずからの意思でもってやっていただくざるを得ないなというふうに思っております。それで、その組織が独立できるような形になれば、市としてもそれを応援する立場での補助金について、23年度も当初予算を組んでおりますので、整えば補助金を交付することもやぶさかではございません。

また、それ以後の組織との関連性、先ほど申されました施設管理公社とか公共サービスとの整合もどの程度とれるか。現実的に、公共サービスで発注しておる仕事の中でシルバーに出せるものがあるかないか調査もしております。その中を見ますと相当額の金額が出せる。となれば、今、シルバーが市から発注した事業については10%のマージンを取ってみえますので、補助金に相当するぐらいの事業量を出せるかなとは思っております。ただ、そこら辺がこういった組織にしてこういった事業を発注していくかということは、まず契約の当事者が、先ほど来お話に出ていますように、登記という行為の中で、いわゆる現実の理事会で御検討されてみえる役員と登記に記されている役員とが一致するということが大前提だというふうに思っており

ますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 結論は、登記が大前提というのは、結論はそれでいいんですよ。さっきから言っているのは、理事会にせよ、総会にせよ、定款に基づいて総会が開かれなきゃいけない。定款に基づいて理事会が開かれなきゃいけない。ところが、この報告を見ても、組織は理事会が大事なんです、理事会で決めたんです、まずそれがある。こちらは、その理事会は適正に開かれておるんですか、定款に基づいて開かれているんですかというところでチェックを入れておるんです。ところが、彼らにはそんな頭は全くない。自分たちで集まって、そのとき多数で、文句を言わずにおったらそれで決まった決まったと。それで議事録を事務員に書かせる。ところが、7月16日の議事録にしてみても、さっきの議長の問題だけじゃなくて、森代表理事は辞表を提出した覚えなんか全くないんですから、それが議事録では辞表を提出したことになるって3人つくったと出ておる。そもそもおかしいでしょう。2人残っているのに、1人欠になったら1人選任するんでしょう、常識で考えれば。残っている2人がやめてもう一回3人選び直す、こんな手続がありますか。常識外れも甚だしい。話にならない、実際ね。そういう次元で運営をやられている。

だから、これでは全く反省の色なしということを言わざるを得ないんですね。ですから、反省の色がなければ、市長が答弁をされておるように、もう補助金だけではだめなんです。出ていってもらわなだめなんです。どうせ再建するんです。再建するんだという腹をくくって、よし、それで任せたよという皆さんがいる限りは、理事長がやられればいいんです。そのかわり、その理事長に定款違反とか法違反という行為があった場合は、徹底的にやっぱり糾弾をされていかなきゃだめ。だれであってもですよ。物差しは平等に当てなきゃいけないんですね。私なんかもうそういうつもりでありますから。ただ、今客観的に見てみると、このはかりの傾きかげんがちょっと、げなげなで広げる話とは別に、資料に基づいて中身を分析していくと、全然だめです。話し合う余地がありません。話にならないんですよ、要するに。何を言っても通らないんです。

皆さんよく御存じだと思いますのでもうそれ以上は言いませんが、時間もありませんから、まだ清流会のことを言わなきゃいかんと思って今頭の中で考えておるんですけど、市長、最後の、従業員も事務員もそうです。事務員も、みんなが出した辞表を一人で握っていて、それで8月31日になったら、私はこれを握っているのは荷が重いんで返しますと。こういうことをどんな権限があつてやるんだと。はっきり言ったら業務命令で懲戒解雇ですよ。そういう状況がありますから、私はもう今の段階に至っては、出ていってくださいと。日にちを切って何月何日までに出ていってください、こういう措置をやっぱり毅然とする必要がある。そのことがや

っぱり再建を早くすることになる。それが私の認識です。市長の見解を求めます。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） シルバー人材センターの関係におきまして御質問いただいております。このことにおきましては3月議会で御答弁をさせていただいたとおりでございます。いずれにしましても、向こうから受けております報告等々も中身が捏造された部分がございます、信頼性のあるものではございません。その中で、今、先ほどの話を聞いておりますと、前へ進みつつあるということも聞いておるところでございます。そんな中におきまして、何といたしましても、やはりお話がありますように、この人材センターのやはり社団法人としての定款等々がございます。これに基づいてきちんと運営がなされればこんなことにはならなかったわけでございます、それに基づいてやってくださいよと、こういう形がとれたら市としましては補助金を交付しますよと、このように申し上げてありますので、それができない限りは補助金を交付することはいたしません。

そんな中におきまして、このシルバーと公共サービス、施設管理公社、瑞穂市の方には三つの団体、それぞれにおきましてシルバーの方が働いておられます。よそのまちにない状況でございます。ですから、こういったものの将来は統廃合を考えて、しっかりシルバー人材センターが正常化されましたら、しっかりと支援をしてまいりたい。そして公共サービス、施設管理公社、今申し上げましたように、あわせまして統廃合しながら、議会の皆さんとも御相談を申し上げて、最もいい形で、市の外郭団体としまして、アウトソーシングとしてこの運営がされるように、今後そういう方向になるように進めてまいりたいと。そのようなことを申し上げ、シルバー人材の方には強く、あくまでも定款に基づき、また登記されたことに基づいて、当初決められたことに向けてしっかりとそのように運営してくださいと、そのことを改めて指導しながら正常化されることを願いつつ進めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 貸与の件はどうでしたか。今答弁されていなかったんですけど、日にちを決めて出ていってもらう、それを3月議会で市長は話されていますから、毅然としてっぱり対応する。いいかげんな対応ではだめなんですよ、はっきり言って。毅然とやるんです。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） このことも申し上げておりましたので、十分に検討してそれなりの結論を出したいと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とします。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 早急にやっていただきたいと思います。

議長、ちょっと資料を配っていただいてもよろしいですか、たばこの。神奈川県のある県のホームページの。

議長（星川睦枝君） 先にちょっと見せてください。

〔資料配付〕

3番（西岡一成君） 議長、今すぐ直接関係ないので、配ってもらいながら、その前に発言してよろしいですか。

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 次は、脱たばこ社会に向けてということなんですけど、去年だったか、皆さん、テレビでショッキングな画像が流れました。インドネシアの赤ちゃんがたばこを吸っている、親が取り上げると泣いて暴れちゃう、それが世界に流れました。ニコチン中毒症ですね。小さい子供は感受性が高いもんですから、ニコチンになるのが早くなってしまうということらしいんですね。

だから、たばこをずうっとやめられない方たちというのは、結局、今まで何回も言いましたけれども、ニコチン依存症なんですね。つまり、たばこを吸うと吐き気をしたり、血管が収縮されるから頭が痛くなったりする一方で、緊張緩和作用、あるいは覚醒作用というものがある。そうすると、それを求めるためにまたたばこを吸う。それでその覚醒作用、あるいは緊張緩和作用を求める。そうすると習慣化してくる。習慣化してきてニコチンの血中濃度が低くなってくる。そうするとどうなるかということ、いらいらして我慢できんようになっちゃう。それで、ちょっと休憩といって休んでたばこを吸うと落ちつく。それがさらにチェンスマーカー、マッチも要らずに順番にやるヘビースモーカーになってしまうということなんですね。

だから、ニコチン依存症という病気だから、健康保険も一定の条件で適用されて、治療をするということになってきたという話は今までやってきたんですね。それで、肺がんとか口腔がんとか鼻腔がんとか、いろんながんもあつたり、心筋梗塞とかいろんなことがありますけれども、本当に僕は初めてこれでわかったんだけど、毒物及び劇物取締法という法律があつて、その法律の中で19番目にニコチンが入つておるんです。ニコチンが毒物及び劇物取締法の対象になっているということです。

昔、明治のころに、僕らは知らないんですけども、桑畑がありましたね、カイコが。ところが、隣で、財務省がとにかく収入を上げなきゃいかんということで、葉たばこを生産するようになった。そうすると、葉たばこからニコチンが揮発して隣の桑畑の葉っぱにくっついちゃう。それをカイコが食べる。だからごろごろ死んじゃつた。そういうこともあつて、2メートル、葉たばこ生産をやる場合は2メートル離して農産物をつくるようにするというふうになったということらしいんですけども、それぐらい劇物、毒物。

もう一つの例は、葉たばこの1本を水に溶かす。そうすると青酸カリよりも毒性が強くなる。殺傷力がすごくあると。ただ、ニコチンの場合は物すごく臭かったり、すごい激しい吐き気がしちゃうもんだから、ニコチンで人を殺したり自分が自殺をするというのは非常に難しいということらしいんですね。今の例は、それぐらい非常に劇物、毒物であるということですね。

だから、時間がありませんからはしよりますけれども、たばこというのは万病のもとです。だから、それを予防するのに限るんです。予防するんです。

たばこをやめると、どんなにやっぱり経済的な損失があるかということも前に言いましたね、火災の問題だけじゃなくて。要するに、日本で売られている通常のたばこには2010年9月まで1本当たり8.74円の税金が課されており、消費税を含むと価格の約63%が税金なんです。ガソリンの約51%、ビールの約45%とともに高い税金が課せられている物品であると。2007年のたばこ税収は約2兆2,700億円、その49.8%が地方たばこ税ということで、確かに大事な貴重な税収源にはなっている。けれども、実際それで失われる医療費とかありますよね。厚生労働省の関連団体である医療経済研究機構の2010年度の調査報告書、禁煙政策のあり方に関する研究、禁煙によるコスト推計によれば、喫煙者では、喫煙関連の病気のために医療費が年間1兆4,490億円、喫煙患者の歯の病気のために歯科医療費が1,750億円、喫煙妊婦の胎児に対する影響に係る医療費が5億円、受動喫煙者の喫煙関連の病気の医療費が1,430億円、それぞれ増加すると推計をされております。加えて、喫煙者や受動喫煙者が病気になって働けなくなるために生じる労働力損失が2兆3,600億円、喫煙による火災の消防費用が1,880億円、火災による労働力損失が70億円、喫煙関係の清掃費用が40億円、さらに喫煙者の喫煙関連の病気のために介護費が4,760億円、増加をする。その上、喫煙時間分の労働力損失が1兆5,600億円と推計される。これで合計すると約6兆3,650億円ですね。先ほど言ったたばこ税収が約2兆2,700億円ですから、4兆930億円、それだけの経済的損失がある、経済的に言ってもね。

いろんな資料がいっぱいあります。すごいなと思ったのは、神奈川が受動喫煙禁止、罰則つきのやつをつくりましたね。ホームページを見ると、神奈川県、今僕が本を読んで勉強したこと、そういうことをまとめてその紙に全部書いています。本当に感心します。「ねばならない」じゃなくて努力義務ということで後退はした面があるんですけど、にもかかわらず、みんなに対する教育、啓蒙のレベルというのは、ああ、これはすごいわと。本当にこれは勉強になるわと。物すごくいろんなことを多角的に組み合わせながら、やっぱり予防するために具体的な施策をやっておるんですね。ですから、さっき配ったやつをぜひ読んでいただいて、インターネットで神奈川県を検索すれば出てきますから、ぜひ読んでください。

時間がないので、具体的に市としてできることはその中であるんじゃないかということです。

一つは、住民の喫煙率を男女別に調査してください。それと、やっぱり12歳ぐらいからたば

こを吸うと物すごいヘビースモーカーに大人になったらなる、統計上そういうふうに言われていますね。ですから小学校、中学生についても、無記名でいいんですから、もちろんね。それを調べたところもあるんですよ、それを開示したところが。本当にやっぱり教育の現場でも、子供たちを受動喫煙、それから本人の将来大人になってから病気になることをストップするということが重大な課題ですので、小・中学生についても調査をしていく。

それであと、数値目標を設定する、自分のところのまちの。喫煙率を把握したら、何%にまでやるという数値目標を設定する。それで先ほど申し上げた、喫煙による健康障害や経済的損失等についての教育活動の強化をやる。じゃあ今職場でどういうふうにやっていますかと。イベントじゃだめなんですよ。恒常的、日常的にやらなきゃいけない、こういう問題はね。

あとは、やっぱり公共の場での禁煙です。それは、市の施設は敷地内禁煙。まず率先、市の施設は敷地内禁煙にする。あとの市の関連施設ですね、敷地内禁煙。そこから公共の場に広げていく、人のたくさん入られるところをもっと広げていくということで、ちょっとはしよりましたけれども、今具体的に少しだけ提案させていただいたんですけれども、いかがですか。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 本年度におきまして健康増進法の計画を立てております。その中でまたこういうことも資料を整えながら提案をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） 今、4 点申し上げましたけれども、その健康増進法を具体化する市としての方針をぜひ早急に確立していただきたいというふうに思います。

3 点目の清流会の問題ですけれども、もう一回市長に確認しますけれども、今の牛牧第 1 保育所からよそへ持っていくつもりはないと。そこで建設をすると。公設公営でやると。清流会の話は、それはまた別の話だと、民間が来る話は。という理解でいいですか、もう一回確認しておきます。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 保育所の問題におきましては、牛牧第 1 保育所を私は民営化することは一過も言っておりません。改築とかそういうことには、場所的に、一番南になるもんですから、できればバイパスと鉄道の間、さらには鉄道の北側ぐらいと。こうなりますと、やはり住民感情として牛牧第 1 保育所の近辺の人がこれではということになっても、これはとてもやはり位置を変えるというのは難しい。結局は私は現在あるところではないかと思っております。

そういう中におきまして、実は清流のあれは本当に私どもも思っておらんことございませ

て、これは本当に、民間が進出するということは、市民にそれだけ選択肢ができる。先ほども申し上げましたが、四百何十名という幼・保の子供が市外の保育所、幼稚園に通っておるんですから、そういった民間施設、国の政策、これは自民党がやろうが民主党がやろうが、そういう施策でございます。そういう中におきましての民間進出でございます、選択肢が広まるということで、私は本当にそれにはやっぱり市の要綱、また何かに基づいてやはり補助すべきはしなくては、県が認可すれば、していかななくてはいけない。こういう中での提案でございますので、御理解をいただきますようお願いして、私の答弁といたします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） 平成20年の9月議会で、森治久議員は個人質問でこういう質問をされております。牛牧第1保育所が老朽化しているが、移転先などの整備計画や地域の方と交流できる公園を併設した総合福祉施設として整備する考えはと執行部にただしたのに対しまして、堀市長は、来年度用地買収、再来年度工事着手する方向で、横屋からも通っていただけるよう移転先はJR東海道本線の北あたりを考えている。公園の併設は、用地が確保できれば指摘のような形のものを整備したいと考えていると、こういう答弁をされておるんです。ですから、この要するに発言を具体化する動きというのは、20年9月議会以降、1年の間に用地買収して再来年度から工事着手といった答弁をされていますので、これはどうだったんですか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） そういう御答弁を申し上げたかと思いますが、先ほども申し上げましたように、やはり場所を移転させるというのは、やはり住民感情、地域の実情ありますところの感情からいきますととても難しいということがわかって、これはもう私、そういったことを申し上げましたけど、これは無理だなということが重々わかったわけでございまして、それは、公立のあれをそこへ持っていくということは住民感情として、また地域感情として非常に難しい、もうこれは不可能だということを感じて、そのことは見直しをしなくてはいけない、こういうことにそのことにつきましてはなったわけでありませう。

そういう中におきまして、民間がということが出てくる。これは本当の話が私ども予想もしておらなんだことですが、そういうことで、ましてや民間でも市内にありますあれですから、現実には今お世話になっておるところです。中身もわかっております。そういう中におきましても、けれども、よそにも進出したいところがあるのではないかとということで、そういう調査もすべてしました。よその方では今のところはないということでございます。そういう中にありまして、国の施策にあわせて申請が県の方へなされて認可がおりるようですから、ですから市としては支援をしてみたいというところでありませうので、御理解をいただきますようお願いをして、答弁とさせていただきます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） 民間は民民で用地買収を含めてやればいいわけであって、じゃあ何で市が一緒に自治会長のところへ行っただんですか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 清流会さんが上牛牧の自治会長さんに会いたいと、説明したいということで連絡を入れられました。そうしましたところ、自治会長さんが、民間だけではなくに市の立場からも来てほしい、立ち会ってほしいという意見がございました。私もそういった計画をいただいておりますので、その事実ということで、立ち会いのために同席をいたしました。以上です。

議長（星川睦枝君） 西岡一成君に申し上げます。時間でございますのでお願いいたします。

それでは、改革、西岡一成君の会派代表質問を終わります。

ただいまより 3 時 45 分まで休憩をとらせていただきます。

休憩 午後 3 時 30 分

再開 午後 3 時 45 分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長します。よろしく申し上げます。

それでは、瑞穂市民クラブ、清水治君の発言を許します。

清水治君。

1 3 番（清水 治君） 議席番号 13 番、瑞穂市民クラブの清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、会派を代表して一般質問をさせていただきます。

今回の質問の項目は、1 番目に南ふれあい広場と西側の未利用地について、2 番目に一般競争入札について、3 番目に反社会的勢力排除について、4 番目に防災対策について、以上 4 項目について質問をさせていただきます。

これよりは質問席にて質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは最初に、南ふれあい広場と西側の未利用地についてお尋ねをいたします。

22 年 3 月議会において質問いたしましたが、南ふれあい広場と西側の未利用地について、その後の状況についてお聞きしたいと思います。

前回の答弁では、全体の利用計画として、当面は現在のまま南ふれあい広場として利用し、西側の用地については順次用地買収を進め、あと 1 区画だけが残すのみとなったということです。土地の所有者には今後御理解をいただけるよう交渉を進め、用地がすべて取得できれば、造成してグラウンド、あるいは広場として活用したいとの答弁でしたが、そこでお尋ねをさせ

ていただきます。

現在までの土地所有者との交渉はどのようになっているのか、お聞かせを願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方から御答弁申し上げたいと思います。

今、南ふれあい広場の西側、現在、東側が約7,000平米ぐらいあろうかと思います。また西側に同じくらいの面積があるわけでございます。その中で1区画だけが、ほとんどが用地買収が済みまして、なっております。その土地におきましては旧穂積町の方がお持ちの土地でございます。実は、なかなか職員では対応が難しいというところから、私が交渉に当たっております。所有者の方です。相当あちこちに土地もお持ちの方でございます。なかなか内容が厳しい状況でございます。そういう中ですけれども、何とかひとつお願いをしたいということをお願いをしておるところでございますが、この問題、そうもそうも長く引き延ばすわけにはいきません。そんなところで、また何回も足を運びまして、できればこの年度内に解決ができればと、このように思っておるところでございます。できるだけ御期待に沿えるようにしっかり頑張ってお返しをしたいと思います、このように思っておりますので、よろしくお返しを申し上げます。答弁とさせていただきます。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 土地の所有者の方には何とか御理解いただけるよう交渉の方をお願いしたいなと思います。

現在買収が済んでいるところも農地だったそのまま、草が生えている状態になっています。前回の答弁では、全部一遍に利用できなくても順次利用できる形で整備をしていきたいとのことでしたが、その後、現状を見ても変わっておりませんが、その後の整備計画はどのようになっていますか、お聞きしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 現状としましては雑草が生えて御迷惑をおかけしておるところでございますが、除草を行っているということで御理解をお願いしたいと思います。

なお、現在県の方に残土の要望、申請をしております。大月の運動広場で行いましたように、残土により順次造成していきたいと考えております。しかし、県に確認しましたところ、公共工事が少ない、出ても東海環状道路の工事に回ってしまうということで、なかなかいい残土が手に入らないという状況でございます。今後も県と確認をとって進めていきたいと考えていますので、御理解のほどよろしくお返しいたします。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 今の次長の答弁ですと、要は県の公共工事というんですか、高速道路とかそういったときの山を削ったりとか、そういうときに出た残土を待っているというのか、でも、それがなかなか今は少ないということであると、現状の状態がまだまだこれから続くということになると思うんですけれども、それ以外に何とかそういった泥を手に入れていただく方法とか、そういった計画というのはほかに考えてみえないのか、お聞きしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） あれだけの広い敷地ですので、土量にすると相当な量になります。残土を無償でもらうのが一番安上がりだと思っておるわけなんですけど、一番いいのはトンネル工事ですね。こういった工事が出てくる残土と申しますか、山土ですね、これが一番いい。大月の場合もそれでしたんですが、それが本当に一番適しているなというふうに思っておるんですが、それ以外にも適した残土が出れば見に行き確認をして、ぜひともうちの方へ回してもらおうよということをお願いしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 全体の土地利用としては、一区画も欠けることなく全体が利用できるというのがベストだと思います。残りの1区画についても用地買収に御理解をいただけるよう根気よく交渉を続けていきたいと思いますが、既に関済済みの用地も、農地だったそのまま草が生えている状態にしておくのではなく、早急に、そういった残土とか、またほかに方法があれば整備計画を進めていっていただきたいなど。今現在、住民の方も草もっこでほうっておくよりも何かいい方法はないかということで考えてみえます。その中で、やっぱりグラウンドとしていろんな利用ができればいいと思っておりますので、早急にそういった整備計画をお願いしていきたいなというふうに思います。

それでは続きまして、一般競争入札についてお尋ねをさせていただきます。

市長はマニフェストにおいて、価格が1,000万円以上においては一般競争入札、電子入札の導入で、談合の防止を行い、税金を節約すると掲げてみえます。その方法は本当にいいことだとは思いますが、一般競争入札に付する事項の中の事業所の所在地に関する条件ですね、これは事業に違いがあると思いますが、瑞穂市では、市内に本店、支店または営業所を有するものが、市内に本店または岐阜の圏域内に本店または西濃の圏域内に本店を有するものとなっております。他の市の中には、全事業ではないんですが、事業によっては事業所の所在地に関する条件を市内に本店を有するものと限定して一般競争入札を行っている市もあるようです。

瑞穂市においては、最近市内に本店を有するものと限定して一般競争入札を行う事例がないようですが、なぜ瑞穂市は本店というふうで限定されたものがないのか、お聞きをしたいと

思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、私どもの契約の状況から少しお話をさせていただきたいと思えます。

瑞穂市では、平成19年度以降、電子入札、一般競争入札、総合評価方式の導入、低入札価格調査制度の導入等の入札改革制度を行ってまいりました。そして、一般競争入札につきまして総合評価方式を含めて今までは2,000万円以上、近々今言われてように1,000万円以上のところが非常にふえてきましたのでそういうことがあるかと思えますが、私どもは今現在では2,000万円以上ということで、平成19年度からでは48件行っております。

それで、一般競争入札となりますと、基本的には手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が少ないこと、手続の透明性が高く、第三者による監視が容易であること、入札に参加することによって競争性が高まって不正が起りにくいと、このようなメリットがあるかと思えます。また一方では、やっぱり私どもも工事の質の低下を心配して、一般規模以上の工事についてはやはりそれなりの設定をしてきたというのが現実でございます。

入札における公正性、透明性、競争性、経済性を確保するためには、入札の参加条件の設定については、その工事の特性とか規模を踏まえて適切な設定が求められるところだと思っております。それで私どもも、建築工事につきましては来年の1月からの予定でございますが、それ以外の建設工事、土木とか水道等については10月から1,000万円以上の入札を一般競争入札にしたいと考えております。よって、工事の種類や内容、規模によって調査参加資格の地域要件などもまた設定を考えております。当然、今議員のおっしゃったように、地域の建設企業が社会的資本の維持管理や災害の対応に当たっておられます。そうしたことも十二分に評価をし、工事の種類や内容、規模によって十分に検討してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） なぜそういう事例がないのかということで今お聞きしたんですけれども、これからお聞きしようかなと思っておることも今お答えになっちゃったんですけれども、今議会で可決しました市内の施工業者が行うことを限定した住宅リフォーム助成事業のように、市内の事業者の振興及び活性化を図る意味でも、市内に本店を有するものと限定して一般競争入札を行うそういった事業、先ほども言われましたけど、事業もいろいろあるということで、金額的な、それは5,000万円とかそれ以上とか高いあれだとなかなか難しいと思うんですけれども、この1,000万円以上ということになれば、そういった中で本店を有するものと限定してやる事業もあってもいいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、私の方から清水議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

一般競争入札に関しては、早瀬総務部長が答弁しましたように、議員御指摘の事項については市としても少なからず意識を持っておるところでございますが、そもそも地方公共団体の契約が原則として一般競争入札という制度によらなければならないとなっておるわけでございます。そういった原則から考えますと、指名競争入札とか随意契約というのは法に定められた場合のみ行うことができるということになっているわけですね。その中で今おっしゃったような地域的な要件を加えるということについては、ある意味、競争入札をやることに対して一定の制限を加えるということにはなるわけなんです。競争入札を正しく運用していけば、予算の無駄が省かれると。そしてなおかつ極めて公平かつ透明な制度となるわけでございますが、そのデメリットということで、手続が煩雑であるとか、小規模事業者には参入しづらいといったデメリットがあるわけですね。一方では談合ということが常態化することが、競争入札のメリットが生かせなくなるおそれがあるというようなことが一般的に言われております。

そういう中ではあります。先ほど清水議員さんがおっしゃられましたように、国の三位一体改革に伴いまして非常に地方公共団体のいわゆる公共事業が削減された中で、中小企業が赤字経営に陥ってきているということで、統計的に見ましても建設業者数が、調べたところ、平成13年から平成20年までの7年間の間に約8万社が倒産または廃業したといった報告もされております。

こうした背景を受けまして、国の方が国交省と総務省と連名で、平成21年4月に各都道府県知事あてに「公共工事の入札及び契約手続のさらなる改善等について」という文書を出しておるわけでございます。この文書の中には、いわゆるダンピングというような低価格の入札が行われないようにとか、そして8項目ぐらいにわたって書かれておるわけでございますが、1項目めに、公正な競争の中で企業体質を向上・強化させるためには、同様の特性を持った企業による競争を促進することが重要であり、適切な競争参加条件、これは例えば過去の工事実績、成績、それから地域要件等の設定等、必要な条件整備を適切に講じることというふうに表示されております。そのほかは、予定価格の先ほど申しました不当な切り下げの中止とか、低価格入札の防止とか、総合評価方式の導入・拡大に努めることなどが示されておるわけでございますが、こうした経緯を踏まえますと、一定の地域性というか、そういうことも勘案することもやぶさかではないというふうには思っておるところでございますが、市としましては平成21年10月1日に公共工事の低入札価格調査等取扱要領を制定しまして、低価格については制限を加えると。そして一方、22年4月1日にはホームページでいわゆる入札結果を公表するような仕組みもつくって透明性をやってきておるわけでございますが、そこで議員御指摘の、市内に

本店を有する業者に限定してということですが、先ほど来申しましたように、一般競争入札という概念から考えると、一つのたがを緩めることになりますので、そこら辺がどの程度許容できるか。

と申しますのは、同じ県内を調べてみましても、岐阜県とか他市ではやってみえるという先ほどお話がございましたように、その自治体の中にある業者数とか、そういうことも絡んでくると思うんです。ですから、業種、それから企業数、そういったこともやっぱり勘案しながら考えていかないと、先ほど申しました透明性が担保できないということになるかもということもありますので、市としてはそういったことを検討する場というか、指名委員会へ行っておりますが、そういった場所で今の問題についても協議しながら今後導入していくかどうか検討してまいりたいと思います。

それで、1,000万円の事業については先ほど申しましたように一般競争入札にしておりますので、そういったところでは公平性については担保をとっておりますので、その事業についてある程度制限を加えていくかどうかということについては課題であるということ認識しておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 今言われました業者数とかそういうもの、私も今の業者のあれを調べさせていただいたら、確かに瑞穂市というところは業者数が少ないというのは事実だと思います。ただ、金額的なものを考えていただいて、今まで2,000万だったものが今度1,000万まで下げられるということであれば、その中で事業を選んで本店に限定するとか、そういったものもやっぱり検討していただいてもいいんじゃないかなというふうに思います。特に災害時、ああいう防災協定を市と結んでいる緊急対策協力会などとか、地域に根を張った活動を展開するなどの地元の企業が果たす役割というのは大変大きいものがあると思うんですね。特に大きな災害になれば、他の地域から援助していただくとか、そういうものは期待できないと思うんですね。そういう業者さんが手伝いに来るとか、そういったものが。そのためにも、やっぱり地元の企業が元気であることが何よりも重要だと思います。

特に最近、先ほども言われましたように2万件も減っておるとか、そういった不況により企業の経営状況も極めて深刻な状況にあると思います。このような時期だからこそ、私は市内の事業者の振興及び活性化を図る意味でも、市内に本店を有するものと限定して一般競争入札を行う事業があってもいいと思うんですけれども、ぜひ市内の事業者の振興及び活性化を図る意味でも御検討をお願いしたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは続きまして、反社会的勢力排除についてということで御質問をさせていただきます。

今、社会全体で反社会的勢力排除の機運が高まっているところでありますけれども、岐阜県

においても岐阜県暴力団排除条例というのが平成23年4月1日に施行され、県の事務事業からの暴力団の排除、それから県の施設からの暴力団の排除、それから住民運動等の支援、警察による保護の措置など、県と県警の取り組みなど、県民、事業主、自治体が行う具体的な取り組みを規定しております。

その中で、瑞穂市においても市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱が定められていますが、契約者が排除措置対象に該当するか否かについて、警察署ですね、この辺ですと北方警察署になると思うんですけど、警察署との連携を図り、暴力団排除のための体制は整備されているのか、お聞きをしたいなというふうに思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ただいまの件でございますけれども、平成22年7月14日に瑞穂市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書というものを締結しております。その中で、相互の情報提供、排除措置に関する連携についてということの内容になっております。

今言われましたように、実を言いますと契約につきましては、平成22年の11月に要綱を設置してありまして、排除措置対象者かどうか照会、そして向こうからの回答、そして排除対象者であれば排除要請をするという手続になっております。こうした事実に対して一部そのような情報をいただいておりますし、市はこれに基づきまして入札からの排除、契約の解除も可能となっておりますし、契約書の中でもそのようになっております。

これは契約についてでございますけれども、今言われたように、4月1日から岐阜県の暴力団の排除条例が施行されております。その中に第4条としましては、県は、県民等の協力を得、岐阜県暴力追放運動推進センターと連携及び協力を図りながら、暴力団の排除を総合的に実施する。第12条では、県は、市町村において、情報の提供、技術的な助言その他必要な協力を行うものとするということになってありまして、この契約以外につきましては、この契約に準じて今度は総務課の方で市民安全対策監を交えて対応していくということで体制を整えております。

私どもとしては、この4月1日に公布されました県の条例につきまして、もう少し市民の皆さんにも御理解がいただけるように広報等、ホームページ等も検討していきたいと思っております。また、この7月22日には瑞穂・本巣・北方地区暴力追放推進協議会が設立されております。この地区の36団体、各種団体ですね、暴力追放宣言を行いましたので、これらの情報も踏まえてPRをしていきたいと思っております。また、私どもに置いております市民安全対策監、県下にも各市町、大きい市町にはほとんどが置いておるわけでございますが、この方たちの研修会も実施されておりますし、不当要求防止責任者講習会、二、三年ほど前に1回実施をしておりますが、これも定期的に研修を進めたいと思っております。またこうした研修の際には皆様にもお知らせをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 今質問させていただいた一般競争入札とか、そういったものに関して、瑞穂市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱ということで、今まで入札の広告というんですか、あれを見させてもらったら、大体7月までのあれには入っていませんでしたが、この9月のあれを見させてもらうと、第2項の一般競争入札参加資格及び条件というところの3項目に瑞穂市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第3条の規定に該当しないものであることということが入っておるんですけど、11月にこの要綱というのはあれされておる割には今までが入っていませんでしたが、それで私はずうっと見ておいたら、この9月のあれを見ましたらやっぱり入っておるんですけど、どうして今までは入っていませんでしたのかなと思って、その辺。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私どもも措置要綱を作成しがてら、やはりそうした今言われたような件はきちんと明確にしていけないけませんので、再度見直しをしてそのあたりをきちんと記述するというところで実施しましたので、少しおくれまして申しわけございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 先ほど少し質問する前にお答えいただいたんですけど、市民に対する情報の提供とか、技術的な暴力団排除のそういった助言ですね、そのような必要な協力を行う体制づくりということで、市民全体でそういったものを今後はやっていく必要があると思うんですね。だから、安全対策としてそういった体制強化、そういったものについては今後何か考えてみえますか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） とりあえず私ども思っておるのは、この県の条例というのは、各県下ほとんどがこれで暴力団に対する条例はできております。こうした条例はほとんど県レベルでできておりますので、とって、県の方もこれは非常にでき上がるまでには苦労しておられる。どこの県も苦労しておられますので、こうした御苦労を少しでもやっぱり市民の皆さんに御理解いただくということが必要でございますので、そのあたりも含めて広報したいと思いますし、やはり先ほどの身近に7月22日に協議会が立ち上がりまして、そうした情報も皆さんに少しでもお知らせすることがやっぱり暴力団を排除することになりますので、そうした点も工夫をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） 契約とか、そういった市民に対する情報の提供とか、そういったものの体制づくりと、もう一つ、教育委員会の方にお尋ねをいたします。

今、青少年の非行とか、そういったものに関してこういった暴力団の影がちらちらするとか、そういったものを最近よく聞くんですけれども、その辺、青少年に対する指導体制ですね、そういったものに関して教育委員会としてはどのように取り組まれるか、お聞きをしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 反社会的勢力の排除という直接的な指導ということについてはなかなかできないという状況ですが、そういった問題行動につきましては、学校全員での児童・生徒の指導に当たっており、必要に応じて、先ほども話題になりました市の市民安全対策監と連携をとったり、北方警察署の生活安全課と連携して指導に当たっております。また、本年度は瑞穂市内での生徒指導主事会を、組織的な教育相談体制の確立を目指しまして、市内の7小学校、3中学校の生徒指導を対象にして年間9回の研修会を実施しております。

また、反社会的行動にかかわる指導については、直接的ではございませんが、薬物の乱用防止教室、また薬害についての学習をするといった、そういう関連の学習を進めて未然防止に努めております。中学校においては、北方警察署長より認証されたMSJ（マナーズ・スピリット・ジュニア）という活動があるんですが、その推進委員による規範意識の高揚に努めているということでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） こういった反社会的勢力を排除するための対応は、警察、行政、地域が協力して、組織として対応することが重要だと思います。ぜひ市としても反社会的勢力排除を推進するために努力をお願いしていきたいというふうに思います。

それでは最後に、防災対策についてお聞きをしたいと思います。

先日の台風12号により、近畿地方や中国・四国地方に甚大な被害をもたらしました。多数の行方不明や死者が出ましたことに心からお見舞いを申し上げます。今回の被害は長時間の豪雨によるもので、土砂崩れによる家屋の崩壊、河川のはらんなどで家屋の浸水等、改めて水の恐ろしさを感じたところでございます。瑞穂市においても多数の河川がありますので、ほかごとではないと思います。今以上に市民の防災に対する意識の向上が必要になると思います。

平成22年度の各自治会において行われました自主防災訓練は約4割程度とお聞きしましたが、午前中に棚橋議員と若井議員がこの防災について細かく質問されましたので、私は、今の市に

おいての住民参加による防災訓練ですね、これを実施し、防災意識の向上、自主防災組織の育成を図っておみえになりますが、現在、小学校区単位にて順番で防災訓練を行ってみえますが、私が思いますのは全市民総参加で行う防災訓練ですね、1カ所で行うのではなく、校区単位で一斉に各校区でその日に行うというような、そういった市民総参加の防災訓練等が行えないかなというふうに思っておるんですけども、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 現在の防災訓練は、小学校区を順番に実施しているという状況でございます。今回の中小学校区をやる前に、私ども実を言いますと部長会議に、この周辺の市町村の防災訓練がどのように行われているかと。そして、私どもの中小学校へはぜひまた参加をしていただきたいですし、この地区に住んでいなくても他の防災訓練をぜひ機会があれば参加をしておいてくださいと、また見に行ってくださいという視点で、実を言いますと今の4市については部長会議で資料を配り、また職員にも言っておると思います。

その内容を少し言いますと、岐阜市さんは大体3ヵ月の間で校区ごとに自分たちが中心でほぼ行われておると思います。各務原市さんも、中央でどこか一つはやられますけれども、あとの小学校区が多分自分たちでやっておられると思います。羽島さんも、もう少し市町村に対し消防署が手を入れておるかもわかりませんが、こちらも一遍ではないんですけども、こちらは私どもよりは少し進んだ状況ではないかと思っております。大垣市さんにつきましても、中心になる地区というのは決まっておるようでございますが、それ以外のところはかなり自主的に行われておるという状況でございますので、ぜひまた皆さん方におかれましても、ちょっとよその市町はどのように防災訓練をやっているのかなということを少し見ていただければ、私どもがお話ししているのをおまえが勝手にしゃべっておるだけやといつも言われる部分がありますが、やっぱり大きな流れとしては、消防署中心から消防署、消防団、そして今現在私どもは消防団中心になっておりますけれども、やっぱり自治会の自主防災組織、そして婦人防火クラブ、日赤奉仕団、自主防災組織の班長さん、そして地元の消防団と、これらの方が中心になって防災訓練が少しずつできるようになっていけば一斉にできるというふうに私どもは踏んでおります。

ただ、そうしたら具体的にどうするんだということがございますけれども、そうした仕掛けを少しずつ、来年は本田校区でございますので、ぜひまた議会の皆さんにもそうしたことを理解していただいて、前もって十分な準備をしていきたいと思っておりますし、今思っておるのは、避難所運営マニュアルを今つくっておりますので、避難所の運営協議会ですね、これは各小学校区が基本となりますので、こうしたマニュアルをつくって各校区でまた説明会などを行うことによって、やっぱり校区のまとまりも必要なんだということが理解をしてもらえんと思いますから、防災組織の組織化、そしてこうした運営協議会の立ち上げと、こうしたものを

含めて、今議員が言われるように、決して一斉にやることは夢では私はないと思っておりますが、こうしたことができるように進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） きょう午前中の若井さんたちの質問に対して、自治会の自主防災のお話も出ていました。その中で、自治会長さんは交代するとか、いろんなお話が出ていましたけど、年間行事として組んでしまえば、自治会長さんがかわっても、それは引き継いでいかれると思うんですね。

それで、消防団の方にお聞きしたんです、こういう全体でやるやつってどうだろうということで。そうしたら消防団の方も、今は各自治会、うちの方で言えば南分団ですけど、第5分団、横屋さんなら横屋さんとか、そういった各自治会でやられるたびに呼ばれていくと。そうすると日曜がみんなつぶれてしまうとか、それよりも校区でとか全体で一斉にやってもらった方がうちとしては助かりますというようなことも言っておったんですけど、校区でやっぱり相談するということも大切になってくるとは思うんですけども、その中で進んだ自治会があればその例を聞いたりとか、そういうふうで校区ごとにそういったものを立ち上げて、そして瑞穂市全体で行う防災訓練、その方が、私はできない自治会さんもそういうものがあれば自然にそこに参加されるようになるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、ちょうどことは旧根尾村を震源地とする濃尾地震が発生して120年になります。災害というのは忘れたころにやってくると申しますが、市民の災害に対する意識を持ってもらうためには、ふだんの生活の中で意識することが重要ではないかなというふうに思います。

そこで一つ提案なんですけれども、市内の全世帯に非常持ち出し袋を配付してはどうかというふうに思います。これを全世帯に配付していただいて、ふだん目につくところに置いていただいて、防災訓練とかそういうときにそれを持って参加をしていただく。そういう意識の向上というんですか、防災に対する。そういったものが、今私どもの自治会の中でもそういったお話がされておるんですけど、自治会で買ったらいかがいという案も出ておるんですけども、それよりも市の方で全世帯に配っていただいた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、どうですか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 非常持ち出し袋の必要性というのは、特に平成7年1月17日の阪神・淡路大震災以降、自助・共助・公助という考え方の中で多くの方に浸透はしてきているものと思います。ただ、実際にそうしたらどれだけの方がその持ち出し袋を用意してみえてすぐに出せるのかということだと思いますけれども、私どももこうした自主防災組織の活動、そし

て非常持ち出し袋、住宅用火災警報器の設置など皆さんにお願いをしておるところでございますけれども、今言われるように防災意識を高めるという点では非常に提案型ですばらしいとは思いますが、もう既に非常持ち出し袋は一部で事業所さん等が配られて持ってみえるよというところもありますし、そして実際にこれが本当に使ってもらえるのかどうかということで、私どももこの質問をいただいたときに、課員、基本的に私は課員の意見をまず聞いてこの文書をみんなつくっておりますので、その中で意見交換をさせていただいたところがございます。

今、御意見等ございました。私どもも配付する以上は、皆様の貴重な税金でございます。いろんな場をとらえて少し御意見を伺わせてもらってまた検討してはどうかと思っております。ほかの議員の方の中でも、またいろんな災害備品、補助はということもでございます。非常持ち出し袋については、各自でまたいろいろ持ってくるものも違いますし、体の状況によっても変わってまいりますので、そうしたことも踏まえて、やはり私たちの防災訓練への考え方、そして市民への訴え方ももう少し工夫が必要かと思っておりますけれども、そういうことも踏まえて少し検討をさせていただきたいと。また、自治会等も踏まえて考えていきたいと思えます。自治会の方からは、今、防災テントの補助金について一度検討してもらえないかという御意見もいただいておりますので、そうした機会をとらえてまた検討していきたいと思えますし、きょう御提案をいただきましたので、これをまた皆さんがどのようにお考えになれるかということもお聞きしたいと思えます。やはり皆さんの大切な税金が有効に使われると、非常にすばらしい提案ではありますが、そういう意見の方が課員の中では多かったと思っております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） やっぱり地域の防災意識の向上というのが今後大変必要になってくると思えます。市長にお聞きしますけど、非常持ち出し袋、私はこれを全世帯が持っておるといふのはすごいことだと思うんですけど、もしそういうふうになればいいなと思うんですけど、どうですか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 災害に向けまして、きょうは棚橋議員、そして若井議員、そして今、清水議員からいろいろ御質問をいただいております。

ことしの場合、ああいって東日本の本当に未曾有の大震災がございました。さらには台風12号、そしてこの15号でございます。そんな中におきまして、何が大事かということもたびたび御質問に総務部長の方からお答えをさせていただいております。何といたしましても一番大事なことは自主防災といいますが、こういってのが大事で、自助が大事だということも副市長の方から、この瑞穂市にちょうどその関係のたけた方が見えまして、その講演でも、

最低3日間ぐらいの食料なり何なり蓄えておれば何とかなるというようなお話もあり、やっぱり自助が一番大事、そして共助だということも申し上げてきたところでございます。

そういう中におきまして、残念ながら私どもの瑞穂市、まだ自主防災組織は40%ぐらいでございます。旧巢南の方におきましてはほとんどが自治会で組織されておりますが、旧穂積の方がまだそういった段階が、はっきり申しまして、まだ自主防災組織のあれが進んでおらんのが実態でございます。何とか意識高揚を図りたいと思っておるところで、ここの地域におきましては、51年の9・12から本当に35年間、災害という災害がありません。もう皆忘れてしまっておるような状況で、本当にそういう危機感をお持ちの方が、これだけことしのような災害があっても、なかなかあれではないかと思っておるところでございます。

そういう中におきまして、そういう防災意識を高めるためにも持ち出し袋の貸与を考えたらどうかという御提案でございます。

実は、私ごとを言って申しわけないと思うわけでございますが、平成16年にこの瑞穂市が合併しまして第1回目の市議会の選挙がございました。そのときに私も、合併して本当によかったどうか、その確認もしたいということで市議会に出させていただきます。そのときに私、清水議員の話聞き、通告を聞きまして、実は私、その16年の議会のときにこういったのを掲げさせていただきます。この16年の市議会に出させてもらうときに、安全・安心のできるまちづくり、地震とかいろんな災害、防災に対する意識の高揚のために非常に持ち出し袋の貸与をしてはどうか、こういうのを掲げさせていただいて、実は議会で一般質問させていただきました。それは、はっきり申し上げまして、これを私が一般質問するに当たりまして他の市町も調べたわけございまして、要するに本巢の方におきましてはすべてにこういった非常持ち出し袋を貸与いたしております。そういうこともありましたので瑞穂市も考えたらどうかということで一般質問をさせていただきますが、そのときは聞いていただけなかった経緯もあるわけでございます。

私、この中の三十何項目すべて3年の中で質問させていただきましたが、一つも聞き入れていただけなかった。それを市長選挙にすべて掲げて出させていただきますところございまして、あれが第1回のマニフェスト、そして今セカンドステージに入っておるところでございます。そういう中の質問ございまして、私としましては、今総務部長からお答えをさせていただきましたように、これは本当に意識を高めるためには、この間も防災訓練をやりました中で、実際、中地区の市民の皆さんが御参加をいただきましたが、持ち出し袋を持って参加されておる人は本当に少ないわけですね。実際災害が起きて何が必要かということも、わかっておる人は本当に、聞いてはあっても、実際には準備されておらん家庭が多いんじゃないかと。そういうことを思いますと、こういう持ち出し袋を貸与して、その中に最低限こういうものは用意してくださいよ、そして玄関かどこか、だれでもわかるようにして、いつでもあったときにはそ

れを持って出れるように、こういう意識を高めるためにということになれば、やはりまたいろいろ考えなくてはいけないと思うところでございます。

庁内でもしっかり検討しまして、できることなら、御提案でもございますし、あれでございます。前向きに検討してまいりたい、このように思っております。これは自治会連合会にもお話を申し上げまして、現在それぞれの自治会で実際に非常持ち出し袋を用意してみえる人がどのくらいあるか、そういう調査等もさせていただきながら、そして、この意識を高めるためにいい一つの方法であると思いますので、前向きにいろいろ調査等々しまして検討を加えさせていただきたい、このように思っておりますことを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

13番（清水 治君） ぜひともそういった地域の住民の防災意識の向上のためにも、こういった非常持ち出し袋の全世帯貸与をしていただくというようなことをお願いいたしまして、私の一般質問を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、瑞穂市民クラブ、清水治君の会派代表質問を終わります。

続きまして、みづほ会、堀武君の発言を許します。

堀武君。

1番（堀 武君） 議席番号1番、みづほ会、堀武。

通告に従い、次の質問をさせていただきます。

瑞穂市における災害時の予防知識の広報活動について、厚生労働省方針の医療計画で精神疾患が5大疾病に加えられたことに対してどのように理解し、またどのように向き合うのか、その辺の答弁を願います。そして、みずほバスの本田・馬場線について、それから複断面水路について、以上を質問席にて質問させていただきます。

私は、東日本大震災で多大な被害を受けたことに関して非常に心を痛めております。ただし、私はその辺で、瑞穂市における災害被害に関し、特に津波に関しては問題外ですし、原発に関しては、ないとは言えません。福井の原発を考えれば、ちょうど関ヶ原というんですか、伊吹山の間をって日本海側から吹く風に乗って非常に被害は危惧される場所でもありますけれども、私は今回は瑞穂市で一番可能性というんですか、皆さんが思われるこのマップの液状化について、前回も広瀬武雄議員が質問されましたけれども、部長は家が傾くのではないかと、そのようなお話でしたけれども、家が傾くということについては非常に精神的にも生活面でもすごく負担がかかることなものですから、その辺のことで、朝日新聞なんかにも書いてあるように、液状化に関してももう少し精査し、具体的に、要するに地域ごとにどのような状態かということをするべきではないかというような提案があります。

その辺で、ちょっと関連で先に、申しわけないんですけど、都市整備部長でもいいんですけど、耐震補強をやっておられると思うんですけど、これの震度をどの程度に想定しているのか。またもう一つは、東海地震、東南海地震で5強というような震度を持っておられるんですけども、実際的に言うと、想定すれば6もあるし、さっき清水議員が言われたように濃尾地震のときは7強のはずですので、余りにも過小に評価されるとその辺に問題点があるような気もするんで、わかれば結構ですけども。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 堀議員の質問ですが、震度につきましては震度5程度で今設計して耐震補強の診断をしておりますので、それ以上の震度、東北の大震災、これは震度が大きいですから、こういうものにはちょっと耐えられないんじゃないかなというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 震度5強というのは想定内ということで、想定外からすれば6強もあると思うんです。長野はたしか6ぐらいだと思いますので、その辺のことで、これから液状化のマップのことにについて質問をしたいと思います。

この液状化マップですけども、これを見れば、ほとんど赤に近い。そのようなことで、このマップの作成というのはどこがされて掲載されたのか、ちょっと御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） このマップでございますけれども、作成当時の岐阜県の地震被害想定調査結果データというのがありまして、そのデータをもとにしまして液状化安全率、液状化指数を計算して記載がされております。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） というのは、ここにも書いてあるように、砂粒の水を含んだ、震災による現象はそれを想定にしてつくられているみたいなんですけれども、これが今言うように、千葉の浦安の場合ですが、完全な液状化、テレビでも御存じのように歩道が動くような状態。しかし、私は、このような千葉とか、例えば各務原の黒土、それから犬山の砂まじりの土、これと瑞穂市の土地形状というのは少し違うような気がするものですから、これに関して、北中、それから穂中、そして巣南の中学校等で地盤調査をしたというような話を聞いていますけれども、具体的にスポット的に何ヵ所かを、どのような安定地盤で、その上にはどのような堆積になっているのか、砂地は実際どうなっているのかというようなことをもう少し詳しく調査し、ある資料でしたらそのような形で、最低でも5ポイントぐらいをして、市民に安定地盤がどこ

にあるのか。そして今言うように、揖斐川の河川、それから糸貫川の河川、それから長良川の河川というように、下が砂利になっているところに関しては安定していると思うんです。そのようなことを含めて、安定地盤の上にどのような堆積になっているかということを市民に知らせることも必要だと思いますが、いかがでしょうか、答弁ください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、市内の地盤はということでございますけれども、私ども、主な資料としましては、国土交通省の国土調整課というところがございまして、土地分類基本調査というのがございます。これらの調査に基づきますと、やはり今議員が言われるように、どちらかといいますと砂、泥ということで、あまりきちんとした堆積物ではないということでございますし、ボーリング調査においてもやっぱり粘土、細かい砂、粗い砂と、あとは砂れき、小さい砂ですね、こうした土壌で全体で覆われているという状況であります。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） それは、ただ安定地盤が例えば何メートル下が安定なのか、それからの層というのが非常に重要なことで、今、一般的に言われるように砂まじりだと。例えば、十八条の田んぼですけども、私は2メートルちょっとぐらい掘ったんですけども、これに関しては下は粘土質なわけですよ。粘土質が果たして液状化現象を起こすかということ、砂地と違ってそんなに起こすような状態ではないと思う。そうすると、砂地が大体どこら辺で、例えば地上から1メートルぐらいなのか、2メートルぐらいなのか、そういうような場所がどこぐらいにあるのかとか、そのぐらいのことをある程度市民の人は知る必要もあると思うんです。

それから池の埋立地の問題ですけども、これに関しても、本来は全部空というか、水を全部吐き出して乾燥させておいてから、それからヘドロ状態をある程度固定化させてから埋め立てをしていかないと、言われるように水を含んだヘドロというのは、上に山土でも何でもあれですけど、表面は固定したように見えるんですけど、下はコンニャクというか、そのような状態になっていると思います。ですから、その辺のことにしましては個々の問題やで難しいと思いますけれども、最低でも瑞穂市における安定地盤はどのようになっているか、どれぐらいのところ安定なのか、その上ということをやひ市民の方に知らしめる必要があると思うんですが、一回検討してみてください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 現在のハザードマップを見ていただきますと、残念なことに液状化は間違いのないという結果が出ております。ハザードマップにつきましては、やっぱり細かくそれぞれの地域のこの場所がというわけにはいきませんので、全体の状態を示すというのが基本になっておりますが、液状化についてももう少し知識を深めていただけるようにということで、

ハザードマップの仕様の中で、今発注しておる最中でございますけれども、そうした仕様に皆さんの御意見も入れがてら進めていきたいと思っております。また、これは本会議ではあれですので、細かいところもまた皆さんの御意見もいただきたいと思っておりますから、今までハザードマップをつくるに当たっていろんな御意見をいただきましたので、それらをまとめて今話し合いをしております。またいろいろな御提案をいただければと思っております。以上でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 私は震度の揺れよりも液状化現象の方が問題だと思っているものですから、特にこの点は重点的に検討していただければと思っております。

次に、この液状化現象による問題点というのは上下水に関してインフラ整備の面でも非常に重要なことでありまして、また下水に関してはマンホールが千葉の浦安で上がった件もあります。そのようなことで、上水道に対して、漏水問題もある、その辺のことについて、上水の地震に対して早急に対策というんですか、その辺のことをどのように考えているのか、まず上水の方から御答弁ください。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 現在、我が国において発生が予想されている地震では、この地区の方では東海地震及び東南海地震が瑞穂市に対して最も影響が大きいものと考えられています。東海地震が単独で発生した場合の震度は5弱で、東海・東南海地震の連鎖的な同時発生の可能性もあると言われ、この場合はさらに大きくなると思われます。

今のところはこの地震が最大のものとして、水道施設の耐震化の計画的実施については、厚生労働省等により出されております指導的な指針に従って、当市といたしましては平成21年度以降の拡張・新設及び改良・更新工事では耐震管、あるいは耐震性の高い管により実施しております。まだ普及率の方は低いものであります。それから、本年度にこの補正で耐震化計画を含めた配水管路の施設計画を計上させていただいておりますので、補正予算の方で計上しておりますので、よろしく願い申し上げます。

しかしながら、今般の東日本大震災のように想定外、震度でいくと7、一番最高のもの大きな被害が出ていることも事実であり、今後はこのような事象についても対策を検討する必要があると考えられ、今後も安全で安定した水道水の供給ができるよう、厚生労働省の指導等を参考にしながら具体的な検討に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 上水に関しては、この間の産建の委員会でも結構漏水があると。漏水が

あるということは、やはり管に亀裂が入っていると。そういうような箇所に関しては、やっぱり震度5強以上の地震が場合には破裂する危険があるもんですから、やはりそういうところを早目に予算を組んでやっていただきたいと思います。

次に下水ですけれども、今言うように浦安のマンホールの隆起というんですか、液状化現象で押し上げられたと思うんですけれども、そういうこととか、それから浄化槽の本体ですけれども、これの耐震性というのはどのぐらいで考えられてみえるか、ちょっと御答弁ください。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 現在の下水道施設については、阪神・淡路の震災後の平成9年に耐震指針が改定された設計によるもので、今回の東日本大震災において改定後の指針に基づいて設計された施設については被害がなかったと報告を得ております。また、浦安の方は残念ながら整備の方が平成9年以前のものであったというふうに、私ども下水道課の担当の方が視察に行きましたんですが、そのように報告を受けております。

当地方において管路における液状化による被害が想定されるが、今後、耐震指針の改定等、耐震対策の情報をもとに耐震性能を明らかにし、耐震性能が不足する場合は、構造物の重要度や万一被災した場合の影響度合いに応じ、適切な補強を検討するため、下水道施設の設計・施工の内容に関する台帳等を構築していきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 私は、その後の対策を、今被害に遭われたところの復旧というか、今の浦安でもマンホールが、仮設状態かわからないんですけど、今は通常の形になっているもんですから。今すぐにでは迷惑もかかることだと思いますからすぐとは言いませんけれども、やはりそういう被害に遭われたところがどう対処して、どう早目にできたか。今言うように、さっき言われた地元の業者の体制とかいうのも含めて、やはりマニュアルとか、そして見学というんですか、実地に行かれて、そういう予防対策のできる形というのを早急に対策を考えていただければと思います。

総務部長に、これは前もだれかが質問しておったと思いますけど、震災時における発電機ですけれども、今回の大震災でも非常に発電機そのものが向こうの方へ行ってほとんど品物がないうと。中古品までないと。そのようなことで、発電機の需要というのは震災時にすごく役に立つものと思っております。ですから私は、発電機の各自治会に補助金という形で結構です、全額負担というようなことでなくて、そのような方向ができるならぜひしてほしいし、今の自治会の数を、百幾つかな、そのようなことで計算すればそうむちゃくちゃな金額ではないような気がするもんですから、その辺のことはどうですか、検討のほどは。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 発電機ということでございますが、実を言いますと、消防団の方で各分団ごとに1台ずつ持っております。1分団がまだちょっと軽車両に投光機がついていない部分がございますけれども、日ごろから点検が必要ということがまず1点ございます。しかし、私どものまちとしましては、非常に小さなまちにたくさんの方が住んでおられまして、今までの備蓄品等、いろんな資材等につきましても、私どもの庁舎、または巢南庁舎という二つの庁舎に分けていろんなものを整備しております。また、消防の分団庫については、皆様方の御理解があって、結構他の市町より立派な分団庫がつくってありまして、その中には今言ったように発電機とか投光機とか、そしていろんな機械器具等が入っております。

私ども他市町へ行きますと、どちらかといいますと避難所、小学校等にそうしたものが準備してあるということが多いのではないかなと考えておりますが、それを含めて、やっぱり最低限地域で使っていただけるものについては十分協議をする必要があろうかと思っております。先ほどの自治会からの要望のテントとか、こうした発電機というのも含めて一度意見を聞きがてら、また皆様方に御相談をしたいと思っております。細かいことではございますけれども、せっかく防犯灯等の費用も結構各自治会では少しお金もあるようでございますので、そうしたものをこうしたものに使っていただけるならばそれもまた一つかと思っておりますので、皆さんの貴重な税金をいかに有効に使うかということを含めて、いろんな方の御意見をいただきがてら、また皆さんに御相談を申し上げます。よろしくお願いしたいと思います。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 今、点検整備が大変だと言われたんですけれども、年に1回防犯訓練をするならば、そのときに出して点検すればほとんど影響はないと思います。1年に1回で十分だと思います。そして、これの利用度というのは、例えば水中ポンプを入れれば水も上がりまじ、チェーンソーを買えば枝も切れますし、今お助けマンで出しているよく切れるのこぎりよりはすごく役に立つと思います。柄の折れるつるはしよりもいいんじゃないかと思えます。それから重くて大変なバール、もう少しその辺で、私が批判するわけじゃないんですけれど、もう少し精査すれば、無駄な金とは言いませんけれども、必要なものは必要と。市民の方が防災に関して使える、発電機というのは多種多様に使えるもんですから、真剣に検討をしてみてください。

次に移らせていただきます。

厚生労働省は、地域の医療の基本となる医療計画に盛るべき疾病として、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4大疾病に新たに精神疾患を加え、5大疾病とする方針を決めた。職場でのうつ病や高齢化に伴う認知症患者が年々増加し、国民に広くかかわる疾患として対策が必要と判断されてきました。

平成8年の調査によりますと、精神疾患の患者数は約323万人、4大疾病で最も多い糖尿病237万人を上回り、がん152万人の2倍に上ると言われております。また、3万人以上に上る自殺者の9割が何らかの形で精神疾患にかかっている可能性があるという研究もされ、患者の早期予防、この病に対する社会的理解をしていただくための必要性があると言われております。その辺のことを踏まえて、少し具体的に、どのように理解をされ、どのような方向性を当局は持っているのか、質問をさせていただきます。

今言うように、認知症ですけれども、非常にふえまして、これがグループホームでなくて病院に入院をしなければならぬ、治療を受けなければならぬ。暴力的行為とかそういうことで治療をしなければならぬということ。高齢化とともに患者がふえてきていると。その辺のことに関して市としてはどのように理解し、どのような予防措置を講じるつもりか、ちょっとお答え願います。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほど堀議員がいろいろ国の制度について述べられました。やはり厚生労働省も、先ほど述べられましたように、精神疾患を医療計画に記載すべきだということで、その疾病を追加しまして、求められる医療機関の明確化、それから各医療機関等の機能分担や連携を推進してはどうかという提示をしまして、その提示に対して異論がなかったということから、先ほど述べられましたように5疾病とすることが了承されております。これを受けて、医療計画の見直し等に関する検討会が医療計画作成指針や疾病または事業ごとの医療体制構築に係る指針の内容を検討しておりまして、ことしの12月末までに指針を示して、厚生労働省は施行規則の改正を行う予定をしております。都道府県におきましても見直しはその後になるということで、私たちはその国・県の見直しを受けまして瑞穂市の方の政策も行っていくということでございますので、よろしく願います。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） そのようなことで、総合的に今現在じゃあ、総括でいいんですけど、認知症、うつ病、統合失調症について当局は対策的にどのような形がとられているか、具体的にちょっと御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 今現在、岐阜県は岐阜県保健医療計画の5期に入っておりまして、平成20年度から平成24年度までが計画の中で策定されておりますが、この中で、瑞穂市においても県と連携をとりながら、そういった疾病をお持ちの方に対しては県の担当職員と一緒に訪問をしたり、それから実情、状況をお聞きしたり、その中には、医療機関に受診が必要な方がありました場合に、県の指導のもとにですが、そういうふうに入院措置なんかをしていただい

ております。それから医療機関の受け入れについてもですが、岐阜県の精神科の救急システムにより迅速に対応しております。これは私の方もやはりゼロとは言えませんので、そういった中で対応させていただいています。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 取り組みに関して非常に心の病というのは難しい、多分に問題があると思っております。なかなか理解をされないと同時に、健常的なときと発病のときと交互に来たり、それから非常に閉鎖病棟におられるように重度の方もおるものですから、理解をしていただくということにはなかなか、本音と建前で、そのような形が市民の皆さんの中に、まだ高齢の方にはあると思います。若い方に関しては、病院というんですか、ケアに行くのにそんなに抵抗はないというような話も聞きますが、高齢の方に関してはこの病に対する偏見が非常に強いものですから、行政、社会福祉協議会を含めて啓蒙に努めていただきたいと思っております。

そのような観点から、これも市が恐らく関係して、岐阜病院のそばにあるふなぶせと工房はばたきですけれども、これに関して市はどのように関知し、また瑞穂市の方でここに現在お世話になっているとか、そのような方が見えるか、わかる範囲でいいですから教えてください。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 瑞穂市は相談支援事業というのを行っております。その中で、今お話をされましたふなぶせでございますけれども、そのほかに、これは地域活動支援センターと言いますけれども、そのほかに鶉飼とかザールせいすいというところも行っていただいております。それは精神障がい者の方でございますけれども、知的障がい者の方として生活サポートはしまとか、それから障がい総合生活支援センタークロスというところもそのことで事業を行っていただいておりますけれども、相談事業のほかに就労支援とか、ケアマネジメント、それから生活状況の提供を行っていただいております。この工房はばたきでございますけれども、これは一事業所として多機能型就労支援施設と就労継続型支援 B を行っていると思っておりますけれども、瑞穂市においては現在こここのところへ行っていらっしゃる人はお見えにならないとお聞きしております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 今、何回も私も言っているんですけど、心の病に関して今やっと、すこやかクラブというんですか、社会福祉協議会で少し、月に 1 回か 2 回、そういう方の触れ合いの場をできるような形になってきてはおりますけれども、機能的障がい者と知的障がい者に関しては、豊住園とすみれの家、これに関しては精神障がい者の受け入れ態勢はないものですから、やはりこういう形で 5 大疾病に入って、これからそのような形で心の病にかかっている

方のケアのできる、また集いのできるようなことをぜひ前向きに考えていただけたらいいかな
とっております。

次の質問に移ります。

教育現場におきます心の病、これも前から私も質問をしているんですけど、いじめからうつ病になり、それから自殺の可能性という危険性が多分にあるというのは、私自身も経験しまして、いじめというのは犯罪ですし、教育長も息子さんがそのような形で悩まれたこともあるとこの前お聞きしておるものですから、このようなことで、教育現場におけるケアというんですか、そのようなことに教育長として学校教育に対してどのようなことでかかわりを持つのか、ちょっと御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教育現場における心の病、特にうつ病ということについてですが、うつ病の原因としてはさまざまな要因が考えられます。一つには、学校等でのつらい出来事をきっかけに発症するということがあります。議員の言われているように、いじめは本人にとってとても大きくつらい悲しい出来事ですし、大人になってもその心の傷が癒えずに、つらい思いを引きずって生活することもあると認識をしております。うつ病が進むと自殺に至るケースもあるということで、教育委員会や学校といたしましても危険性は十分に認識をしております。いじめは人間として絶対に許されないことととらえて指導に当たっています。今後とも御理解いただきたいと思っております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） ぜひそのようなことで学校指導の方をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に統合失調症ですけども、WHOで、15歳から18歳までの発症率が非常に高いと。学校の教育現場において、これもまだ実験の段階で、精神科のお医者さんがどんなものであるかとか、この病気がどんなものであるか等、そのようなことで手探りで始まった学校もあるんですけども、この辺に関して、この発病率と、それから学校の教育現場としてどのように向き合うのか、ちょっと御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 統合失調症ということですが、御存じのとおり2002年度までは精神分裂とかそういった病名で言われていたところですが、主な症状として、妄想とか幻覚を現実だと考えて行動したり、異常に興奮し奇異な行動をとったり、反対に引きこもったり、悲しんだり笑ったりする場面に対しての感情の変化を見せなかったりとか、さまざまな様態があると聞いております。

また、議員がもう既に紹介していただいております、学齡期以降に多く発症すると言われておりました、小・中学校において、そこまでの感情の起伏とか、そういった行動はあまり見られるものではありません。しかしながら、小児統合失調症にかかる子供というものも現実にいるわけですので、学校現場においては、一人ひとりの様子をつぶさに観察しながら、個別のケース会、それから教育相談会、特別支援教育委員会など各種会議を通して、不可解な行動をとるとか、集中力が急に低下をしたり、感情の変化を見せなくなるとか、そういった子供たちの状態を早期につかむということと、保護者と家庭での様子の連携をとる、さらには必要に応じて専門機関、医療機関と連携していくということを考えております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） そのようなことで、教育現場において、なかなか難しい問題ですから簡単にこうするというようなことは答えがなかなか出ないと思いますけど、やはり教育長が言われるように、その症状というのをよく把握し、父兄とか専門の機関とか、いろいろ相談できる、気楽に相談できるような雰囲気をつくっていただきたいと思います。

最後に、教職員のメンタル面によるケアですけれども、教員の精神疾患は全国で 9 年で 5,458 人、過去最多、都市部で高率というように、先生の精神疾患というのが非常に多いと。きょうの岐阜新聞に、一般質問の中で、これは教員ではないんですけど、市職員が岐阜市において飛びおり自殺をされておられることのように、公務員の精神疾患が非常にふえていると。特に子供を教える教員の精神面のケアというのは、学校というか、教育全体として重要なことだと思っておるものですから、そのような対策というのは現状的にはどのように考えておられるか御答弁ください。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今度は教職員という大人のメンタルということですが、教職員については、従来になく、最近はうつ病であるとか、精神的にお医者様から診断書をいただいて休む者も出てきております。職場での人間関係、それから勤務の状態について、校長を中心に個別に面談をする、また随時その助言をするといったことを大切に、親身に管理職が耳を傾けるということをお大事にしております。また、管理職だけではなくて、学年所属の職員同士のコミュニケーションも大事だということで、同学年に所属する職員間の連携も大切にしようとしております。

教育委員会といたしましては、スクールカウンセラーを各中学校に配置して、小学校にも出かけておっていただくんですが、悩みを抱える子供たちや保護者に対するカウンセリングだけでなく、教職員そのものもカウンセリングするということが業務の一つとして位置づいておりますので、身近にいる敷居が低い専門家ということで、スクールカウンセラーの活用を図り

ながら教職員の心のケアを考えております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 特に教育現場にいる、教育長は間接的なもんですから、校長の役割というのは非常に高いと思うもんですから、そのようなことで学校の経営に関しては校長によってよく変わりますから、特にその辺のことをよく打ち合わせ、ミーティングを教育委員会としていただきたいと思います。

市職員に関しては質問はしませんけれども、やはりメンタル面の問題点も多分に発生することだろうと思いますから、ぜひその辺のことをやはりケアをしていただきたいと。そして健全な精神で市政に当たっていただきたいと切にお願いして、この質問は終わらせていただきます。

次に、この前のみずほバスの件ですけれども、私は小さなことまでちょっと書いたんですけども、総体的にこれを含めて公共バスの基本的な考えをする時点に入ってきたような気がするもんですから、路線を含めてこれでいいのかと。検討委員会がありながら、私も出したんですけども、本田の小橋の交差点まで行かずに松原の交差点下の方でおりてしまっていると。もう少し上へ行った方がいいんじゃないかと。上の方には豊住園もあるし、新しく今医療関係がいろいろできておるし、そのようなことも含めてちょっと質問事項には入っているんですけども、含めて総体的に審査委員会を起こして具体的にするのかどうか、総合的にちょっと御答弁願えれば結構だと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） みずほバスにつきましては、現在、穂積駅を中心に、主に市内における幹線道路を結ぶように路線が組んでございます。バス停の位置はできる限り利用しやすいよう設置し、朝夕は通勤・通学の利用、昼間は買い物や通院、市役所や図書館など公共施設の利用もできるようにということで、そうした観点から今の路線を考えておるわけでございます。

御質問の本田・馬場線につきましては、一周の所要時間が30分でございます。6月に私ども職員みずからそれぞれのバスに乗り込んで利用状況を調査したところでございますけれども、既に皆さんにもお知らせしたとおりでございます。基本的には穂積駅を中心に利用されている方が85人中67人と、78.8%が基本的には駅中心、途中で乗りおりという方は非常に少ないということでございます。他の路線も同様でございます、基本的にはほぼ4分の3が穂積駅の利用者ということでございます。

また、瑞穂市は面積が28.19平方キロメートル、車で駅までは遠い方で約20分だと考えています。バスの所要時間があまり長いと利用者が一気に減少する傾向にもあります。今既にある路線でも、やはり50分近くとなりますと、本当にそのつもりで回しておるんかと言われても言い過ぎじゃない部分もありますが、これをすぐ直すというのはなかなか難しいことではござい

ますけれども、やはりできる限り、穂積駅を中心にしたいということがはっきりしていますので、ある程度主要道路で短い時間というのやむを得ないと思っております。

また御質問の、本田に豊住園ということで、これにつきましては豊住園ができたところから御意見がございます。この本田地内をよく観察してみますと、現在走っているところが旧中山道、以前は県道でございます。今は新しくバイパス的にファミリーマートの方へ道路ができたということでございますが、この地域からしますと、この旧の県道は主要道路でございます。昔からこの道路へ出るようにということで道路の形態、生活形態ができておるところへ新しい道路が来たということだと思っております。現在はどうかといいますと、停留所を交差点のすぐ近くには置けませんので、もし御利用となれば、本田という停留所から歩いていただくということになるかと思っております。利用者の方をずうっと見ていますと、もっと多くの停留所が欲しいという御意見もございます。一方で、1便、多い路線で6人から8人、少ない路線ですと5人、そのためにこれだけの費用をかけていいのかと思っておられる方も多分半分見えると思っております。

私どものコミュニティーバスの利用状況はといいますと、県下では上位に位置していることは間違いございませんし、先ほどの豊住園についても、次回の見直しで十分注意はするところではあるかと思いますが、障がい者の方の施設ということで、別の方法ということも考えられないこともないかなと思ったりもします。また、バス停の新設・廃止・変更というものもある一方では新しい需要を生み出しますし、あまり運行時間が長くなると減ってしまうと、利便性が悪くなると。現実にほとんど利用されていない停留所があります。やはり高齢者の方の利用が約3割にとまっておると。どうしてもこの地域は車でということがございます。幾らバスに乗ってくださいと言っても、現実に利用者の多いバス停といいますと、本田団地、牛牧団地、そして古橋南、この三つぐらいでございます、あとのところはお1人、2人、3人というようなところだと思いますし、ほとんど乗られない停留所というのも数多くあります。

こうした中で、やはり私たちはバスがなくなるということは非常に寂しいことですし、将来のまちの発展にはつながらないと考えておりますので、穂積・リオワールド線につきましては、皆様方をお願いをし、とりあえず4月からはコミュニティーバスとして運行をしたいというふうに考えております。こうした点から、四つの路線をコミュニティーバスで運行ということになりますけれども、そうしたことも踏まえて一度見直しを今考えておる最中でございますので、また皆さんからいろんな御意見をいただいて、そうしたものを参考にしがてら協議を進め、変更していきたいと思えます。

また、基本的には主要道路を中心と最終的には私は思っておりますし、その路線がきちんと決まれば停留所をふやすということはできるのではないかなと思っておりますけれども、またそうした議論が一部の人のためだとおっしゃるのもどうかとは思いますが、先ほど申し上げた

停留所でよく利用されるということは、やはり小さいときからバスを利用しておられる。学生の時代から、子供の時代からやっぱり通勤・通学にもバスを利用してみえと。急にバスを利用しろと言っても非常に難しい部分がございますので、高齢者の方の要望が時たまたくさんありますけれども、実際に御利用いただいているかという、現実には3割であるということでもございます。と、高年齢の方にも少しでも利用していただきたいということで、まずPRを進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 路線バスについては、松野藤四郎議員もほかの議員も質問されているように、有効かつ利便性、費用効果も考えてよく検討していただきたいと思っております。

最後に、複断面水路ですけれども、これは現代的に農業用の水路と悪水と一緒にしている。例えば市街化区域において、最初は恐らく農業用水路で、カルバートボックスでいいのかな、さく板でやって真ん中の方に柱がある、この方法で最初はやってあったところが、人家がふえ、悪水が流れ、そしてそのコンクリートのコの字のところにヘドロがたまり、そして種子が落ち、非常に流れが悪くなると。そして湯水期に悪臭がし、蚊が出ると。そのようなところが本来なら、市街化区域ならば正式なU字溝というんですか、そういうものでやらなければならないようなところが農業用の簡易的な水路でやってあるために問題点が多分出てきているのは御存じだと思っております。

ですから今言うように、農業専用のところなら別ですけれども、やはり人口がふえてきて、そのような水路に関して複断面水路にするなり、そして対策というんですか、一括的に御答え願えれば結構ですけど、区長の方からの要望とか市民の方の要望も多分にあると思っておりますから、総合的に考えて、そのようなカルバートボックスの悪水と農業用水の兼用による水はけの悪さをどのように考えて、これに関して早急にやはり市民の方の、特に都市計画区域内でのこのような水路というのは本来あまりベターなことで私はないと思っておるものですから、それを解消するにはやはり複断面水路しかないような気もするし、幅の狭い水路に関してはなかなかそれも難しい点も多分にあるような気もするものですから、そのような点を含めて私の質問事項に答えて、どのような対処をするのか御答弁願えればと思っております。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御質問の複断面でございますが、水路の複断面工事は市町村合併前の旧穂積町において施行されてきました。別府・只越地区は平成8年から複断面化工事を計画的に進めておりまして、ほぼ複断面化工事が完了しております。その他の地区につきましては地元要望により順次進めており、各地区のバランスをとりながら複断面化工事をしておりまして、最近3年間ですと、平成20年度で穂積地区ほか16カ所をやっております。5,128

メートル。平成21年度には稲里地区で16工事5,100メートルです。それから平成22年度につきましては野田新田ほか5工事2,125メートル、本年度は本田、穂積、別府、稲里、野田、野白、こういうところで約2,650メートルを予定しております。

今後の複断面化工事ですが、今のところ要望いただいているところは稲里ほかあと6地区ぐらいでございます。延長としては約6,500メートルぐらいでございますので、これにつきましても順次計画的に進めていきたいと思っておりますが、複断面は一つ断面が小さくなるという面もありますので、いろいろ地域の状況に応じて進めていきたいと思っておりますし、蚊とかなんかににつきましては、議員御存じのように、やはり暫定的な工事ですので、これは下水道を推進して整備を進めていくのが市街化区域については本来ではないかなというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） そのようなことで、部長も御存じだと思っておるものですから、上本田の方でこの間もちょっと見たんですけど、区長からとか調査委員から申請はないかもわからんですけど、結構断面のまだなされていなく蚊が出ると、夏場には大変だというような住民の話も聞いておるものですから、そのようなことも含めて、市街化になっているところに関してはやはりそのような対処をして、文化的な生活のできる水のきれいな市というのを市長も言っていることですから、ぜひ前向きに考えていただきたいと思っております。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） みづほ会、堀武君の会派代表質問を終わります。

これで会派代表質問を終わります。

散会の宣告

議長（星川睦枝君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後5時35分